



第7期 兵庫県 障害福祉実施計画



令和6年3月

兵庫県

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 区域の設定	7
4 計画の考え方	9
5 計画の数値目標の設定	12

第2章 成果目標

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	14
成果目標2 精神障害者を地域全体で支える体制の構築	16
成果目標3 地域生活支援の充実	22
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等	25
成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等	28
成果目標6 相談支援体制の充実・強化等	32
成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上	34

第3章 活動指標

活動指標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (「精神障害者を地域全体で支える体制の構築」を含む)	36
活動指標2 地域生活支援の充実	48
活動指標3 福祉施設から一般就労への移行等	50
活動指標4 発達障害者等に対する支援	54
活動指標5 障害児支援の提供体制の整備等	58
活動指標6 相談支援体制の充実・強化等	65
活動指標7 障害福祉サービス等の質の向上	67

第4章 県地域生活支援事業

1 専門性の高い相談支援事業	74
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	75
3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業等	77
4 広域的な支援事業	79
5 その他の事業	81

第5章 県独自の率先取組指標

1 「ひと」分野	84
2 「参加」分野	86
3 「情報」分野	89
4 「まち・もの」分野	90

第6章 障害保健福祉圏域計画

1 神戸 障害保健福祉圏域計画	94
2 阪神 障害保健福祉圏域計画（阪神南地域）	100
3 阪神 障害保健福祉圏域計画（阪神北地域）	106
4 東播磨 障害保健福祉圏域計画	112
5 北播磨 障害保健福祉圏域計画	118
6 播磨姫路 障害保健福祉圏域計画（中播磨地域）	124
7 播磨姫路 障害保健福祉圏域計画（西播磨地域）	130
8 但馬 障害保健福祉圏域計画	136
9 丹波 障害保健福祉圏域計画	142
10 淡路 障害保健福祉圏域計画	148

第7章 参考資料

1 兵庫県障害福祉審議会条例	156
2 兵庫県障害福祉審議会名簿	158
3 参考法規	159

障害の表記について

本計画では、文中の全ての箇所で「障害」の表記を用いています。これは、兵庫県障害福祉審議会において当事者の方々を交えて議論したところ、「害」の字をほかの漢字やひらがなに変えることは、障害のある人が生活する上での様々な社会的障壁があることに対する社会全体としての認識・理解（社会的障壁の除去は社会の責務）をかえって曖昧にしてしまう」という意見が大勢を占めた結果

を踏まえたものです。

将来は「障害」に代えて適切な言葉が使われ、障害者という呼称自体がなくなるべきと考えます。

しかし、それまでの間は「障害」の表記を用いることで「障害の社会モデル」の考え方を踏まえつつ、全ての人々が社会で当たり前のように生活できるように、施策の充実や差別解消のための啓発に努めていきます。

第 1 章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、兵庫県における障害者福祉施策の基本方針である「ひょうご障害者福祉計画」を実現するための実施計画として、同計画の基本理念を踏まえて、障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

第6期兵庫県障害福祉実施計画（以下「第6期計画」という。）は、令和5年度に計画期間が終了します。このため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の改正や、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、新たな計画を策定しました。

合理的配慮とは ～理に適った工夫の積み重ね～

障害者の権利に関する条約では、「『合理的配慮 (Reasonable accommodation) 』とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされています。

また、社会的障壁により生ずるものが障害であり、社会的障壁を取り除き（合理的配慮の提供）、障害のある人の主体的な完全参加を目指すことが社会全体の責務であるとする「障害の社会モデル」の立場を取っています。

この合理的配慮は、日本では「配慮」と訳されていますが、「accommodation（適応、調和）」の意味からも、日本語の「配慮」が意味としてもつ気遣いや心配り等ではなく、本来は心身機能に障害のある人の状況に適応・調和した環境の改善等を求めているものです。

また、令和6年4月以降の民間事業者への合理的配慮提供義務化に合わせた取組が進められていますが、それが必要とされる場を、店舗・サービスや学校・職場等に限定して考えるものではなく、地域社会、インフォーマルなコミュニティ、SNSにおける世論など、社会全体において取り組むべき課題であり、「理に適った工夫の積み重ね」が求められています。

【参考：障害の社会モデル】

以前は、「障害」とは、個人の心身機能の障害に着目して、個人の努力で残存機能の拡大や喪失機能の代替により社会適応を目指すとする、「障害の医学モデル」の考え方がとられていました。しかし、現在では、ICF（国際生活機能分類：WHO）や障害者の権利に関する条約において示されたように、「障害」は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、環境の改善等により社会的障壁を取り除き、障害のある人の主体的な完全参加を目指すことは社会全体の責任であるという、社会環境に着目した「障害の社会モデル」の考え方へと変化しています。

<社会的障壁の種類と例>

物理的：公共交通機関、道路、建物等で物理的に生じるもの（段差、狭い通路等）

制度的：教育、就労、地域生活で、能力以外で機会が均等でないもの（イベントへの参加等）

情報面：音声や文字等の情報が提供されないことで生じるもの（音声のみのアナウンス等）

意識上：偏見、差別、無関心等

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第89条第1項に規定する「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に規定する「都道府県障害児福祉計画」として、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号、以下「基本指針」という。）」に即して策定するものです。

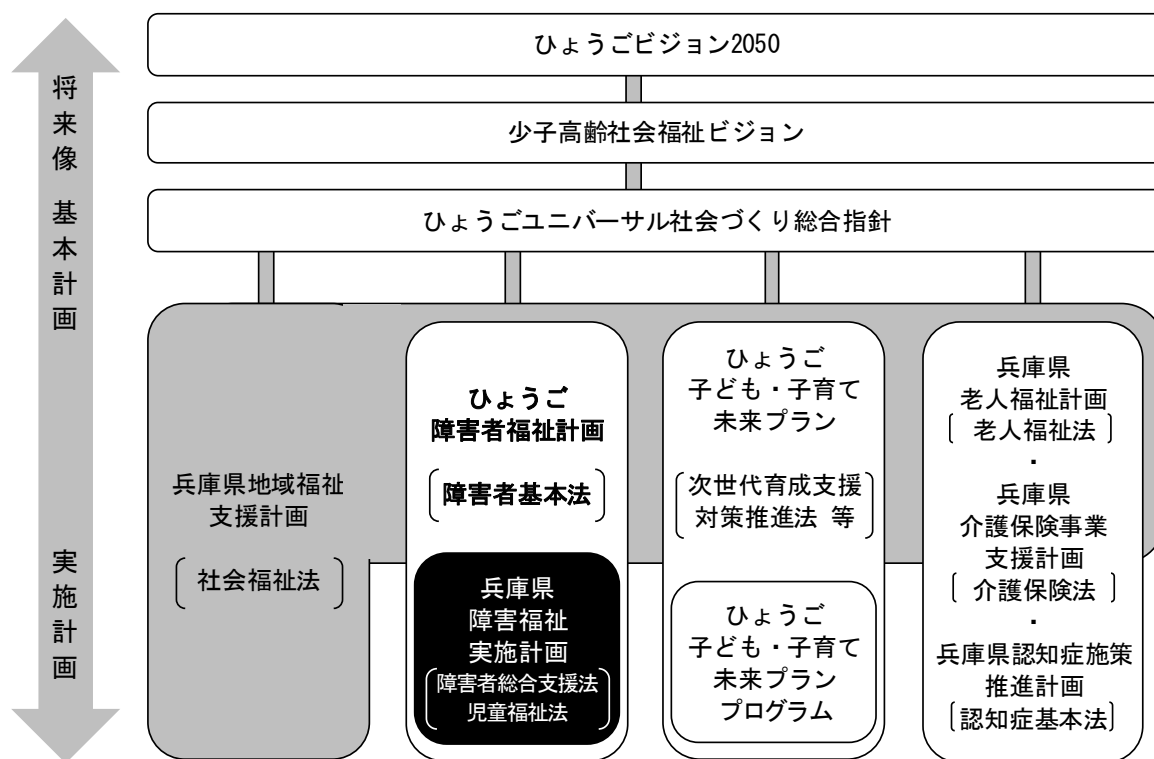
区分	第2期ひょうご障害者福祉計画	第7期兵庫県障害福祉実施計画
策定根拠	<p>障害者基本法</p> <p>第11条第2項 都道府県は、国の障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</p>	<p>障害者総合支援法</p> <p>第89条第1項 都道府県は、(略)各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>児童福祉法</p> <p>第33条の22 都道府県は、(略)各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p>
位置付け・内容	<ul style="list-style-type: none"> 同法第10条に基づき、施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、かつ、有機的連携の下に総合的に策定、実施する必要がある。 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第11条第1項に基づき国が策定する障害者基本計画を基本とする。 国の障害者基本計画では、生活環境、情報、防災・防犯、差別解消・権利擁護、自立生活・意思決定支援、保健医療、雇用・就業、教育、文化芸術活動・スポーツ、国際協力等について定められている。 	<p>【法定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、障害児通所支援及び障害児相談支援の必要な見込量 障害者支援施設及び障害児支援施設等の必要入所定員総数 地域生活支援事業の実施に関する事項 <p>【定めるよう努めるべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の必要見込量の確保方策 障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、障害児通所支援及び障害児相談支援の確保又は資質向上のための措置 障害者支援施設及び障害児入所施設等のサービスの質の向上のための措置 等
計画期間	法律上の規定なし	基本指針で3年を一期とすることを基本と規定
国の所管	内閣府	厚生労働省、こども家庭庁

(2) 他の計画との関係

本計画は、県民とともに描いた県政の基本方針「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「みんなが生きやすい地域」「安心して子育てできる社会」「安心して長生きできる社会」を実現する障害福祉分野の実行プログラムです。

また、上位計画である少子高齢社会福祉ビジョン、ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針のもと、**障害者基本法に基づく「ひょうご障害者福祉計画」の実実施計画**として策定するものであり、兵庫県地域福祉支援計画、ひょうご子ども・子育て未来プラン、兵庫県老人福祉計画、兵庫県特別支援教育第四次推進計画等との連携・整合を図った計画です。

【兵庫県障害福祉実施計画と他の計画との関係】



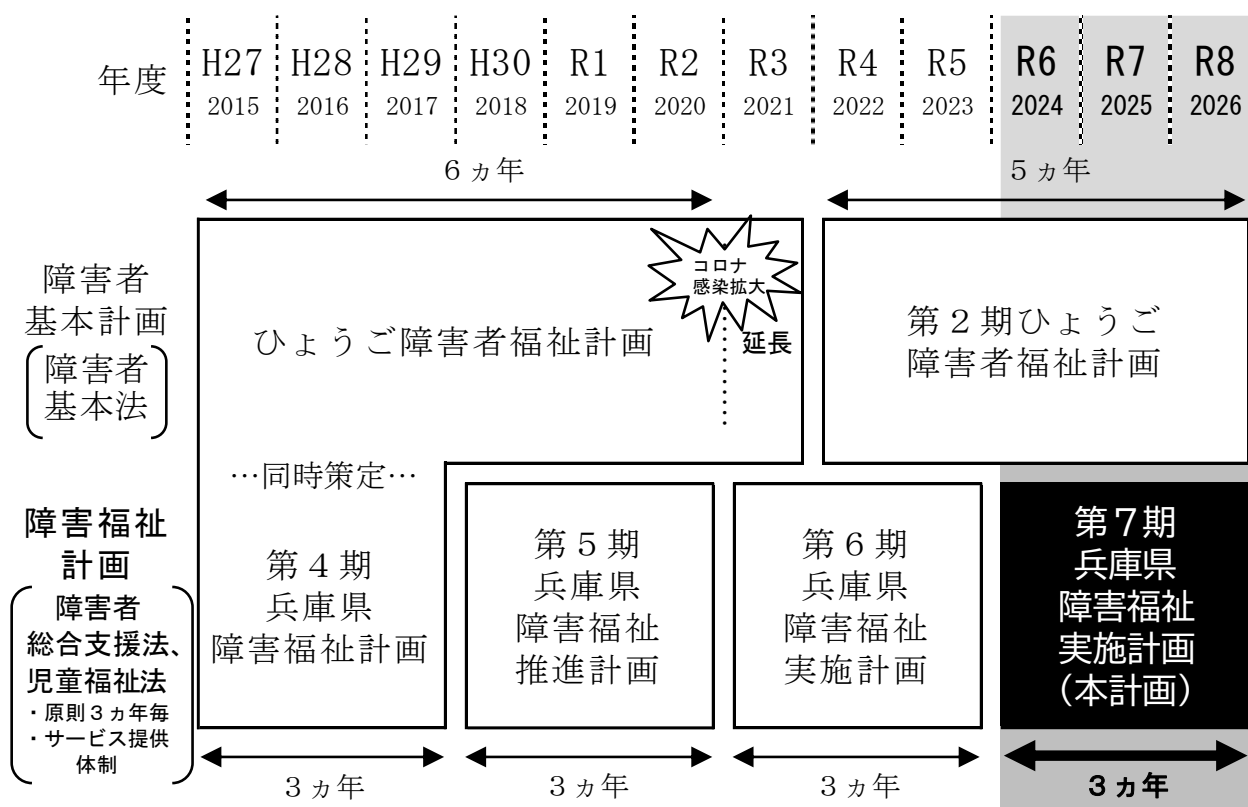
(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3ヵ年とします。

なお、進捗状況等については、定期的に兵庫県障害福祉審議会及び兵庫県障害者自立支援連絡協議会で報告・議論を行うとともに、法改正やそれに伴う制度改正、状況の変化等によりサービス見込み量に乖離が生じた場合には、必要に応じて本計画を見直すこととします。

令和 6 ▶ 8 年度 (3ヵ年)
2024 2026

【ひょうご障害者福祉計画と兵庫県障害福祉実施計画の計画期間】



(4) 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第4条に規定する障害者及び児童福祉法第4条第2項に規定する障害児を対象としています。

ア 障害者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む）のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

イ 障害児

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童

3 区域の設定

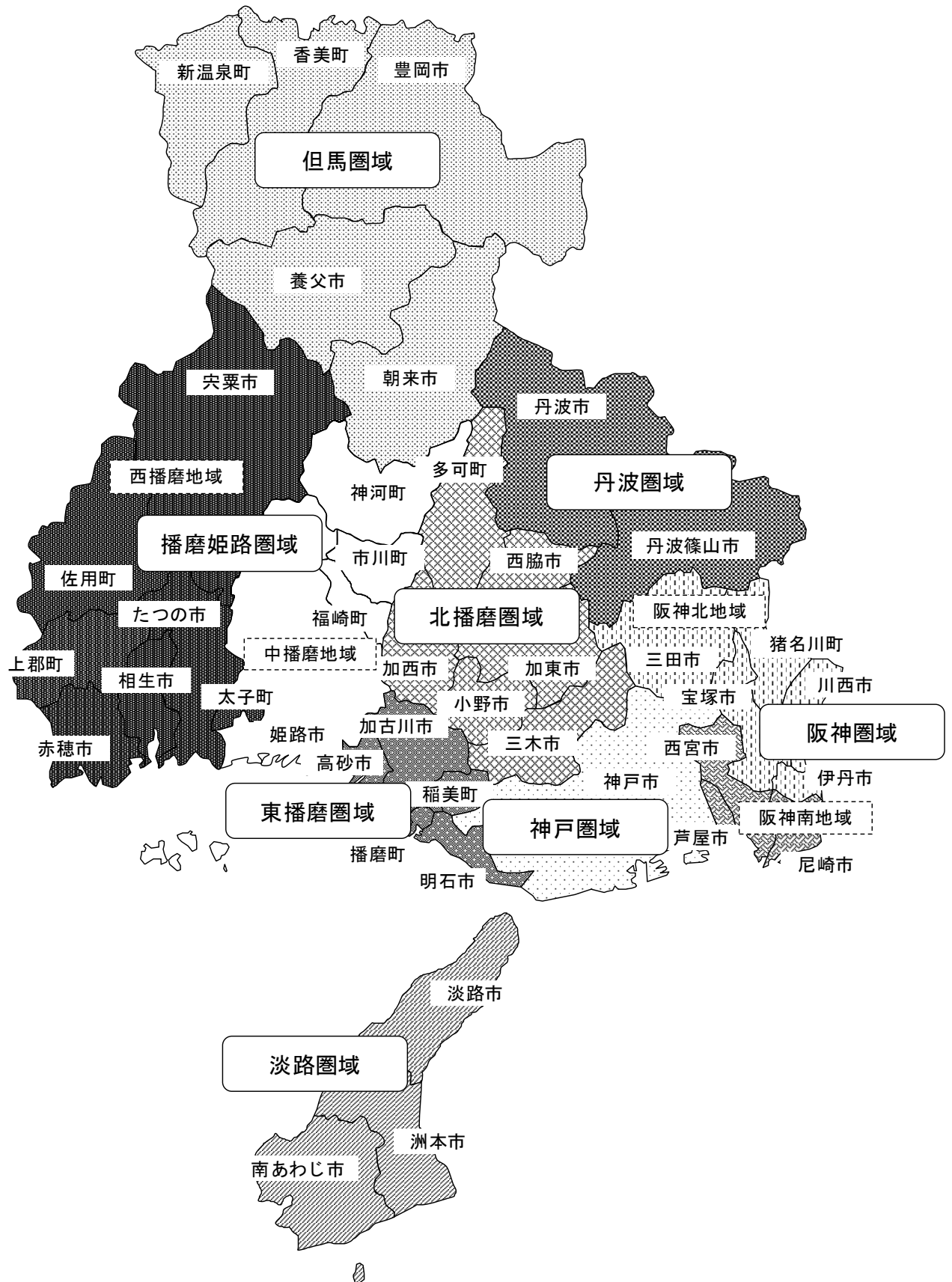
人口構成や保健医療需給、障害福祉サービスを提供する資源などは地域ごとに異なります。障害のある人に適切な障害福祉サービスを提供するため、本県では、医療や介護との連携強化を図る観点から、兵庫県保健医療計画及び兵庫県老人福祉計画で定める圏域に準拠し、8の障害保健福祉圏域を設定します。なお、第6章の各圏域における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込は、10地域（県民局及び県民センターの区域）で整理します。

全県域に加え、各障害保健福祉圏域でも見込量や数値目標を設定するとともに、各圏域の課題や実情を踏まえて今後の取り組み方針等について定め、障害福祉サービス等の着実な実施を図ります。

【各圏域の概要（令和5年4月1日時点）】

圏域（地域）		構成市町	面積(km ²)	人口(人)
神戸		神戸市	557.05	1,501,678
阪神	阪神南地域	尼崎市、西宮市、芦屋市	169.14	1,031,815
	阪神北地域	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	480.89	704,303
東播磨		明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	266.33	711,447
北播磨		西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	895.61	256,382
播磨姫路	中播磨地域	姫路市、市川町、福崎町、神河町	865.25	562,614
	西播磨地域	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	1,566.97	237,943
但馬		豊岡市、養父市、朝来市、新温泉町、香美町	2,133.30	150,797
丹波		丹波篠山市、丹波市	870.80	97,982
淡路		洲本市、南あわじ市、淡路市	595.63	123,444
計			8,400.95	5,378,405

【兵庫県障害保健福祉圏域、県民局及び県民センターの区域、構成市町】



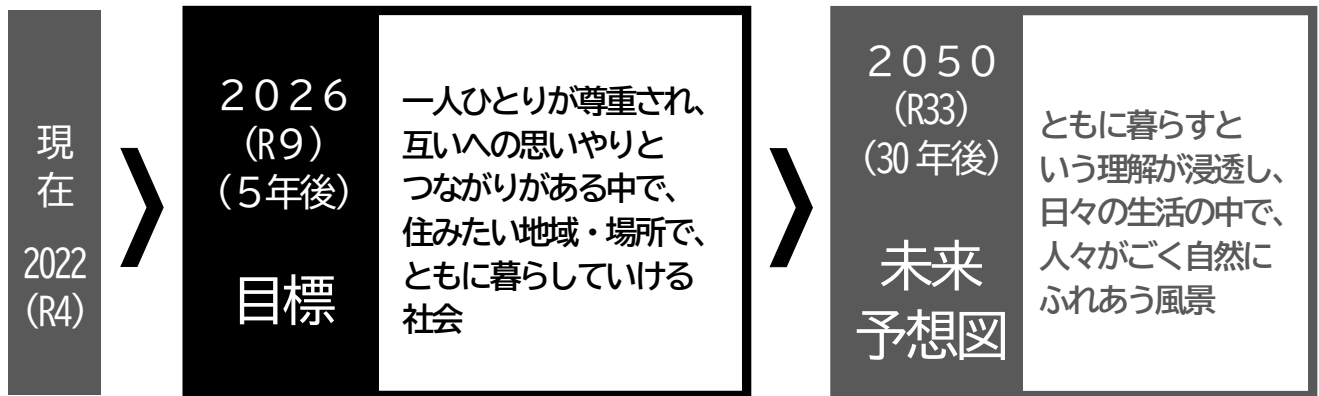
4 計画の考え方

(1) 目標と基本理念

兵庫県における障害者福祉施策の基本方針である第2期ひょうご障害者福祉計画では、2026年の目標として「一人ひとりが尊重され、互いへの思いやりとつながりがある中で、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会」の実現を目指すこととし、これを達成するための基本理念として「共生社会の実現」「自己決定の尊重」「その人が望む生活（社会参加の機会）の尊重」を掲げています。

上記は障害者基本法の趣旨に沿ったものであり、本計画はひょうご障害者福祉計画の実施計画であることから、本計画においても同様に目標と基本理念として位置付けます。

【第2期ひょうご障害者福祉計画（R4.3策定）の目標と基本理念】



基本理念

共生社会の実現

全ての人々が、かけがえのない人として尊重され、地域の一員として安心して暮らし、ともに支え合う社会の実現

自己決定の尊重

全ての人々が、必要に応じた適切な意思決定支援のもと、自らの決定が最大限に尊重される社会の実現

その人が望む生活（社会参加の機会）の尊重

全ての人々が、社会のあらゆる活動への参加の機会が保障され、その人が望む生活が尊重される社会の実現

(2) 取組の視点

第2期ひょうご障害者福祉計画の実施計画として必要な取組の視点として、以下の点を踏まえた計画としています。

ア 地域共生社会の理念

第5期兵庫県地域福祉支援計画において、「つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご～“誰も取り残されない”地域づくり～」を目標に、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様な主体が我が事として参画し、誰も取り残されず、世代や分野を超えてつながり・支え合うことで、地域住民一人ひとりの暮らし・生きがい、地域をともにつくる地域共生社会を目指すこととしています。

本計画においてもこの取組と歩調を合わせ、施策を推進していきます。

(ア) 包括的支援

これまで社会保障分野では高齢者、障害者、児童、生活困窮などの分野ごとに専門的な支援を充実してきました。しかし現在では、障害のある子と親の「親なきあと」の問題、障害のある家族の日常生活のケアをするケアラー・ヤングケアラー、高齢の親が支援の必要なひきこもり状態にある中高年の子どもの生活を支える8050問題、社会的孤立など、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しており、個々の制度別の仕組みのもとでは十分な対応が難しいと考えられています。

このため、社会福祉法の改正により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備が市町の努力義務となり、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、制度の縦割りを超えて人のつながりを再構築しようとする「重層的支援体制整備事業」が創設されました。市町が進める重層的支援体制の整備との連携を図りつつ、個人や家族の抱える様々な課題やニーズを包括的に支援するよう取り組んでいきます。

(イ) ともに暮らすコミュニティづくり

障害のある人が、地域やコミュニティのなかで、自らの希望や能力に応じて、まちづくりや就労などの役割を果たすことにより、自己肯定感や自己有用感を育むとともに、居場所や社会とのつながりを深めることとなります。

そのためには、就労継続支援B型や地域活動支援センターをはじめとした障害福祉サービス事業が、地域産業やまちづくり活動を行うNPOなど多様な主体・分野と連携して就労・居住支援を進め、地域において一定の役割を果たすことなどを通じて、地域住民の障害への理解に加え、障害のある人の地域への理解など相互の理解が深まるとともに、地域社会の持続可能性を高め、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すことができます。

制度・分野ごとの縦割りや、支え手（支援する側）・受け手（支援される側）という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が我が事として参画し、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていくことで、ともに暮らすという理解が浸透し、日々の生活の中で、人々がごく自然にふれあう風景を目指します。

イ 良質で安心できる障害福祉サービスの安定的な提供体制の確保

(ア) 人材の確保・育成・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって良質で安心できる障害福祉サービス等を安定的に提供し、精神障害や強度行動障害のある人の地域での支援などのきめ細やかな取り組みを進めるためには、提供体制を担う人材の確保と定着を図る必要があります。専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進により、意欲ある人材が障害福祉サービスの現場で活躍できるよう取り組みます。さらに、職員の処遇改善等の職場環境の整備、ICTや介護ロボットの積極的な導入による事務負担の軽減・業務の効率化・スタッフの身体的負担等の軽減及び外国人介護人材の受入等を推進し、人材の確保と定着を図ります。

(イ) 障害者虐待の防止

障害福祉サービスの提供にあたって、職員からの虐待はあってはならないことです。障害福祉サービス事業者及び精神科病院の監査・実地指導での適切な指導に加え、事業者等に対する研修や、虐待の未然防止と早期発見の観点からの障害支援専門員及びサービス管理責任者等への法定研修の機会を用いた周知啓発等を通じて、障害のある人が、権利の主体として、人間としての尊厳を保持できる社会の構築に取り組みます。

(ウ) 事業継続と次の危機への備え

障害福祉サービスの提供は、障害のある人及びその家族の生活を支える上で基礎となる必要不可欠なものです。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大において生じた混乱と同様に、今後も、新たな感染症、気候変動や災害、エネルギー危機、経済・金融危機などの世界規模の混乱が起きる可能性があります。そのようななかにあっても、障害福祉サービスを確実に提供するために、BCP（事業継続計画）の策定等の万全の備えが必要です。

※「社会的排除」と「社会的包摂」

様々な要因が積み重なり、雇用、家族、コミュニティなど、社会との関係性から切り離されるプロセスを「社会的排除」といい、その構造と要因を克服し、プロセスの進行を食い止め、再び社会の一員として受け入れる取組が「社会的包摂」です。

5 計画の数値目標の設定

計画の基本的考え方に基づき、国の基本指針に示された考え方を踏まえ、以下の数値目標等を設定します。

【数値目標の項目】

項目	内容
成果目標	<p>地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するために必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び各個別事業の効果として実現する障害福祉施策の到達状況として設定します。</p> <p>【成果目標1】 福祉施設の入所者の地域生活への移行 【成果目標2】 精神障害者を地域全体で支える体制の構築 【成果目標3】 地域生活支援の充実 【成果目標4】 福祉施設から一般就労への移行等 【成果目標5】 障害児支援の提供体制の整備等 【成果目標6】 相談支援体制の充実・強化等 【成果目標7】 障害福祉サービス等の質の向上</p>
活動指標	<p>成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の給付量や各個別事業の実施見込み等として設定します。</p> <p>【活動指標1】 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (「精神障害者を地域全体で支える体制の構築」を含む) 【活動指標2】 地域生活支援の充実 【活動指標3】 福祉施設から一般就労への移行等 【活動指標4】 発達障害者等に対する支援 【活動指標5】 障害児支援の提供体制の整備等 【活動指標6】 相談支援体制の充実・強化等 【活動指標7】 障害福祉サービス等の質の向上</p>
県地域生活支援事業	<p>成果目標の達成に資するよう、県の実情に応じて、実施見込み等を設定します。</p>
本県独自の 率先取組指標	<p>上記に加えて、成果目標の達成に資するよう、本県で独自に指標を設定します。</p>

【成果目標と活動指標の関係】



第 2 章

成果目標

成果 目標 1

福祉施設の入所者の地域生活 への移行

ア 現状と課題

第6期計画における数値目標設定時の基準年である令和元年度末から令和4年度末にかけて、施設入所者は5,301人から5,288人に減少しました（令和元年度末時点の施設入所者の0.2%減少）。また、福祉施設から地域生活への移行者数は、第6期計画目標の312人に対して、令和4年度末実績で203人となっています。入所者本人の高齢化・重度化、介護者の高齢化等が進む中、施設入所者数の減少や地域生活への移行者数の増加に鈍化が見られ、第6期計画における目標値に及ばない見込みです。

地域生活への移行を推進するため、相談支援や生活訓練等を着実に実施するとともに、平成30年度に制度化された自立生活援助（一人暮らしを希望する障害者の見守り支援）の更なる普及、緊急時の体制、日中活動の場の整備や人材確保などを、引き続き行っていく必要があります。

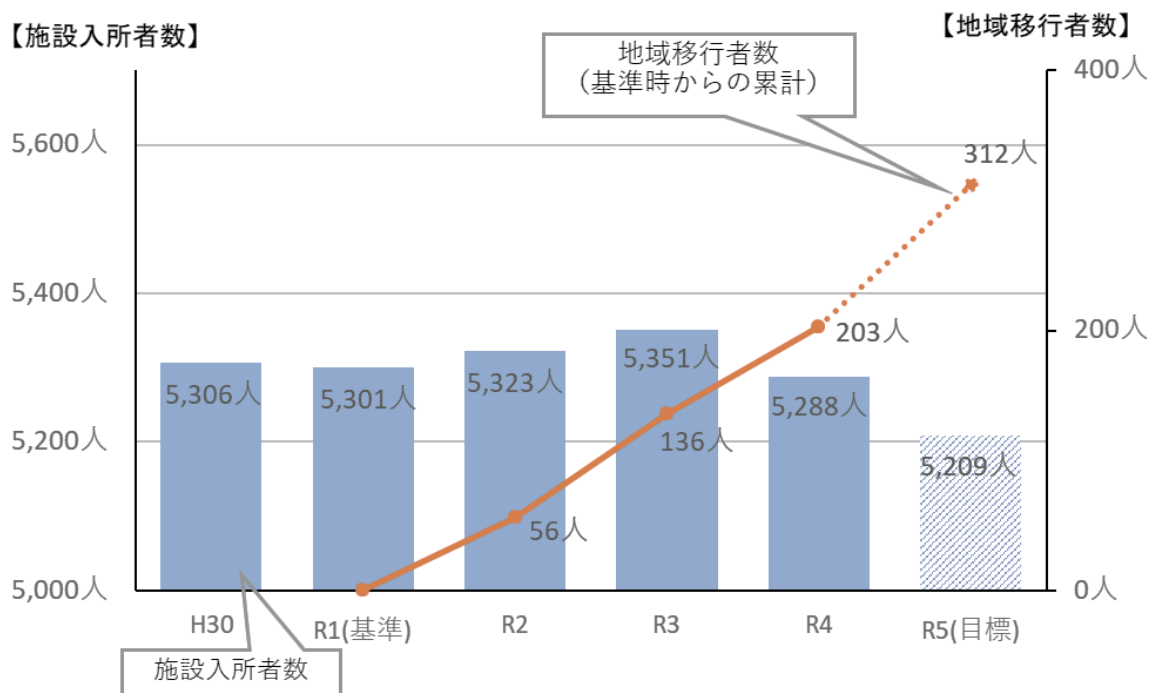
併せて、障害特性に応じ、地域移行にあたっての自立意欲の向上や不安解消のため、利用者と同じ目線に立った相談・助言を行うピアサポートの活用を図ることも課題です。

さらに、施設入所者の重度化・高齢化に伴い、常時支援を必要とする人に対応するため、平成30年度に制度化された日中サービス支援型グループホームや、同制度を活用した県独自の医療支援型グループホームを含め、多様な住まいの選択肢を整備していく必要があります。

【第6期計画の実績】

	R元年度末 (第6期基準時)	R4年度末 (第6期2年目実績)	R5年度末 (第6期目標)
①福祉施設から地域生活 への移行者数	—	203人 (基準時からの累計)	312人 (基準時からの累計)
②施設入所者数	5,301人	5,288人	5,209人

【施設入所者数と地域移行者数の実績と第6期計画目標】



イ 今後の目標

福祉施設から地域生活への移行者数については、直近の移行割合は3.8%（203人）であり（令和2年度末時点：1.1%、令和3年度末時点：2.6%、令和4年度末時点：3.8%）、伸びが第6期計画の目標値5.9%（312人）に及ばず低調な状況であるが、令和8年度末までに6.0%、318人が地域に移行することを目標とします。

また、施設入所者数については、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数をグループホームの更なる整備などで5.0%削減し、5,023人にすることを目標とします。

【数値目標】

	R4年度末 (基準時)	R8年度末 (目標)
①福祉施設から地域生活への移行者数	—	318人 (6.0%) (基準時からの累計)
②施設入所者数	5,288人	5,023人 (△5.0%)

成果 目標 2

精神障害者を地域全体で支える 体制の構築

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を着実に実現していくため、第8次兵庫県保健医療計画との整合性を図りつつ、精神病床における早期退院率及び精神病床における1年以上長期入院患者数の具体的な目標値を設定するとともに、地域の保健、医療、福祉関係者が連携して取り組む仕組みを構築します。

(1) 精神病床における早期退院率

ア 現状と課題

入院中の精神障害者にかかる地域移行の推進に向けて、各健康福祉事務所を中心とした医療・福祉等の関係機関による連絡会議の開催や、精神保健福祉センター、各健康福祉事務所による関係機関への研修等を実施しています。さらに、精神科病院の入院患者に対してピアサポーター等が退院意欲の喚起や地域活動体験のサポート等を行う退院支援プログラム、地域に移行する精神障害者の受け皿となるグループホーム等の整備や就労継続支援など、障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

国において公表されている直近値（匿名医療保険等関連情報データベース（以下「NDB」という。）令和2年度データ）によると、入院後3ヶ月時点の退院率は63.1%（第6期計画目標値69.0%）、入院後6ヶ月時点の退院率は80.9%（同86.0%）、入院後1年時点の退院率は88.6%（同92.0%）となっています。

長期入院者数は減少しているものの、令和2年度（直近値）の早期退院率の実績値は低調であり、目標に及ばない見込みです。早期の退院促進に併せて、退院に向けた環境調整等、地域定着を見据えた支援が行われるよう、引き続き支援体制整備を図る必要があります。

【第6期計画の実績】

	H30年度 (基準時)	R2年度 (実績)	R5年度 (第6期目標)
入院後3ヶ月時点の退院率	62.5%	63.1%	69.0%
入院後6ヶ月時点の退院率	82.8%	80.9%	86.0% (84.0%※)
入院後1年時点の退院率	89.9%	88.6%	92.0% (91.0%※)

※第6期計画策定時に公表された目標値と現在の実績値とでは分析手法が異なるため、現在の実績値と比較できる分析方法により算出した目標値を参考として記載

イ 今後の目標

精神科医療における病院完結型医療から地域完結型医療への転換をより一層進めるため、各医療機関の医療機能の明確化や意識改革を進めるとともに、地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の強化を図ることで、早期の退院を推進します。具体的には、令和8年における入院後3ヶ月時点の退院率については68.9%、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5%、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とします。

【数値目標】

	R2年度（現状値）	R8年度（目標）
入院後3ヶ月時点の退院率	63.1%	68.9%
入院後6ヶ月時点の退院率	80.9%	84.5%
入院後1年時点の退院率	88.6%	91.0%

※目標値は、国の基本指針に即して設定している

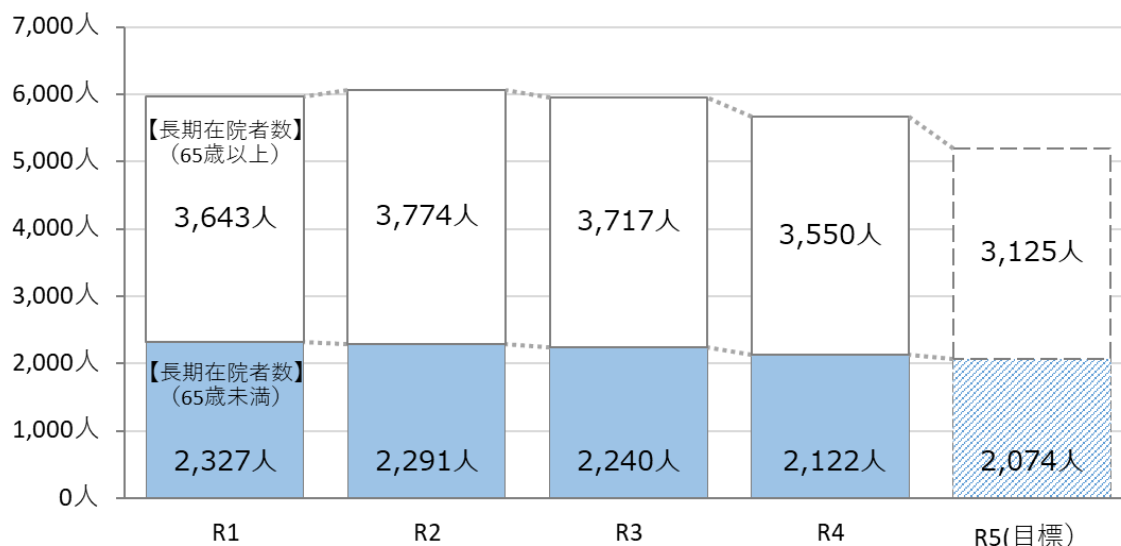
(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数

ア 現状と課題

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでなく、県や市町など行政を中心とした地域精神保健福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。

令和4年6月末現在において、長期入院患者数（65歳以上）は3,550人（第6期計画目標値3,125人）、長期入院患者数（65歳未満）は2,122人（第6期計画目標値2,074人）となっています。

【長期入院者数の実績と第6期計画目標】



【第6期計画の実績】

	R元年度 6月末(基準時)	R4年度 6月末(実績)	R5年度 (第6期目標)
長期入院患者数（1年以上） の減少（65歳以上）	(在院数)3,643人 (削減率) —	3,550人 △2.6%	3,125人 △14.2%
長期入院患者数（1年以上） の減少（65歳未満）	(在院数)2,327人 (削減率) —	2,122人 △8.8%	2,074人 △10.9%

※国においては「包摂」と「包容」の用法に統一的な考え方はありません。本計画では、様々な状況や状態にある人や、様々な価値観を尊重し、違いを認めつつともに支え合う共生社会を目指して、「ある概念が、より一般的な概念に包括される従属関係」との意味を持つ「包摂」を使用しています。

【参考：上記の成果目標を達成するために必要な活動指標】

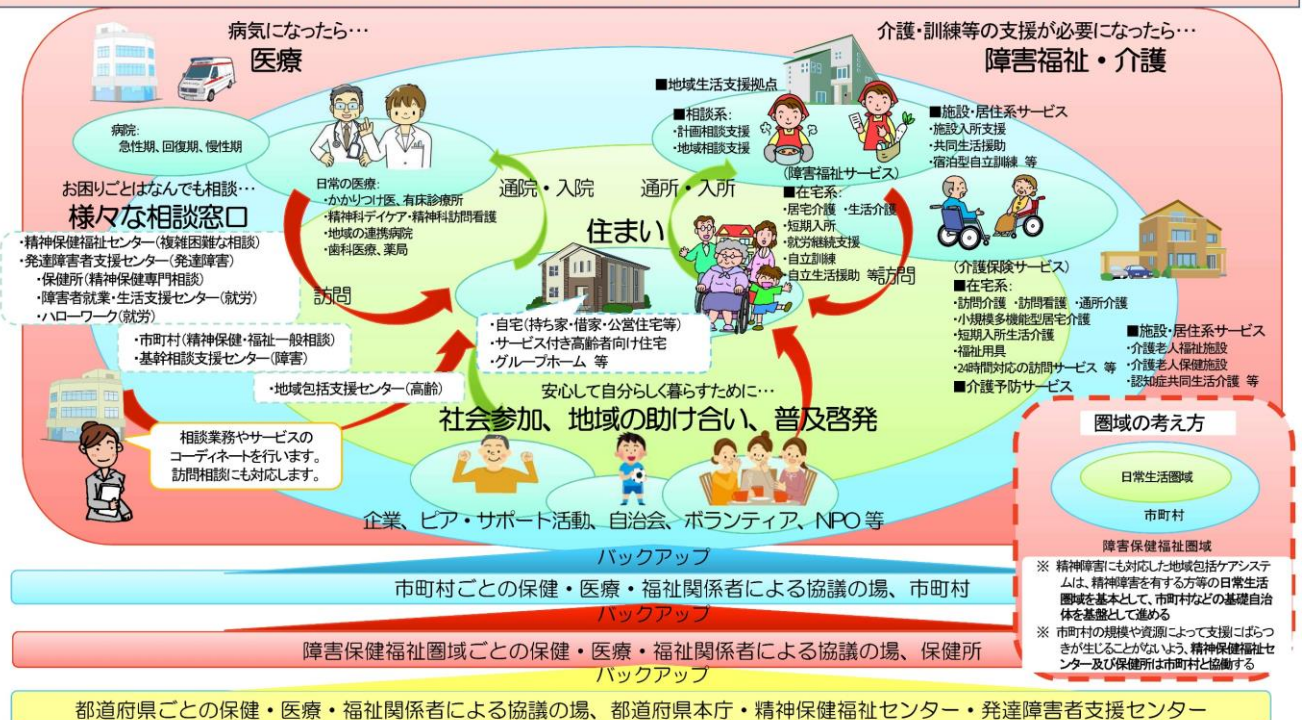
	R元年度 6月末(基準時)	R4年度 6月末(実績)	R5年度 6月末(第6期目標)
地域移行に伴うグループホーム等整備量(65歳以上)	487人	674人	1,130人
地域移行に伴うグループホーム等整備量(65歳未満)	804人	1,026人	1,080人

※「地域移行に伴うグループホーム等整備量」は、国が定めた推計式で算出された慢性期入院需要と実績値との差

＜「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」イメージ図＞

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害者の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



【出典：厚生労働省資料】

イ 今後の目標

保健・医療・福祉等の連携による支援体制の推進、地域の精神保健医療福祉の受入体制の整備、また、ピアサポートを活用した退院促進等の有効な地域移行支援の手法を検討、進めることにより、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行や地域生活への定着が可能となることから、これらの取り組みの強化を図り、令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を5,102人まで減少させることを目標とします。

【数値目標】

	R4年度 6月末(現状値)	R8年度 (目標)
長期入院患者数（1年以上）の減少（65歳以上）	(在院数)3,550人 (削減率) —	3,099人 △12.7%
長期入院患者数（1年以上）の減少（65歳未満）	(在院数)2,122人 (削減率) —	2,003人 △5.6%

※目標値は、国の基本指針に即して設定している

(3) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

ア 現状と課題

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するには、地域生活に移行した精神障害者が、地域に定着し、安心した暮らしが継続できるよう、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があります。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は、国において公表されている直近値（令和2年度NDBデータ）によると、325.7日（第6期目標値 316日）となっています。

【第6期計画の実績】

	H28年3月 (基準時)	R2年度 (実績)	R5年度 (目標)
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	311日	325.7日	316日 (325日※)

※第6期計画策定時に公表された目標値と現在の実績値とは、分析手法が異なるため、現在の実績値と比較できる分析方法により算出した目標値を参考として記載

イ 今後の目標

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の目標を、上位10%の都道府県が達成している325.3日以上とします。

【数値目標】

	R2年度 (現状値)	R8年度 (目標)
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.7日	325.3日

※目標値は、国の基本指針に即して設定している

成果 目標 3

地域生活支援の充実

ア 現状と課題

障害者等の地域生活を支えるサービスの整備が進んでいますが、障害者等やその家族が地域で安心して暮らし続けて行くための緊急時の相談や短期入所等での受け入れ体制、特に、強度行動障害を有する者や医療的ケア児など、より支援が必要な障害者等への対応が課題となっています。

また、入所施設や病院からの地域移行、親元から自立しての一人暮らし等といった地域生活に向けた体験利用の機会や場の確保など、地域移行の推進も課題となっています。

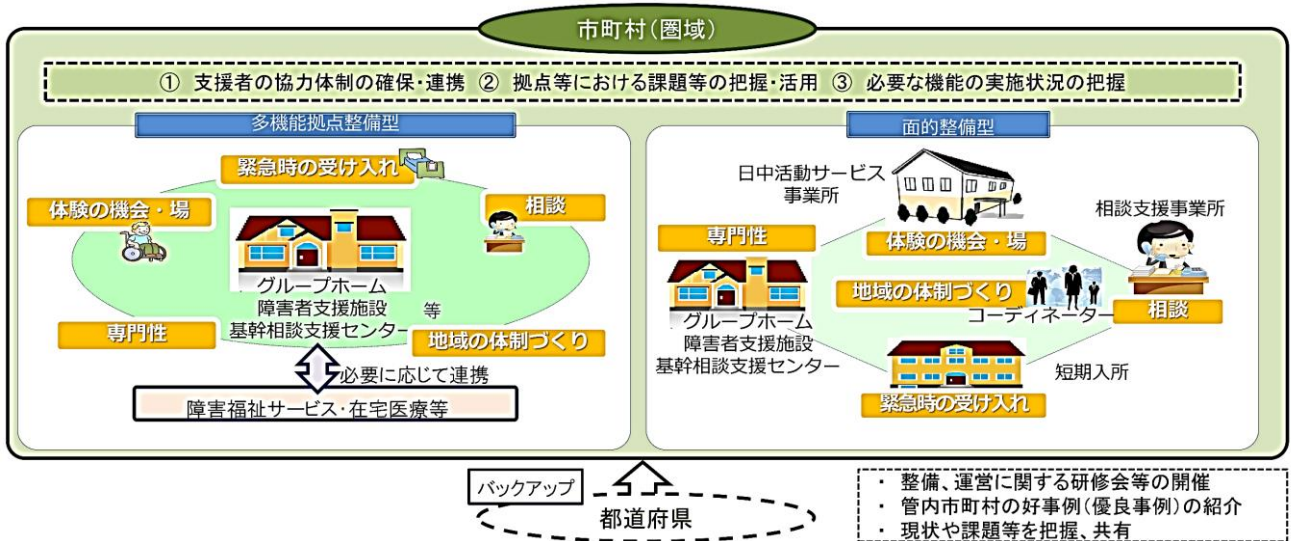
地域生活支援拠点等は、こうした課題に対応するために市町が中心となり、障害者等が安心して暮らしていくことができる地域の支援体制の整備を目的として設置するものですが、令和5年4月1日時点における整備状況は27市町域にとどまっています。

地域の強度行動障害を有する者を確認し、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくとともに、そうした支援ニーズを踏まえて地域の支援体制の整備を進めていくことが重要であり、市町は、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材や現場の支援において中心となる中核的人材からの助言を得つつ、地域の実態把握の取組を進める必要があります。

地域の支援ニーズの把握とそれを踏まえた支援体制の整備にあたっては、自治体、基幹相談支援センター、地域の支援機関、当事者団体等が参画する自立支援協議会等の場を活用することが重要です。

- ※ 地域生活支援拠点等とは、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制を意味します。
- ※ 強度行動障害とは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態です。

【地域生活支援拠点等のイメージ図】



【出典：厚生労働省資料】

【第6期計画の実績】

	R4年度実績 (第6期2年目実績)	R5年度 (第6期計画目標)
地域生活支援拠点等の整備	27市町	41市町

※複数市町による共同設置も可

イ 今後の目標

障害者等の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までに、全市町において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）します。加えて、その機能充実に向けた各市町の取組として、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行います。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要です。各市町において、地域の実情に応じて近隣市町と連携・協働し、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を計画的に進めます。県はスーパーバイザーの養成を通して、高い専門性を有する広域的支援人材等を配置し、支援体制の整備や市町支援を行います。

【数値目標】

	R4年度 (参考値)	R8年度 (目標)
地域生活支援拠点等の整備（※）	27市町	41市町
地域生活支援拠点等の機能の充実のため効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	(14市町)	41市町
地域生活支援拠点等の機能の充実のため支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	19市町	41市町
強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握	(4市町)	41市町
強度行動障害を有する者の支援体制の整備	(2市町)	41市町
強度行動障害を有する者の支援を行うため地域において核となる指導施設（スーパーバイザー）の養成	—	8圏域

※複数市町村による共同設置も可

成果 目標 4

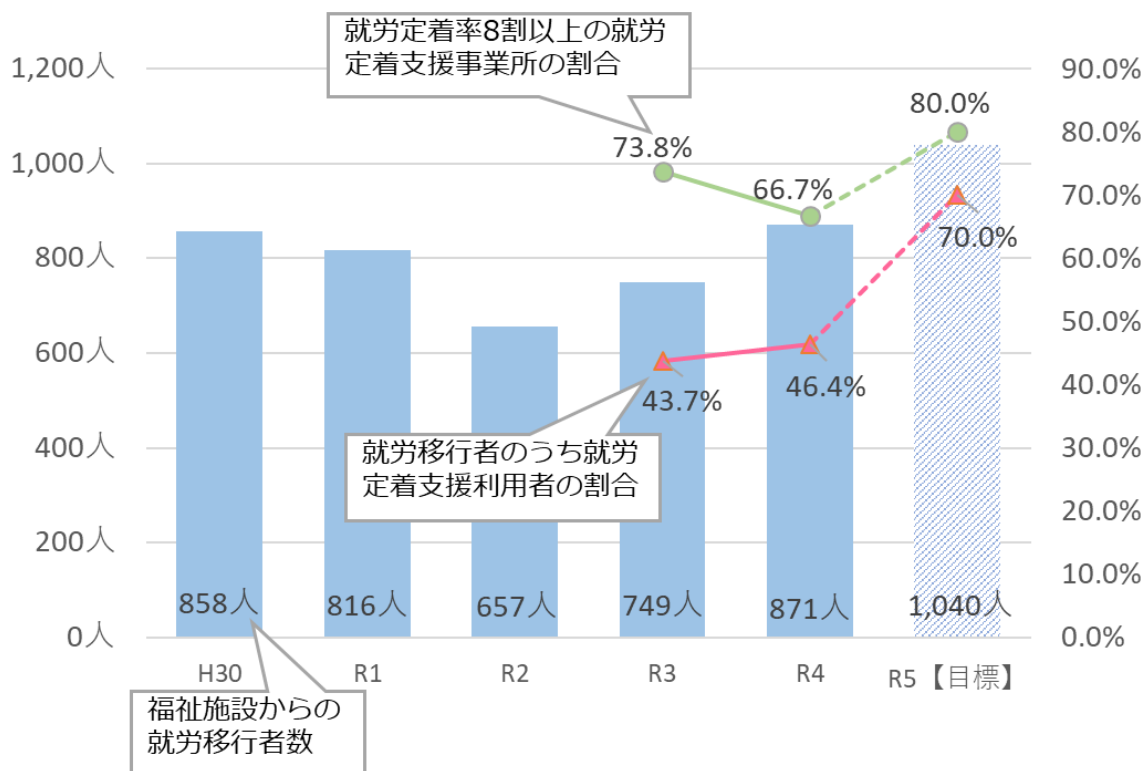
福祉施設から一般就労への 移行等

ア 現状と課題

福祉施設から一般就労への移行者数について、令和5年度の目標値1,040人/年に対して令和4年度は871人/年(進捗率83.8%)でした。また就労移行者のうち就労定着支援を利用する者の割合については令和5年度の目標値70%に対して令和4年度は46.4%(進捗率66.3%)であり、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合は、令和5年度の目標値80%に対して令和4年度は66.7%(進捗率83.4%)となっています。これら3つの成果目標については、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮すると、目標達成は非常に厳しい状況です。

また、令和5年6月1日現在の本県民間企業における雇用障害者数は17,091.0人で、前年より3.6%(594.0人)増加しました。法定雇用率については、令和5年6月1日現在で過去最高の2.36%となり法定雇用率を達成しました。今後法定雇用率の段階的な引き上げが予定されていることから、一般就労の更なる拡大及び定着支援の強化が必要です。

【福祉施設からの就労移行者数等の実績と第6期計画目標】



【第6期計画の実績】

	R元年度 (基準時)	R4年度 (2年目実績)	R5年度 (第6期目標)
①福祉施設から一般就労への移行者数(※1)	816人	871人	1,040人
②うち就労移行支援の利用者数	494人	563人	642人
③うち就労継続支援A型の利用者数	120人	122人	151人
④うち就労継続支援B型の利用者数	196人	163人	241人
⑤就労移行者のうち就労定着支援を利用する者の割合(※2)	—	46.4%	70%
⑥就労定着率(※4) 8割以上の就労定着支援事業所の割合	—	66.7%	80%(※3)

※1 福祉施設には就労移行支援及び就労継続支援以外の障害福祉サービスからの就労移行者が含まれているため、①は、②③④の計とならない。

※2 ⑤は、R5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、R5年度末における就労定着支援事業を利用する者の割合とする。

※3 ⑥は、厚生労働省の基本指針では70%以上とすることが基本とされているが、県内各市町の数値目標集計が80%をわずかに超えることから、県の目標は80%とする。

※4 第6期計画での就労定着率は、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。

イ 今後の目標

福祉施設から一般就労への移行者数については、市町見込数を勘案し1,093人を目標とし、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を50%を目標とします。また、障害者の一般就労での定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数について、市町見込数を勘案し763人を目標とし、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とします。

福祉施設から一般就労への移行を進めていくためには、就労に向けた支援や就業・生活支援のノウハウを浸透させるため、従事者の能力向上や必要な知識の習得など、障害福祉サービス事業者の質的な向上を図るとともに、利用者に対する適正なサービス提供の推進にも取り組む必要があります。

また、企業の障害者雇用に対する理解を深め雇用の場を拡大するとともに、職域の拡大や職場実習等を通じた事前のマッチング（組み合わせ）、余暇活動をはじめとする生活支援も含めた就職後の職場定着支援などを行うことが必要です。

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援を推進していきます。

【数値目標】

	R3年度 (基準時)	R8年度 (目標)
①福祉施設からの一般就労への移行者数(※1)	749人	1,093人
②うち就労移行支援の利用者数	476人	683人
③うち就労継続支援A型の利用者数	120人	176人
④うち就労継続支援B型の利用者数	137人	229人
⑤就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	—	50%
⑥就労定着支援事業の利用者数 [人/月]	472人	763人分
⑦就労定着率(※2)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	—	25%
⑧地域での就労支援ネットワーク強化等のための会議の開催回数	—	2回/年

※1 福祉施設には就労移行支援及び就労継続支援以外の障害福祉サービスからの就労移行者が含まれているため、①は、②③④の計とにならない。

※2 第7期計画での就労定着率は、過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。

成果 目標 5

障害児支援の提供体制の整備等

ア 現状と課題

障害児本人の最善の利益の保障及び家族支援の充実を図るためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携支援）、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携支援）が求められています。

こうした障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るためには、①通所支援に加え、相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援体制の構築、②特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、③障害児相談支援の提供体制の充実など、重点的な取組を進める必要があります。

このため、障害者総合支援法に基づく都道府県障害福祉計画と、児童福祉法に基づく都道府県障害児福祉計画を一体的に策定することにより、障害児サービスに係る提供体制の計画的な構築を推進しています。

重症心身障害児等を対象とした事業所数（令和4年度実績）については、未設置市町へのヒアリングにおいて、通常に通所支援（重症心身障害児等が主対象ではない事業所）や他市町所在の事業所の利用により、対象児童に対して既に必要なサービスが提供できている状況を確認していますが、市町で対象児童や保護者のニーズを把握のうえ、より身近な地域で安定した支援を行えるよう、重症心身障害児通所事業所・居宅訪問型児童発達支援事業所整備補助制度等も活用しながら、必要な市町への整備促進を図ります。

また、全項目について、ニーズや資源が異なることを踏まえ、地域の実情に応じて、複数市町による共同設置についても促進することとします。

【第6期計画の実績】

	R4年度実績 (第6期2年目実績)	R5年度 (第6期目標)
児童発達支援センターの設置	27市町	41市町
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	34市町	41市町
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	17市町 (6圏域)	41市町 (8圏域)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	20市町 (7圏域)	41市町 (8圏域)
重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	8市町 (4圏域)	41市町 (8圏域)
医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	23市町	41市町

※いずれの項目も複数市町による共同設置・確保も可

※カッコ書きの実施圏域数は、比較のため第7期での設定に合わせた圏域数で記載している。

【第6期計画の実績】

	R4年度実績 (第6期2年目実績)			R5年度 (第6期目標)		
	県単位	圏域	市町	県単位	圏域	市町
医療的ケア児支援の協議の場の設置	1	10圏域	30市町	1	10圏域	41市町
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数・配置市町数	1人	8人	15市町	1人	10人	41市町

※いずれの項目も複数市町による共同設置も可

イ 今後の目標

令和8年度末までに、障害児支援の中核となる児童発達支援センターを全市町に設置し、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）推進体制の構築を強化します。

自立支援協議会などの既存会議を活用し、令和8年度までに県及び市町単位で、保健・医療・障害福祉・保育・教育等各分野の連携を図るための協議の場を設置することにより、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制を整備します。

児童発達支援センターで保育所等訪問支援事業を利用できる体制整備を図り、障害児通所支援事業所や保育所、認定こども園及び幼稚園との併行通園の推進や、小中学校等において障害児への支援に協力・連携できる重層的な地域支援体制を構築します。

令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援事業所を圏域で少なくとも1カ所以上（複数市町による共同設置も可）整備します。ただし、設置済の圏域においても、市町で対象児童や保護者のニーズを把握のうえ、より身近な地域で安定した支援を行えるよう、必要な市町の整備を推進します。

医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活が送れるよう、令和6年度末までに市町単位で医療的ケア児等支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、多様化するニーズを把握するなどし、支援体制を構築します。

障害児相談支援については、相談支援専門員の専門性を高め、質の向上を図ることにより、保護者の「気づき」などの早期の段階からの支援、乳幼児期・小学校入学前・学齢期・学校卒業後などライフステージごとの支援に十分対応できる相談支援体制の充実をめざします。

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保し、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携強化を図り、新生児期からの切れ目ない支援に向けた取組を進めます。

【数値目標】

	R8年度（目標）
児童発達支援センターの設置	41市町
障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）推進体制の構築	41市町
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	8圏域
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	8圏域
重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	8圏域
医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	41市町

※センターにおいては地域の実情により1拠点でなく複数拠点での中核機能確保も可

※いずれの項目も複数市町による共同設置・確保も可

【数値目標】

	R8年度（目標）	
	県単位	市町
医療的ケア児支援センターの設置	1箇所	—
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置	有	—
医療的ケア児等支援の協議の場の設置（※）	有	41市町（R6年度）
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（※）	2人	41市町（R6年度）
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置（県・指定都市）	有	1市
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組（県・指定都市）	実施	1市

※複数市町による共同設置も可

成果 目標 6

相談支援体制の充実・強化等

ア 現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、本人の意向を尊重し、最適な支援につなげることが重要です。相談支援体制の充実・強化に向け、各市町において体制を確保し取組を進めています。

令和6年4月の障害者総合支援法改正により、基幹相談支援センターについて地域の相談支援事業者への助言等の役割が明記されるとともに、市町に設置の努力義務が求められることから、相談支援事業所及び従事者のさらなる資質向上や各相談支援事業の一層の充実が求められています。

【第6期計画の実績】

	R4年度実績 (第6期2年目実績)	R5年度 (第6期目標)
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	36市町	41市町

※複数市町による体制の確保も可

イ 今後の目標

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

【数値目標】

	R4年度 (参考値)	R8年度 (目標)
基幹相談支援センターの設置（※）	(34市町)	41市町
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	(28市町)	41市町
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	(21市町)	41市町

※複数市町村による共同設置も可

成果 目標 7

障害福祉サービス等の質の向上

ア 現状と課題

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、県及び市町の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが必要となります。県は市町と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要があります。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要があります。

イ 今後の目標

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築します。

【数値目標】

	R4年度 (参考値)		R8年度 (目標)	
	県単位	市町	県単位	市町
障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	有	26市町	有	41市町

第 3 章

活動指標

活動 指標 1

福祉施設の入所者の地域生活

への移行（「精神障害者を地域全体で支える体制の構築」を含む）

（1）訪問サービス

ア 現状と課題

訪問サービスの利用者は、令和5年度実績見込において13,409人分となっており、第6期計画目標に対して85.9%の進捗率となっています。障害のある人の地域移行を進めることにより、今後も、訪問サービス利用者の一層の増加が見込まれます。

【訪問サービスの現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援 [時間/月] [人/月]	404,793時間 12,408人分	423,976時間 12,766人分	424,976時間(91.6%) 13,409人分(85.9%)	463,853時間 15,617人分

※カッコ書きは目標に対する令和5年度実績見込みの進捗率（以後同じ）

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

常時介護を要する障害者等に対するサービス基盤の整備に努めるなど、障害の程度にかかわらず全ての障害者が地域において自分らしい生活を継続することができるよう、利用者のニーズに応じた柔軟な支援を行っていきます。また、障害福祉サービスを利用してきた障害者が高齢化により介護保険サービスを利用する場合、これまで利用してきた事業所を引き続き利用できるよう創設された共生型サービスの普及に努めていきます。

【訪問サービスの見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
居宅介護	185,494時間	193,081時間	198,370時間	203,732時間
[時間/月]				
[人/月]	10,808人分	11,163人分	11,606人分	12,063人分
重度訪問介護	198,985時間	223,709時間	231,870時間	240,274時間
[時間/月]				
[人/月]	799人分	845人分	860人分	878人分
同行援護	32,101時間	33,562時間	35,058時間	36,601時間
[時間/月]				
[人/月]	1,464人分	1,515人分	1,565人分	1,619人分
行動援護	8,396時間	9,790時間	11,306時間	13,131時間
[時間/月]				
[人/月]	338人分	370人分	409人分	448人分

※令和6～8年度の計画目標値は、市町目標値の積み上げ（以後同じ）

(2) 日中活動サービス

ア 現状と課題

日中活動サービスの第6期計画目標値の達成状況（実績見込）については、生活介護は98.4%、生活能力の維持・向上を図るための自立訓練（機能訓練）は105.0%、生活訓練については112.5%に達したものの、短期入所については、福祉型が83.1%、医療型が64.6%であり、更なる整備が必要です。

【日中活動サービスの現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
短期入所（福祉型） [人日/月] [人/月]	16,962人日 2,551人分	17,629人日 2,909人分	20,094人日 (96.3%) 3,234人分 (83.1%)	20,857人日 3,891人分
短期入所（医療型） [人日/月] [人/月]	478人日 144人分	756人日 163人分	858人日 (83.1%) 190人分 (64.6%)	1,032人日 294人分
生活介護 [人日/月] [人/月]	241,126人日 12,510人分	243,460人日 12,610人分	246,468人日 (98.6%) 12,770人分 (98.4%)	249,942人日 12,974人分
自立訓練（機能訓練） [人日/月] [人/月]	1,978人日 117人分	2,275人日 143人分	2,523人日 (119.7%) 147人分 (105.0%)	2,107人日 140人分
自立訓練（生活訓練） [人日/月] [人/月]	5,971人日 373人分	6,234人日 425人分	7,626人日 (101.6%) 505人分 (112.5%)	7,508人日 449人分

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

短期入所については、医療的ケアが必要な障害者に対する支援体制の確保の観点からも、レスパイト（支援者のリフレッシュを目的とした家族機能の一時的な代替）目的や緊急時に柔軟に利用できる環境を整備します。

また、生活介護及び自立訓練については、地域におけるニーズに応じて引き続き必要量を確保します。

【日中活動サービスの見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
短期入所（福祉型） [人日/月] [人/月]	20,094人日 3,234人分	20,046人日 3,341人分	20,856人日 3,540人分	21,699人日 3,732人分
うち重度障害者(より多くの支援を必要とする者)※ [人/月]	1,969人分	2,013人分	2,143人分	2,283人分
短期入所（医療型） [人日/月] [人/月]	858人日 190人分	977人日 229人分	1,029人日 239人分	1,078人日 249人分
うち重度障害者(より多くの支援を必要とする者)※ [人/月]	125人分	147人分	156人分	167人分
生活介護 [人日/月] [人/月]	246,468人日 12,770人分	253,777人日 13,021人分	258,111人日 13,204人分	262,558人日 13,394人分
うち重度障害者(より多くの支援を必要とする者)※ [人/月]	10,134人分	9,896人分	10,041人分	10,180人分
自立訓練（機能訓練） [人日/月] [人/月]	2,523人日 147人分	2,833人日 166人分	2,962人日 172人分	3,121人日 181人分
自立訓練（生活訓練） [人日/月] [人/月]	7,626人日 505人分	7,815人日 508人分	8,405人日 543人分	9,068人日 583人分
うち精神障害者 [人/月]	239人分	257人分	277人分	300人分

※ 国連の障害者の権利に関する委員会がまとめた「日本の第1回政府報告に関する総括所見」において、重度障害者を「より多くの支援を必要とする者（persons who require more intensive support）」と記載していることを受け併記している。

(3) 地域生活支援サービス（住まいと地域移行支援）

ア 現状と課題

自立生活援助は、障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対して一定期間、定期的な居宅訪問、随時の通報への対応等を行い、地域生活を希望する障害者を支援する重要な役割を担うものですが、第6期計画目標値に対して令和5年度実績見込が67.6%と、整備が低調となっています。その背景として、人材の確保が困難（従事者の兼務不可）、サービス提供期間の制限（最大2年間）、深夜帯における緊急対応が報酬上評価されていないことなどが、事業者の参入を阻害する要因と考えられます。

グループホームの整備は活動指標2に記載のとおり推進している一方、障害福祉サービスとしての共同生活援助利用者数は、目標4,604人分に対し令和5年度実績見込みが5,197人分（進捗率112.9%）となっており、目標を達成する見込みです。

【居住サービスの現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
自立生活援助 [人/月]	80人分	52人分	46人分 (67.6%)	68人分
うち精神障害者 [人/月]	47人分	41人分	33人分 (66.0%)	50人分
共同生活援助 [人/月]	4,294人分	4,783人分	5,197人分 (112.9%)	4,604人分
うち精神障害者 [人/月]	1,058人分	1,203人分	1,314人分 (133.5%)	984人分

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

国の報酬改定の状況を踏まえ、計画相談支援事業所や医療機関等と連携し、各圏域における実情把握に努め、サービス拡大により障害者の自立した地域生活が営めるよう環境整備に取り組みます。

グループホームについては、整備が遅れている地域を中心として全市町域での設置を促すとともに、サテライト(附属)型を含め、できるだけ多様な選択肢の整備を進めます。

さらに、障害者の高齢化や重度化、親なきあとも見据え、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保する日中サービス支援型グループホーム等も含めた住まいのあり方も検討していく必要があります。

加えて、自らの障害や疾病の経験を生かしながら、障害者のための支援を行うピアサポーターについて、利用者と同じ目線に立って、自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消など、相談・助言等による支援の効果は高いことから、その有する専門性の活用を検討していきます。

また、障害者個々人が自ら選んだ住まいで安心して地域生活を営むため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく、障害者等の住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅登録制度や家賃低廉化補助を活用しながら登録住宅などの住まい確保を行うほか、居住支援法人を活用した民間賃貸住宅等への入居支援や入居後の住まいに係る相談・支援について、住宅部局と連携・協力していきます。

【居住サービスの見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
自立生活援助 [人/月]	46人分	75人分	83人分	100人分
うち精神障害者 [人/月]	33人分	50人分	56人分	67人分
共同生活援助 [人/月]	5,197人分	5,746人分	6,278人分	6,845人分
うち精神障害者 [人/月]	1,314人分	1,449人分	1,608人分	1,784人分
うち重度障害者(より多くの支援を必要とする者) [人/月]	1,988人分	2,153人分	2,387人分	2,647人分

(4) 相談支援

ア 現状と課題

障害のある人の地域生活を支えるため、ケアマネジメント（本人の課題・ニーズを解決し、希望を実現するためのプロセス）の視点に基づく「サービス等利用計画」の作成が極めて重要です。計画相談支援については、第6期計画目標に対する令和5年度実績見込の進捗率は103.3%となっています。セルフプラン率の上昇や計画作成率の市町間格差が課題です。

地域移行支援・地域定着支援については、支援の存在及び必要性に関する周知が充分に行き届いていない可能性があること、また、障害福祉サービスによらず施設・病院等の職員が直接支援するケースがあることや、相談支援事業所の業務過多により、目標値を下回っています。

【相談支援の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
計画相談支援 [人/月]	7,539人分	7,905人分	8,618人 (103.3%)	8,346人分
地域移行支援 [人/月]	55人分	52人分	63人分 (46.7%)	135人分
うち精神障害者 [人/月]	50人分	48人分	56人分 (58.3%)	96人分
地域定着支援 [人/月]	185人分	176人分	176人分 (87.1%)	202人分
うち精神障害者 [人/月]	140人分	106人分	105人分 (77.8%)	135人分

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

計画相談支援については、引き続き各市町の計画作成率の把握に努めつつ、会議等を通じて低調な市町における向上に向けた取組を支援します。また、本人中心支援の観点から望ましいセルフプランについても、市町による安易な誘導が起こることのないよう継続的に注意喚起を行います。

地域移行支援・地域定着支援については、協議会等を通じて現状を把握し、支援の存在及び必要性に関する周知等に取り組み、事業者の参入促進を図ります。

また、難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センターや医療機関等と連携し、市町窓口や相談支援事業所で必要に応じて適切に障害福祉サービスの利用につなげます。

【相談支援の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
計画相談支援 [人/月]	8,618人分	8,820人分	9,355人分	9,902人分
地域移行支援 [人/月]	63人分	85人分	89人分	104人分
うち精神障害者 [人/月]	56人分	67人分	73人分	83人分
地域定着支援 [人/月]	176人分	207人分	220人分	240人分
うち精神障害者 [人/月]	105人分	123人分	130人分	142人分

(5) 精神障害者を地域で支える体制の構築

ア 現状と課題

精神障害者が、包摂的な社会や地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることを目的として、全ての圏域及び市町に保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を進めてきました。圏域は全て設置済みである一方、市町の設置は令和5年度実績見込で33市町にとどまっています。

精神病床からの退院後の生活の場ごとの退院患者数は、障害福祉施設は第6期計画の目標値を上回る見込ですが、在宅と介護施設は、いずれも目標値を下回る見込みです。

精神障害者が地域で生活していくための後押しや、地域住民に対する障害者の理解の促進のためには、ピアサポーターの役割が重要です。ピアサポーターの養成及びピアサポートの活用を理解した支援者の養成を行うことで、ピアサポーターの活動の場の拡大を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、精神科病院内での退院支援プログラムの実施が困難になる等、ピアサポーターの活動が制限されたことにより、令和3～4年度においても、目標値を下回っています。

【保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置の現状】

	R3年度 実績		R4年度 実績		R5年度			
					実績見込		計画目標	
	圏域	市町	圏域	市町	圏域	市町	圏域	市町
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	8圏域	24市町	8圏域	27市町	8圏域	33市町	8圏域	41市町

※複数市町による共同設置も可

【精神病床からの退院後の生活の場ごとの退院患者数の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
在宅	570人	639人	723人	904人
障害福祉施設	26人	72人	81人	47人
介護施設	154人	137人	155人	160人
計	750人	848人	959人	1,111人

【ピアサポーター活動者数の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
ピアサポーター活動者数（精神）	126人分	126人分	150人分	150人分

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

精神障害者が、包摂的な社会や地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることを目的として、全ての圏域及び全市町に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の生活の場ごとの退院患者数について、地域への退院者（在宅、障害福祉施設、介護施設）数の10%増加を目指します。

精神障害者の地域移行・地域定着を進めていくには、当事者と同様の経験を持ち、身近な存在として障害者を支援するピアサポーターの役割が重要です。精神障害者が地域生活を営むにあたっては、いわれなき偏見や差別などを受けないよう障害者にかかる観念や福祉について住民の理解を得ることも欠かせません。こうした障害者の地域移行を受け入れる側への啓発もピアサポーターに期待される役割のひとつです。このため、ピアサポーターの活動者を増やしていくとともに、ピアサポーター養成研修等の実施により、ピアサポーターのスキルの向上も図っていきます。

さらに、地域での生活に生きがいを感じ、自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ個別支援に取り組むことで、精神障害者が地域の一員として、幸せな生活を送ることができるようにします。特に、在宅生活者が孤立することのないよう支援していきます。

【保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置等の見込量】

	R5年度 実績見込		R6年度 見込		R7年度 見込		R8年度 計画目標	
	圏域	市町	圏域	市町	圏域	市町	圏域	市町
協議の場の設置(※)	8圏域	33市町	8圏域	36市町	8圏域	36市町	8圏域	41市町
協議の場の開催回数	60回/年	—	72回/年	—	84回/年	—	96回/年	—
協議の場の参加人数	1,080人	—	1,296人	—	1,512人	—	1,728人	—
うち保健関係者	330人	—	396人	—	462人	—	528人	—
うち医療（精神科）関係者	180人	—	216人	—	252人	—	288人	—
うち医療（精神科以外）関係者	30人	—	36人	—	42人	—	48人	—
うち福祉関係者（介護含む）	300人	—	360人	—	420人	—	480人	—
うち当事者	60人	—	72人	—	84人	—	96人	—
うち家族	60人	—	72人	—	84人	—	96人	—
うちその他	120人	—	144人	—	168人	—	192人	—
協議の場の目標設定及び評価の実施回数	30回	—	36回	—	42回	—	48回	—

※複数市町による共同設置も可

【精神病床からの退院後の生活の場ごとの退院患者数の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
在宅	723人	748人	772人	795人
障害福祉施設	81人	84人	87人	89人
介護施設	155人	160人	165人	171人
計	959人	992人	1,024人	1,055人

【ピアサポーター活動者数の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
ピアサポーター活動者数（精神）	150人分	153人分	156人分	160人分

(6) 施設入所支援等

ア 現状と課題

施設入所支援については、第6期の目標値（サービス利用者の削減人数）が5,184人分（144人減）ですが、令和5年度実績見込みは5,256人分（72人減）となっており進捗率は50.0%となっています。これは、死亡等でサービス利用者が減る一方で、障害の重度化や障害者の高齢化などにより、継続して一定程度の入所希望があることを表しています。

このため、今後も本人や家族の意向や生活環境の要因により、家庭や地域での生活の継続が困難な場合には、障害者支援施設における支援が不可欠です。

療養介護については、医療的ニーズの高い重症心身障害者は、一般の障害福祉サービスでの支援では対応が難しい場合もあり、療養介護の利用が不可欠となっていることが要因となって、利用が増加しています。このため、引き続き利用確保のための基盤整備の充実が必要です。

【障害者の施設入所支援等の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
施設入所支援 [人/月]	5,339人分	5,296人分	5,256人分 (50.0%※)	5,184人分
療養介護 [人/月]	908人分	939人分	965人分 (103.0%)	937人分

※削減人数に対する進捗率

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

障害者支援施設についてはこれまでどおり定員総数を維持しながら、生活環境等が要因となった入所希望者に対応するとともに、日中における入所者の施設外活動の促進や、老朽化等の改築に併せた居住環境の向上を図ります。

入所にあたっては、相談支援をはじめとするケアマネジメント（利用者の希望を踏まえ、各種サービスを調整して適切で効果的な支援につなげること）により施設入所支援を的確に実施するとともに、施設外での通所サービス等を積極的に採り入れることで、施設入所後の日中活動の自由を担保します。併せて、地域住民との積極的な交流を図り、職員の専門性を高め、支援能力の向上等を促進していきます。

また、入所後においても、適切なケアマネジメントを通じ、入所後の生活支援等により地域での生活が可能となった場合、入所者の意向を十分尊重しながら、地域移行支援・地域定着支援などのサービスを活用し、地域への移行を促します。

【障害者の施設入所支援等の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
施設入所支援 [人/月]	5,256人分	5,197人分	5,134人分	5,073人分
療養介護 [人/月]	965人分	992人分	1,005人分	1,025人分

(7) 障害者支援施設等の必要入所定員総数

ア 現状と課題

障害者支援施設については、地域移行を進めている一方、家族の高齢化等により障害者支援施設への入所希望者は増加しています。

また、療養介護においても、在宅で十分な医療的ケアを受けることができないことから、療養介護施設への入所待機者も多くなっています。

イ 数値目標の設定の考え方

① 障害者支援施設

第6期計画では地域移行の推進により令和5年度末の施設入所者数を5,209人にすることを目標としてきましたが、定員総数については、重度化や高齢化等により、入所が必要とされる人の新規入所等を考慮し、原則として、第7期計画期間中は、令和5年度末実績見込の定員総数を維持することとします。この目標施設入所者数と定員総数(5,501人)の間に存在する需給ギャップ(292人)については、レスパイト(家族による一時的ケアを代替してリフレッシュしてもらうこと)としての短期入所や、災害が発生した場合の一時避難などへの対応など、第6期計画と同様、障害者支援のセーフティネット機能として、その強化を図ります。

【障害者支援施設の必要入所定員数の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
必要入所定員総数	5,501人分	5,501人分	5,501人分	5,501人分

※県所管の福祉型障害児入所施設併設分又は障害者施設転換分は含まない

② 療養介護施設

療養介護事業所としての一体的な機能を持つ医療型障害児入所施設や療養介護単独施設については、医療技術の進歩等を背景とした重度の医療的ケア児・者の増加を踏まえ、現在の入所定員を維持するとともに、令和2年度より施設空白圏域に整備を進めている本県独自の医療支援型グループホームの整備促進と併せ、入所を希望する障害児・者の状況を踏まえ、新たな施設整備の必要性について、引き続き検討することとします。

【療養介護施設の必要定員数の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
必要入所定員総数	1,245人分 (133)	1,245人分 (133)	1,245人分 (133)	1,245人分 (133)

※括弧内は、療養介護施設の内数

活動 指標 2

地域生活支援の充実

ア 現状と課題

地域生活支援拠点等については、第6期計画において、地域での暮らしが可能な障害者が安心して地域生活を開始・継続できるよう、各市町域又は圏域で1つの整備を目指していましたが、社会資源（短期入所、基幹相談支援センター等）や専門人材の不足、財源の問題等により、令和5年4月1日時点における整備状況は27市町域にとどまっています。

整備済市町であっても、形式的な整備にとどまらず、必要な機能の整備が必要です。

また、地域生活の住まいの主要な選択肢となるグループホームの整備については、県営住宅を活用したマッチング、家賃補助、新規開設サポート等を進めてきた結果、総定員数の令和5年度末の実績見込は6,359人分となっており、第6期計画目標の4,658人分を大きく上回る見込みです。

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

各市町において、地域生活支援拠点等にかかる機能の充実のため、コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置するとともに、年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行います。

県では、会議等を通じた好事例の紹介や現状・課題の共有等を行うことにより、各市町の取組を支援します。

また、生活の基盤となるグループホームの整備を推進するため、公営住宅等を活用した新規整備を支援するとともに、創設や増築、スプリンクラー整備に対する補助についても引き続き取組みます。

【地域生活支援拠点等の設置箇所数等の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
地域生活支援拠点等の設置【再掲】	30市町	35市町	37市町	41市町
地域生活支援拠点等の設置箇所数	38箇所	44箇所	46箇所	50箇所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	47人	51人	54人	70人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数 [回/年]	39回	40回	41回	44回

【グループホーム整備の見込量】

	R5年度末 実績見込	R6年度末 見込	R7年度末 見込	R8年度末 計画目標
総定員数	6,359人分	6,780人分	7,155人分	7,598人分
うち日中サービス支援型の定員数	612人分	695人分	745人分	815人分
県営住宅の活用	350人分	365人分	380人分	395人分
市町営住宅の活用	106人分	115人分	120人分	125人分

活動 指標 3

福祉施設から一般就労への 移行等

(1) 日中活動サービス

ア 現状と課題

障害がある人が日常生活を営むために、生活能力の維持、向上と一般就労への移行を目指して福祉的就労の支援体制を整備する必要があります。

就労移行支援及び就労継続支援A型は、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、法定雇用率の引き上げも相まって民間企業における障害者の雇用者数が一定数増加し、就労移行支援は、第6期計画目標値の1,490人に対して令和5年度実績見込みが1,376人(92.3%)、就労継続支援A型は第6期計画目標値3,438人に対して令和5年実績見込みが3,754人(109.2%)となっています。今後、特定短時間労働者の実雇用率算定に伴い段階的な一般就労が進んでいくことも想定されますが、今後も一般就労に向けたステップアップとして、一定量の利用者が見込まれます。

また、就労継続支援B型は、様々な運営形態の法人による就労支援の取組等が進み、第6期計画目標値の15,680人に対して16,101人(102.7%)となっています。引き続き工賃向上や就業分野の拡大を推進していくことが必要です。

就労定着支援は、第6期計画目標値の957人に対して556人(58.1%)となっており、サービス量の確保や事業所における専門人材の育成、制度利用に向けた周知等が必要です。

【日中活動サービスの現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	22,169人日 1,322人分	22,596人日 1,357人分	22,762人日(92.7%) 1,376人分(92.3%)	24,557人日 1,490人分
就労継続支援 [人日/月] A型 [人/月]	63,064人日 3,158人分	68,571人日 3,610人分	72,298人日(109.5%) 3,754人分(109.2%)	66,026人日 3,438人分
就労継続支援 [人日/月] B型 [人/月]	235,130人日 14,016人分	253,368人日 15,090人分	270,974人日(105.0%) 16,101人分(102.7%)	258,120人日 15,680人分
就労定着支援[人日/月]	472人分	523人分	556人分(58.1%)	957人分

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

就労継続支援A型・B型については十分な量を確保しつつあり、第7期計画期間内においては、利用者の適性を踏まえ、意欲を持って就労訓練や生産活動の拡大に取り組む事業所を増やすことが大切です。また、事業所の不適切な運営をなくすために事業所による定期的な自己点検の実施など運営基準の遵守を推進することも重要です。同時に、企業との連携による販売会の実施など授産商品の販路拡大や、工賃向上アドバイザーによる技術指導、障害特性に配慮したICT機器導入補助等を通じて就労継続支援事業所の賃金・工賃向上も図っていきます。

就労移行支援及び就労定着支援については、地域の実情も勘案しながら、障害者就業・生活支援センター等と連携し、引き続き充実を図ることが必要です。また、障害者と企業双方に対して必要な支援ができる専門人材の育成・確保のための研修の受講を推進していきます。就労移行支援を利用後に、希望者が就労定着支援を円滑に利用できるよう、市町とともに制度の周知も図っていきます。

さらに、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、関係機関と連携し、就労アセスメントの手法を活用して、本人の適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業を進めていきます。

【日中活動サービスの見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
就労選択支援 [人/月]	—	—	230人分	428人分
就労移行支援 [人日/月]	22,762人日	24,792人日	25,988人日	27,165人日
[人/月]	1,376人分	1,497人分	1,581人分	1,661人分
就労継続支援A型 [人日/月]	72,298人日	80,272人日	85,309人日	90,325人日
[人/月]	3,754人分	4,109人分	4,376人分	4,640人分
就労継続支援B型 [人日/月]	270,974人日	293,479人日	314,108人日	336,089人日
[人/月]	16,101人分	17,118人分	18,208人分	19,356人分
就労定着支援 [人/月]	556人分	644人分	699人分	763人分

(2) その他の活動指標

ア 現状と課題

福祉施設から一般就労への移行については、核となる就労移行支援や就労継続支援などの障害福祉サービス事業所に加え、職業能力開発施設、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど多くのサービスが関わっています。

就労を促進するために、これらの機関が連携して就職のマッチング（組み合わせ）支援や職業訓練等の雇用に向けた能力開発、定着に向けた相談・支援など就労支援に取り組んでいく必要があります。

県内10カ所の障害者就業・生活支援センターの登録者数は、第6期計画目標値6,800件に対して令和5年実績見込みが6,800件(100.0%)と計画通り増加しています。

また、福祉施設からの障害者就業・生活支援センターの利用者数は、目標値220人に対して令和5年度実績見込みが150名に留まる見込みです。利用者の一般就労に向け職場体験実習の機会を確保するほか、障害者就業・生活支援センターと職業訓練施設やハローワーク等の関係機関の連携を進めるなど、更なる取り組みを図る必要があります。

【日中活動サービス以外の活動指標の現状】

	R4年度 (実績)	R5年度	
		実績見込	計画目標
障害者に対する職業訓練の受講者数 (委託訓練+職業能力開発校)	164人	207人	220人
障害者就業・生活支援センターの登録者数	6,439人	6,800人	6,800人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ 誘導した福祉施設利用者数	134人	150人	220人
職場体験実習者数	337人	314人	320人

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

障害者の適性や希望に沿った職に就けるよう職場体験の場を確保していくため、職場体験（インターン）事業を引き続き実施します。

特に地域社会の支え手が不足し、障害者の役割が期待される分野として、観光、介護、清掃分野を重点分野と位置づけ、民間企業等と連携し職場体験実習を実施します。

また、福祉施設から公共職業安定所への誘導や公共職業安定所における福祉施設利用者の支援については、就労系事業所の数値を市町において可能な限り把握し、一般就労への移行のための事業に活用するよう促します。

【日中活動サービス以外の活動指標の見込量】

	R5年度 (見込)	R8年度 計画目標
障害者に対する職業訓練の受講者数（委託訓練＋職業能力開発校）	207人	220人
障害者就業・生活支援センターの登録者数	6,800人	7,700人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導した福祉施設利用者数	150人	220人
職場体験実習者数	314人	330人

活動 指標 4

発達障害者等に対する支援

ア 現状と課題

発達障害児・者支援については、乳幼児期から学童期、成人期とライフステージに応じた支援を身近な地域で提供する体制の整備が求められています。

障害をできる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子どもの成長、発達を多様な角度から確認できる1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等乳幼児健康診査、5歳児発達相談等の支援の場での早期発見が重要です。市町が実施する乳幼児健康診査とその後の専門職による発達相談と継続的な支援、必要に応じて速やかに児童発達支援などの障害児通所支援や相談支援につなげる体制の整備を図っています。

発達障害にかかる相談支援については、一次的な窓口は市町が担い、県は専門相談や市町等支援機関の支援等を行う「ひょうご発達障害者支援センター」及びブランチ5カ所の運営や、発達障害の早期発見、早期療育に向けた全県拠点としての「県立こども発達支援センター」の運営を通じて、市町の取組を支援しています。

また、発達の気になる子どもを養育している親は、不安や悩みを抱えながら育児をしていることが少なくないことから、早期からの家族支援が重要です。親に対する十分な情報と相談の機会を提供するため、子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応を学ぶペアレントトレーニングの普及促進に向けて、ひょうご発達障害者支援センターによる市町職員向け研修の開催などの取り組みを推進します。

加えて、発達障害のある人の障害特性は個人によって様々で、多分野の連携が、子どもから大人まで切れ目なく行われることが重要であることから、医療・福祉・教育・労働・警察等関係者で構成する兵庫県発達障害者支援協議会において、支援における課題について情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議、検討を継続的に行う必要があります。

【ひょうご発達障害者支援センターの現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
発達障害者支援センター実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
センターへの相談件数（本人、家族）	5,541件	5,519件	5,700件	5,700件
センターから助言件数（関係機関）	124件	87件	200件	200件
センターが実施する研修や啓発件数	460件	593件	680件	680件

【ペアレントトレーニング等の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
市町職員等へのペアレントトレーニング 実施支援	55人	55人	50人	50人
ペアレントトレーニングやペアレント プログラム等の受講者数 [人/年]	600人	543人	1,080人	790人
ペアレントメンターの人数 [人/年]	12人	22人	29人	85人
ピアサポート活動への参加人数 [人/年] (発達障害者等)	254人	327人	329人	353人

【発達障害者支援協議会の開催状況】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
発達障害者支援地域協議会の開催回数	3回	4回	4回	4回

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

市町において、乳幼児健康診査や5歳児発達相談等の機会を捉えて、早期発見を推進するとともに、早期の発達支援のため、発達障害に適切な対応ができる障害児通所支援事業所の確保に努めます。

また、市町が一次的に相談に対応できるよう、専門窓口の設置や、市町が対応困難なケースへのひょうご発達障害者支援センターによる専門相談や研修等の支援に取り組みます。

各圏域の実状に合わせた発達障害の支援体制整備を図り、身近な地域での相談支援が可能となるよう、ひょうご発達障害者支援センター及び各ブランチにおいて、市町や福祉施設、教育機関等の関係機関に指導・助言等を行うとともに、発達障害のある人や家族を含め、発達障害の理解や支援にかかる基礎的な研修、普及啓発を引き続き実施していきます。

加えて、発達障害のある子どもやその疑いのある子どもの親に対する十分な情報と相談の機会を提供するため、ひょうご発達障害者支援センターと連携して、市町におけるペアレントトレーニングの実施やペアレントメンターの養成、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポート活動の実施を推進します。

兵庫県発達障害者支援協議会においては、関係機関との連携の緊密化と、切れ目ない支援強化に向けた体制整備等の検討を進めます。

さらに、小児科医等のかかりつけ医が最初に相談を受け、又は診療することが多いため、かかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する普及啓発と発達障害児者への診療技術の研修を実施します。

また、県立こども発達支援センターを運営し、医師や臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等による診断・診療や療育を行うほか、地域の医療機関との連携体制の構築等に取り組んでいます。さらに、児童の診療や療育を通して得られた専門知識やノウハウを広く情報発信する出張相談等を実施します。

【ひょうご発達障害者支援センターの運営見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
発達障害者支援センター実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
センターへの相談件数（本人、家族）	5,700件	5,700件	5,700件	5,700件
センターから助言件数（関係機関）	200件	200件	200件	200件
センターが実施する研修や啓発件数	680件	680件	680件	680件

【ペアレントトレーニング等の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
市町職員等へのペアレントトレーニング 実施支援	50人	50人	50人	50人
ペアレントトレーニングやペアレントプロ グラム等の受講者数（保護者） [人/年]	1,080人	1,200人	1,250人	1,300人
ペアレントトレーニングやペアレントプロ グラム等の実施者数（支援者） [人/年]	226人	230人	240人	250人
ペアレントメンターの人数 [人/年]	29人	45人	65人	85人
ピアサポート活動への参加人数 （発達障害者等） [人/年]	329人	350人	400人	450人

【発達障害者支援協議会の開催見込】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
発達障害者支援地域協議会の開催回数	4回	4回	4回	4回

活動 指標 5

障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児通所支援等

ア 現状と課題

① 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

障害のある児童生徒に対する支援の場として、放課後等デイサービス、児童発達支援は全県的に見ると令和5年度末時点（見込）において、第6期計画の目標値に達しています。ただし、通所サービスは身近な市町域に配置できるよう整備していくことが必要です。また、適切な発達支援が行われず単なる居場所となることのないよう、県による障害児通所支援事業所向けの研修会を実施するとともに、事業所による自己評価及び保護者による評価と改善結果の公表の実施により、職員の意識向上や発達支援の質の向上に取り組んでいます。

また、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にあることから、重症心身障害児を主に支援する事業所の確保も必要です。

なお、保育所等訪問支援事業は、目標値に達しているものの、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう支援を行うという、包摂的な社会を推進するためには重要な事業であり、事業所未設置市町を解消していくとともに、利用が低調なことから制度の周知を図っていく必要があります。

② 障害児相談支援

障害児支援のニーズ多様化へのきめ細やかな対応を図るためには、障害児相談支援の提供体制を充実させていくことが必要です。令和5年度末時点（見込）において、障害児相談支援の第6期計画目標に対する進捗率は97.8%となっています。計画相談支援と同様、セルフプラン率の上昇や計画作成率の市町間格差が課題です。

【障害児通所支援等の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	55,335人日 6,374人分	59,417人日 6,876人分	64,603人(111.0%) 7,547人(111.6%)	58,184人日 6,765人分
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	144,889人日 13,760人分	158,813人日 15,141人分	180,473人日(106.8%) 16,974人分(108.2%)	169,001人日 15,683人分
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	1,082人日 621人分	1,418人日 825人分	2,205人日(139.0%) 923人分(108.1%)	1,586人日 854人分
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	86人日 17人分	91人日 21人分	98人日(41.4%) 24人分(44.4%)	237人日 54人分
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	541人日 88人分	541人日 90人分	637人日(89.1%) 100人分(89.3%)	715人日 112人分
障害児相談支援 [人/月]	2,939人分	3,176人分	3,663人分(97.8%)	3,746人分

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

① 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、職員研修の充実や利用者が良質なサービスを選択できる情報公表の実施等による事業所の質の向上を図ります。また、市町計画に定めるサービスの必要な量に達した場合は、市町からの意見を踏まえ、必要な量や質と事業所の新規指定とで調整を行う（ただし、政令・中核市を除く）ことなどにより、事業所の適正な運営・確保を推進します。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に確保するため、医療的ケアに対応できる人材の養成、確保に努めます。

さらに、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを各市町に確保するため、専門人材の養成やその確保、好事例の紹介などに取り組みます。加えて、その児童発達支援センターが保育所等訪問支援を行うことで、より充実した身近な地域での障害児支援体制の構築を図ります。

② 障害児相談支援

障害児相談支援については、計画相談支援と同様、引き続き各市町の計画作成率の把握に努めつつ、会議等を通じて低調な市町における向上に向けた取組を支援します。

また、本人中心支援の観点から望ましいセルフプランについても、市町による安易な誘導が起こることのないよう継続的に注意喚起を行います。

【障害児通所支援等の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
児童発達支援（※） [人日/月] [人/月]	65,240人日 7,647人分	70,551人日 8,200人分	75,266人日 8,789人分	80,396人日 9,410人分
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	180,473人日 16,974人分	194,817人日 18,325人分	210,438人日 19,860人分	228,586人日 21,449人分
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	2,205人日 923人分	1,897人日 1,135人分	2,205人日 1,317人分	2,415人日 1,451人分
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	98人日 24人分	169人日 32人分	213人日 37人分	252人日 42人分
障害児相談支援 [人/月]	3,663人分	3,750人分	4,013人分	4,266人分

※ 児童発達支援のR5年度実績見込は、児童発達支援と医療型児童発達支援の計

(2) 障害児入所支援

ア 現状と課題

福祉型障害児入所施設については、虐待により措置入所する障害児の受け入れが増加していることから、入所児童は一定の水準で推移しています。

一方、医療技術の進歩等から医療的ケアが必要な障害児の増加や、家庭環境等から医療型障害児入所施設の利用ニーズも高く、平成29年に姫路市内、令和4年度には神戸市内に新規開設されたところです。

【障害児の施設入所支援等の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
福祉型児童入所支援 [人/月]	215人分	256人分	240人分 (93.7%)	256人分
医療型児童入所支援 [人/月]	85人分	103人分	103人分 (100.0%)	103人分

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

虐待による措置入所が必要な障害児や、医療的ケアが必要な障害児等が施設入所を必要とする場合には、引き続き、こども家庭センターを通じて福祉型や医療型障害児入所施設への入所を支援します。

【障害児の施設入所支援等の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
福祉型児童入所支援 [人/月]	240人分	240人分	240人分	240人分
医療型児童入所支援 [人/月]	103人分	103人分	103人分	103人分

(3) 障害児入所施設の必要入所定員総数

ア 現状と課題

障害児入所施設については、通所支援サービスの量的確保が進んでいるものの、依然として社会的なニーズに対応するためのセーフティネット機能が求められています。

イ 数値目標の設定の考え方

① 福祉型障害児入所施設

福祉型障害児入所施設は、平成24年の児童福祉法改正による障害児施設の一元化に伴い、令和3年度末までに障害児入所施設として継続運営、または、障害者支援施設への転換、若しくは児・者併設施設としての運営のいずれかへの対応が行われました。また、成人移行への経過措置としての「みなし規定」が令和5年度末で廃止されるため、措置・契約延長や成人施設等への円滑な移行調整が求められています。

施設に対するセーフティネットとしての期待が大きいことや、児童虐待の増加等を踏まえると、引き続き、障害児の利用ニーズに対応した定員を確保する必要があります。

【福祉型障害児入所施設の必要入所定員数の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
必要入所定員総数	240人分	240人分	240人分	240人分

② 医療型障害児入所施設（療養介護施設と同内容の再掲）

療養介護事業所としての一体的な機能を持つ医療型障害児入所施設や療養介護単独施設については、医療技術の進歩等を背景とした重度の医療的ケア児・者の増加を踏まえ、現在の入所定員を維持するとともに、令和2年度より施設空白圏域に整備を進めている本県独自の医療支援型グループホームの整備促進と併せ、入所を希望する障害児・者の状況を踏まえ、新たな施設整備の必要性について、引き続き検討することとします。

【医療型障害児入所施設の必要入所定員数の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
必要入所定員総数	1,245人分 (133)	1,245人分 (133)	1,245人分 (133)	1,245人分 (133)

※括弧内は、療養介護施設の内数

(4) その他の障害児支援の提供体制

ア 現状と課題

医療技術の進歩等を背景として、日常的に人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な医療的ケア児が増加しています。こうした状況から、医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられ、安心して生活が継続できるよう、必要となる医療や福祉関連サービスを調整する相談・支援体制の構築が求められていることから令和4年6月に兵庫県医療的ケア児支援センターを設置しました。また、支援者及びコーディネーターの育成のための研修を実施しており、相談支援事業所・市町等への配置を促進しています。

また、近年、本県においても、放課後等デイサービス事業所等の利用児童生徒が増加しており、教育・家庭・福祉の連携の重要性が高まっています。兵庫県教育委員会において「教育・家庭・福祉の連携マニュアル（令和3年3月）」及び研修動画を作成し、全県に周知しました。障害のある子どもたちの安心・安全と一貫した支援に向け、引き続き、各市町における学校・福祉事業者・保護者の三者の連携の充実が課題となります。

加えて、障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援するとともに、障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できることが不可欠です。

このためには、障害児のライフステージに沿って、切れ目のない支援が提供できるよう、障害児及びその家族に対する相談窓口体制の構築が不可欠です。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、第6期で目標に達していないことから、積極的に配置を市町に働きかけることとします。

【障害児通所支援等以外の活動指標の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置市町数	14市町	15市町	24市町	41市町
障害児の相談窓口の設置	36市町	38市町	41市町	41市町

【障害児にかかる保育需要の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
保育所 [人/月]	1,384人分	1,776人分	1,665人分	1,272人分
認定こども園 [人/月]	1,300人分	1,778人分	1,790人分	947人分
地域型保育事業 [人/月]	34人分	28人分	61人分	27人分
放課後児童健全育成事業 [人/月]	2,171人分	2,368人分	2,364人分	1,806人分

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

障害児支援の提供体制を構築していくためには、支援を実際に行う人材の育成が不可欠です。このために、必要な人材育成に向け、医療や福祉職をはじめとする多職種を対象とした医療的ケア児に関する研修等を実施するとともに、各市町においては地域生活支援事業を活用し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めます。

また、教育（学校等）と福祉の連携は、障害児支援を地域が一体となって総合的に進めていくためには非常に重要であり、地域障害児支援体制や地域への巡回などをより効果的なものとし、障害児の障害特性、それに対する支援の仕方などを教育・支援する人々が同じ認識を持つためにも、各市町において教育と福祉の協議の場を設けることとします。

併せて、共生社会の実現に向けた取組を推進するためには、家庭と教育と福祉の連携が必要不可欠です。このため、児童生徒の安心・安全と一貫した支援のための三者の連携を示した「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」（令和3年3月）をもとに、学校は家庭や福祉と連携し、切れ目ない一貫した支援体制を構築します。

さらに、障害者の相談窓口や相談支援は徐々に充実していますが、障害児の総合相談窓口やそこから様々な事業所などにつなぐ窓口がないことを踏まえ、障害児の相談窓口として各市町に1カ所相談機関（例：基幹相談支援センター等）を設けることとします。

加えて、ひょうご子ども・子育て未来プランや子育て支援施策との密接な連携を図りながら、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備を進め、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できる包摂的な社会を推進します。また、福祉と教育が連携し、地域特別支援連携協議会等の協議の場を充実させ、就学時におけるサポートファイル等の確実な引継ぎと活用を進めます。

【障害児通所支援等以外の活動指標にかかる見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数（県単位）	2人	2人	2人	2人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置市町数【再掲】	24市町	41市町	41市町	41市町
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	82人	94人	101人	114人
障害児の相談窓口の設置	41市町	41市町	41市町	41市町

【障害児にかかる保育需要の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
保育所【人/月】	1,665人分	1,736人分	1,795人分	1,788人分
認定こども園【人/月】	1,790人分	1,789人分	1,783人分	1,755人分
地域型保育事業【人/月】	61人分	63人分	77人分	73人分
放課後児童健全育成事業【人/月】	2,364人分	2,522人分	2,643人分	2,717人分

活動 指標 6

相談支援体制の充実・強化等

ア 現状と課題

令和6年4月の障害者総合支援法改正により、設置が市町の努力義務となる基幹相談支援センターについて、令和5年4月時点で設置済が34市町にとどまっているほか、設置済であっても目的とする機能が十分に果たせていないケースもみられます。

また、協議会については全市町において設置されていますが、各市町における具体的な課題を協議・検討するなど、協議会を活性化していく必要があります。

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加え、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修等による地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割も果たしていくことが重要です。

また、協議会については、地域の障害者等の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における支援体制整備に繋げていく取組を着実に進めていく重要な役割を担っています。

県として、基幹相談支援センター未設置の市町へ引き続き働きかけるとともに、センター間の連携強化に向け、好事例紹介や意見交換の場の設置等、市町の取組に対する後方支援を行っていきます。加えて、各市町の協議会における課題の吸い上げや県協議会との連動性の確保にも取組みます。

これらの取組を通じ、相談支援体制の強化に向けた実施体制を全市町域で確保します。

【相談支援体制の充実・強化等に係る見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
基幹相談支援センターの設置【再掲】	34市町	35市町	37市町	41市町
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 [件/年]	5,371件	5,645件	5,764件	5,842件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 [件/年]	522件	536件	555件	569件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 [回/年]	1,960回	2,084回	2,146回	2,195回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 [回/年]	842回	870回	882回	890回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	46人	46人	48人	56人
各市町の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 [回/年]	122回	146回	151回	155回
各市町の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	1,632	1,733	1,798	1,884
各市町の協議会の専門部会の設置数	198	200	201	203
各市町の協議会の専門部会の実施回数 [回/年]	933回	920回	917回	926回

活動 指標 7

障害福祉サービス等の質の向上

(1) 計画的な人材養成の推進

ア 現状と課題

指定障害福祉サービス事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めることとなっています。

県では、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者、相談支援専門員の養成や、医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修、強度行動障害支援者養成研修などを実施しています。サービス管理責任者等研修、相談支援従事者研修、強度行動障害支援養成研修の養成数は、第6期計画目標を下回る見込です。障害福祉サービスの利用者数の増加に対応するため、計画的な人材養成の推進が必要です。

加えて、県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果の関係市町との共有が必要です。

さらに、障害のある人に対する虐待防止のための更なる取組が必要です。

【サービス管理責任者等研修の現状】

		R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
				実績見込	計画目標
サービス管理責任者等研修（養成数）		1,625人	1,803人	1,969人	3,000人
内 訳	基礎研修	683人	674人	720人	1,000人
	実践研修	116人	251人	349人	1,000人
	更新研修	826人	878人	900人	1,000人

【相談支援従事者研修の現状】

		R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
				実績見込	計画目標
相談支援従事者研修（養成数）		348人	414人	406人	540人
内 訳	初任者研修	175人	173人	140人	250人
	現任研修	135人	209人	246人	240人
	主任研修	38人	32人	20人	50人

【医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
医療的ケア児等コーディネーター養成数	144人	153人	153人	100人
医療的ケア児等支援者養成数	205人	406人	360人	200人

【強度行動障害支援者養成研修の現状】

	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度	
			実績見込	計画目標
強度行動障害支援者養成研修（養成数）	147人	275人	340人	600人
内 基礎研修	98人	178人	240人	360人
実践研修	49人	97人	100人	240人

イ 今後のサービス確保の考え方と見込量

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、サービス管理責任者等基礎研修、実践研修により計画的に人材養成を行うとともに、更新研修を通じて一定期間ごとの知識や技術の更新を図り、質を確保するよう努めます。

相談支援専門員については、相談支援従事者初任者研修により人材養成を行うとともに、相談支援の知識や技術を「知る」「できる」「活かせる・創る」という視点で専門コース別研修やリーダー研修等の県独自の取組みを行うほか、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員養成研修を通じて質の向上に努めます。

サービス提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であることから、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施を行います。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、計画的な研修実施により必要な人材を確保するとともに、研修修了者のネットワーク化を図り、情報共有やスキルアップを支援します。

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を実施することで、利用者ニーズに応じた人材の計画的な養成と確保を図ります。

各研修の実施にあたっては、県の指定を受けた団体が研修を実施する指定研修機関制度の活用を検討し、研修機会の拡大に努めます。

【サービス管理責任者等研修の見込量（定員数）】

		R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
サービス管理責任者等研修（養成数）		1,969人	2,700人	2,700人	2,700人
内 訳	基礎研修	720人	1,000人	1,000人	1,000人
	実践研修	349人	800人	800人	800人
	更新研修	900人	900人	900人	900人

【相談支援従事者研修の見込量】

		R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
相談支援従事者研修（養成数）		406人	520人	520人	520人
内 訳	初任者研修	140人	250人	250人	250人
	現任研修	246人	250人	250人	250人
	主任研修	20人	20人	20人	20人

【相談支援専門員及びサービス管理責任者等への意思決定ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
研修実施回数	2回	2回	2回	2回
研修修了者数	150人	150人	150人	150人

【医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
医療的ケア児等コーディネーター養成研修（養成数）	153人	150人	150人	150人
医療的ケア児等支援者養成研修（養成数）	205人	200人	200人	200人

【強度行動障害支援者養成研修の見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
強度行動障害支援者養成研修（養成数）	340人	600人	600人	600人
内 基礎研修	240人	360人	360人	360人
記 実践研修	100人	240人	240人	240人

(2) 指導監査結果の関係市町との共有

県では、障害福祉サービス事業所等に対する指導監査において、市町との連携推進のため、県市町合同指導監査を実施（政令市、中核市を除く。）しています。また、事業者による不正請求・不適切なサービス提供に関する情報提供を受けた場合は、市町と連携してすみやかに事実確認を行い、助言・指導等を行うとともに、不適正な運営については監査結果の公表を通じて事業者の自浄努力を促し、運営の健全化を図るとともに、指導監査の結果を関係市町と共有を図るための体制を構築します。

【指導監査結果の関係市町との共有にかかる見込量】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
市町との合同指導監査実施回数	330回	330回	330回	330回
指導監査結果の関係市町との共有体制の確保	有（県単位）	有（県単位）	有（県単位）	有（県単位）

(3) 障害のある人に対する虐待の防止

障害のある人に対する虐待の防止について、市町障害者虐待防止センターと県障害者権利擁護センターを中心に、兵庫労働局をはじめとする関係機関と一層連携をしながら取組を進めます。

障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応を行うため、自立支援協議会等を通じた関係機関による協力体制の強化、市町・事業所等を対象とする研修や説明会、事例紹介などを行います。

障害福祉サービス事業所及び精神科病院の監査・実地指導での適切な指導に加え、障害福祉サービス事業者には虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び担当者の配置等の措置を講じる義務があることから、障害福祉サービス事業者に対する研修を実施するとともに、虐待事案の未然防止のため相談支援専門員及びサービス管理責任者等に対して法定研修等の機会を用いて周知啓発に努めます。

加えて、精神保健福祉法の改正により令和6年4月から精神科病院における虐待防止対策が規定されることを受け、入院中の患者の人権を擁護し適切な医療を提供すること及び虐待（疑い含む）発生時に迅速に対応を行うことを目的として、精神科病院に対し業務従事者による虐待防止及び対策を強化するよう働きかけるとともに、通報の受理体制の整備や監督権限等の適切な行使に努めます。

引き続き、障害者虐待防止法の概要や発見者の通報義務等について、普及啓発に取り組んでいきます。

【障害者等の虐待防止研修の見込量（市町職員）】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
県主催虐待防止研修の受講市町数	41市町	41市町	41市町	41市町

【障害者等の虐待防止研修の見込量（障害者サービス事業所職員）】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
県主催虐待防止研修の受講者数	1,700人	1,800人	1,900人	2,000人

第 4 章

県地域生活支援事業

1 専門性の高い相談支援事業

(1) 障害者就業・生活支援センター運営事業

障害のある人の生活支援と就業支援を一体的に行う中核的支援機関として、平成14年度以降順次、県内10カ所に障害者就業・生活支援センターを設置してきました。

障害者就業・生活支援センターでは、兵庫労働局や兵庫障害者職業センター、就労支援機関、医療機関等と連携しながら、就職相談や職場実習、職場定着支援、余暇支援等を行っています。

【障害者就業・生活支援センターの運営】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
実施箇所数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
登録者数【再掲】	6,800人	7,100人	7,400人	7,700人

(2) 高次脳機能障害支援普及事業

交通事故や脳梗塞などにより脳の一部に損傷を受けた結果、記憶、注意、感情、遂行機能等の認知障害が生じ、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害を有する人の支援拠点として、県立総合リハビリテーションセンターにおいて、専門的な評価やリハビリテーション、普及啓発、専門人材の養成などを行っています。

また、相談支援体制の強化、出張研修等受入施設等への派遣を通じ、高次脳機能障害の理解促進、受入拡大を図っていきます。

【高次脳機能障害支援拠点の運営】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
利用者数	700人	700人	700人	700人

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

県立聴覚障害者情報センターにおいて、手話通訳に必要な表現技術や要約筆記に必要な文章表現技術、身体障害者福祉の概要、手話通訳者・要約筆記者の役割・責務などに関する研修を行い、手話通訳者及び要約筆記者の養成を計画的に行います。

【手話通訳者の養成研修】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
手話通訳者（研修修了者数）	50人	50人	50人	50人
手話通訳者（登録者数）	330人	340人	350人	360人
要約筆記者（研修修了者数）	20人	20人	20人	20人
要約筆記者（登録者数）	150人	160人	170人	180人

※各年度3月31日時点の登録者数

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚・聴覚の重複障害のある人の自立と社会参加を促進するため、ひょうご盲ろう者支援センターにおいて、コミュニケーションや移動を支援する盲ろう者向け通訳・介助員の養成を計画的に行います。

【盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
研修修了者数	15人	20人	20人	20人
登録者数	200人	210人	220人	230人

※各年度3月31日時点の登録者数

(3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

脳卒中や脳腫瘍、事故による頭部への外傷などで脳の言語中枢を損傷し、言語障害等を生じた人（失語症者）の社会生活等におけるコミュニケーションの円滑化、社会参加の促進を図るため、失語症者向け意思疎通支援者の養成を計画的に行います。

【失語症者向け意思疎通支援者養成研修】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
研修修了者数	15人	20人	20人	20人
登録者数（※）	120人	140人	160人	180人

※各年度3月31日時点の登録者数

(4) 視覚障害者等のICT指導者養成研修事業

視覚障害者等がICT機器の活用方法を学習する機会を確保するため、障害者特性を理解し、障害者に対しマンツーマンでIT機器等の活用法を指導できるICT技術者、ボランティア等を養成します。

【視覚障害者等のICT指導者養成研修】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
研修修了者数	30人	30人	30人	30人
累計	174人	204人	234人	264人

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業等

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、手話通訳者・要約筆記者の広域的な派遣を実施します。

【手話通訳者・要約筆記者の派遣】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
手話通訳者・要約筆記者派遣 (利用件数)	185件	185件	185件	185件

(2) 意思疎通支援者派遣に係る市町相互間連絡調整事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣に係る市町相互間の連絡調整体制を県聴覚障害者情報センターにおいて整備し、市町間での調整が困難な場合に、派遣調整を行います。

【意思疎通支援者の派遣に係る市町相互間連絡調整】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
連絡調整(実施の有無)	有	有	有	有

(3) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

【盲ろう者向け通訳・介助員の派遣】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 (利用件数)	750件	800件	850件	900件

(4) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の自立と社会参加を促進するため、コミュニケーションの円滑化の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者の広域的な派遣を実施します。

【失語症者向け意思疎通支援者の派遣】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
失語症者向け意思疎通支援者派遣（利用件数）	15件	20件	25件	30件

(5) 失語症者向け意思疎通支援者派遣調整事業

失語症者の自立と社会参加を促進するため、コミュニケーションの円滑化の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者の派遣について、派遣事業を実施する市町間での調整が困難な場合に、派遣調整を行います。

【失語症者向け意思疎通支援者の派遣に係る市町相互間連絡調整】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
連絡調整（実施有無）	有	有	有	有

4 広域的な支援事業

(1) 相談支援圏域コーディネーターの配置

各圏域（神戸を除く7圏域（うち阪神圏域は南・北、播磨姫路圏域は中・西地域ごと））に1名のコーディネーターを配置し、市町や相談支援事業所等が抱える困難ケースへの助言、地域自立支援協議会の設置・運営支援、相談支援に係る人材養成など、市町の相談支援体制への後方支援を行います。

【相談支援圏域コーディネーターの設置】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
実施箇所数	8箇所	8箇所	9箇所	9箇所

(2) 自立支援協議会の設置

事業者や保健、福祉、医療、就労、教育等の関係機関による意見交換・情報交換の場として自立支援協議会を設置し、地域資源の実態把握や確保策の検討、権利擁護の推進などを行っています。

なお、全県単位の兵庫県障害者自立支援連絡協議会は、全体会と相談支援部会、就労支援部会、強度行動障害支援部会で構成しており、圏域単位の設置した圏域自立支援協議会とともに、市町の自立支援協議会等で抽出された課題や意見を集約し、県施策や国への提案活動に反映させていきます。

【自立支援協議会の設置】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
兵庫県障害者自立支援連絡協議会 (実施箇所数)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
圏域自立支援協議会 (実施箇所数)	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

(3) 地域移行・地域生活支援事業

精神障害のある人が住みたい地域で生活するための支援を行うため、身近な存在である精神障害のある人やその家族等である精神障害者相談員による相談活動を実施します。

【精神障害者相談員】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
精神障害者相談員数	253人	263人	273人	283人

(4) 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」体制整備事業

大規模災害後に、被災者及び支援者に対して専門的なこころのケアを実施するため、精神科医療及び精神保健活動の支援を担う兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」を整備し、登録者に対する研修などを行います。

また、災害時等の緊急時以外の相談体制の強化として、精神保健福祉センター、健康福祉事務所が実施している通常時の支援に加え、PTSD、トラウマに関する精神保健上の相談に対する支援の強化を図るため、兵庫県こころのケアセンターに専門の相談員を配置し、精神保健福祉センター、健康福祉事務所、学校、警察等関係機関と連携を取りつつ個別の相談支援を行います。

【ひょうごDPAT登録者及び災害時心のケア専門相談員の配置】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
ひょうごDPAT（登録者数）	120人	123人	126人	129人
災害時心のケア専門相談員の配置	有	有	有	有

5 その他の事業

(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業

客観的かつ公平公正に給付事務等が行われるよう、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる市町職員・事業所の職員などを対象に、障害支援区分認定調査員研修を実施します。また、市町長が認定する市町審査会委員を対象とする市町認定審査会委員研修を実施します。

(2) オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）に対し、生活指導や装具装着指導等を行うことにより社会参加を促進するため、社会適応訓練を行います。

【オストメイト社会適応訓練の受講者】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
オストメイト社会適応訓練（受講者）	500人	500人	500人	500人

(3) 障害者スポーツ大会

平成18年度に開催した第6回全国障害者スポーツ大会（のじぎく兵庫大会）の成果を引き継ぎ、障害者の体力強化と社会参加を促進するとともに、障害者スポーツに対する理解を深めるため、障害者スポーツ大会を開催します。

【全県域を対象とした障害者スポーツ大会の参加選手数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
参加選手数	44,500人	47,000人	49,500人	52,000人

(4) 兵庫県障害者芸術・文化祭

芸術・文化活動を通じて障害のある人の自己実現と社会参加を促進するため、芸術・文化活動の発表の場として、障害者芸術・文化祭を開催します。

【兵庫県障害者芸術・文化祭】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
参加者数（来場者含む）	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人

(5) 身体障害者補助犬事業

身体障害のある人の行動範囲の拡大を通じた社会参加の促進を図るため、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成・貸付を行います。

【身体障害者補助犬の育成・貸付】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
貸付頭数	2頭	3頭	3頭	3頭

第 5 章

本県独自の率先取組指標

1 「ひと」分野

(1) 交流及び共同学習の一層の充実

本県では、兵庫県特別支援教育第四次推進計画に基づき、「連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）」を推進し、①すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境、②幼児児童生徒に応じた合理的配慮の提供、③切れ目ない一貫した支援、を着実に推進します。

交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のない子どもにとっても、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを体験を通じて学ぶ貴重な機会です。そして、交流及び共同学習の学びを、日常的な生活や学習に反映させることで、一人一人が自分の良さや可能性を認識し、多様な他者を理解・尊重できる共生社会の実現に向けた一歩となります。

そのため、教職員が合理的配慮の提供について理解を深め、適切に提供することで、障害のある子どもと障害のない子どもが学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら充実した時間となるよう支援します。

特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地とのつながりを維持・継続させ、さらに深めていけるよう、「副籍」を活用した居住地校交流を組織的に進めます。また、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習では、手話などの多様なコミュニケーション手段の活用や防災意識の向上など、学校の特色を生かした双方の交流を深めていきます。

【特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流（実施率）】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
居住地校交流実施率	31.5%	41.6%	43.7%	45.8%

(2) ICTの利活用等による特別支援教育の質の向上

障害がある等、多様な教育ニーズのある子どもたちに対し、自立と社会参加を見据えて、「個別最適な学び」の機会を確保するとともに、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う「協働的な学び」の機会を確保することが重要となります。

そのため、障害の状態や特性等に応じたきめ細かな指導・支援や、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会を提供し、ICTの持つ特性を最大限活用していくことが求められます。

そこで、意思の表出やコミュニケーションの手段の一つとしての活用や、遠隔による指導の活用、在宅就労など新たな働き方に対応したキャリア教育・進路指導の充実など、ICTの活用が「日常化」とするとともに、効果的な指導・支援ができるよう取り組みます。

(3) 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実

特別な支援を必要とする幼児児童生徒へのキャリア教育では、学校園で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すことが重要となります。

そのため、発達の段階に応じ、学校園の教育活動全体に位置付けた指導計画や、特別支援学校におけるキャリア発達段階表の活用による組織的・系統的な指導を充実します。

特別支援学校では、地元企業や福祉事業所等と連携し、生徒の実態に応じて、「兵庫県特別支援学校技能検定」の取組を活用した指導を推進し就労等につなげるとともに、個々のニーズに沿った進路実現をめざします。

また、就労や社会参加の機会を拡充するため、企業と連携し、ICT活用による在宅就労など新たな働き方に対応した効果的な指導をすすめます。

高等学校における特別な支援を必要とする生徒の就労に向けては、特別支援学校との連携や、個別の教育支援計画を活用した労働・福祉等の関係機関との連携により卒業後の支援の充実を図ります。

【県立特別支援学校高等部から一般就労した卒業生の割合】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
一般就労率	29.5%	30.5%	31.5%	32.5%

(4) みんなの声かけ運動の推進

地域社会の一員として支え合い、安心して暮らせるユニバーサル社会の実現に向け、まちなかで困っている人に対して積極的な声かけを行います。

【みんなの声かけ運動推進員数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
推進員数	5,100人	5,150人	5,200人	5,250人

(5) ひきこもり状態にある人への支援

様々な要因を持つひきこもり状態にある人に対しては、本人にあった支援情報の提供を行う必要があります。また、複数の支援団体が関与して支援を行う必要もあるため、全県的なひきこもり支援団体等のネットワークを構築し、支援にかかる情報交換の仕組みを構築します。

【ひきこもり支援団体等ネットワーク加入団体数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
加入団体数	—	60団体	70団体	82団体

2 「参加」分野

(1) 県内民間企業における障害者雇用

県内民間企業における障害者雇用率について、法定雇用率の達成をめざします。

【県内民間企業の障害者雇用率】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
障害者雇用率	2.30%	2.50%	2.50%	2.50%

※法定雇用率は、令和6年4月1日から2.5%になります。

(2) 障害のある人の職場定着（障害者就業・生活支援センター支援対象者の職場定着率）

一人一人の障害特性等に配慮した就職先開拓や定着支援により、障害者就業・生活支援センターによる支援対象者の高い職場定着率の維持を図ります。

【障害のある人の職場定着率】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
職場定着率	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%

※障害者就業・生活支援センターにおいて就職支援したケースの就職後1年の定着率

(3) 障害のある人の職場定着伴走型支援

県独自のジョブコーチ制度により、ジョブコーチが障害者の職場を訪問し、個々の特性を踏まえた専門的な伴走型支援を実施することで障害者の就労・職場定着支援の充実を図ります。

【ジョブコーチによる訪問支援件数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
訪問支援件数	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件

(4) 特例子会社の設立

重度障害のある人の雇用や職域拡大に有効な特例子会社について、毎年度2社以上の設立を目標とします。

【県内特例子会社の新規設立】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
設立数	2社	2社	2社	2社

(5) 委託訓練による職業能力の向上

障害者職業能力開発校における委託訓練による職業能力の向上を通じ、就職を拡大します。

【委託訓練による就職者数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
就職者数	28人	50人	50人	50人

(6) 障害福祉サービス事業所における月額平均工賃

障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型事業所等）における月額平均工賃の向上を図ります。

【月額平均工賃】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
就労継続支援B型事業所の 平均工賃月額	15,400円	16,000円	17,500円	19,000円

(7) 障害福祉サービス事業所等への優先発注

公的機関における物品・役務等の発注に際し、障害福祉サービス事業所等への優先発注制度を活用し、発注額の拡大を図ります。

【障害福祉サービス事業所等への優先発注額】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
県の優先発注	45,000千円	55,000千円	65,000千円	75,000千円
市町の優先発注	1,191,000千円	1,208,000千円	1,227,000千円	1,246,000千円

(8) インターネットによる授産商品の販売

授産商品のインターネット販売ショップ「+NUKUMORI（プラスぬくもり）」を活用し、授産商品の販路拡大を支援します。

【インターネットによる授産商品販売品目】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
インターネット販売品目	190品目	200品目	210品目	220品目

(9) 障害者スポーツの充実

障害者が身近な地域でスポーツ活動に取り組める環境の充実を図るため、グラウンドや体育館など練習拠点を整備し、利用人数の拡大を図ります。

【障害者スポーツ推進拠点の利用人数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
利用人数	2,870人	2,920人	2,970人	3,020人

(10) 障害者差別解消の推進

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。国と歩調を合わせて事業者への周知・啓発を行うとともに、合理的配慮アドバイザーの派遣等により事業者が合理的配慮の提供に取り組みやすいように支援していきます。

また、障害者週間を活用した周知・啓発等に努め、あわせて障害者等を対象に引き続き障害者差別解消相談センターの運営や弁護士・福祉専門職による無料法律相談等を実施していきます。

3 「情報」分野

(1) 意思疎通支援の推進

聴覚障害者に対する県民の理解を深め、手話を広く普及していくことをめざし、動画も活用しながら地域で各種の手話講座を開催します。

【県民向け手話講座等の開催】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
手話講座参加者数	5,800人	7,000人	7,000人	7,000人

(2) 災害時等における情報発信システムの普及

聴覚障害者等に対し災害時等において緊急情報を適切に伝達できるよう、聴覚障害等やその支援者等に対し情報発信する「聴覚障害者災害等緊急時情報発信システム」の普及を図ります。

【聴覚障害者災害等緊急時情報発信システムへのメール登録件数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
メール登録件数	1,940人	1,955人	1,970人	1,985人

4 「まち・もの」分野

(1) 「親なきあと」を見据えた地域での暮らし支援

障害者の高齢化・重度化や保護者の高齢化に伴い、「親なきあと」の支援が課題となっています。

相談支援においては、地域の支援体制の中核機関となる基幹相談支援センターや、緊急時の相談・受入機能を有する地域生活支援拠点について、令和8年度末までに全市町での設置を進めます。

また、住まいの場としてのグループホームの整備については、医療的ケアが必要な人や、強度行動障害を有する人など、重度障害者（より多くの支援を必要とする者）に対応できるよう、新規参入時の整備や運営支援に関するニーズを調査し、制度上の課題について国に積極的に要望を行っていくとともに、県においても、日中サービス支援型グループホームや医療型障害児入所施設がない圏域における県独自の医療支援型グループホームの整備、強度行動障害への対応など、効果的なグループホーム支援のあり方を検討します。

加えて、このような支援につなぐために、主に在宅の障害者やその保護者を対象に、地域生活の具体的な姿を提案する説明会を令和5年度から実施し、具体的なイメージをもってもらい支援につなげていきます。

これらの支援にあたっては、個人や家庭が抱える課題が複雑化・多様化していることから、これらの課題やニーズを包括的に支援する体制（重層的支援体制等）の整備にも取り組んでいきます。

親なきあとの障害者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できる兵庫を目指します。

【関連する数値目標等（再掲）】

○活動指標6「相談支援体制の充実・強化等」

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
基幹相談支援センターの設置	34市町	35市町	37市町	41市町

○活動指標2「地域生活支援の充実」

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
地域生活支援拠点等の設置	30市町	35市町	37市町	41市町
地域生活支援拠点等の設置箇所数	38箇所	44箇所	46箇所	50箇所

○活動指標2「地域生活支援の充実」

	R5年度末 実績見込	R6年度末 見込	R7年度末 見込	R8年度末 計画目標
グループホーム総定員数	6,359人分	6,780人分	7,155人分	7,598人分
うち日中サービス支援型の定員数	612人分	695人分	745人分	815人分

○成果目標3「地域生活支援の充実」

	R4年度 (参考値)	R8年度 (目標)
強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握	(4市町)	41市町
強度行動障害を有する者の支援体制の整備	(2市町)	41市町
強度行動障害を有する者の支援を行うため地域において核となる指導施設(スーパーバイザー)の養成	—	8圏域

(2) ゆずりあい駐車場の登録

障害のある人など歩行が困難な人のための駐車スペース(場所)として、兵庫ゆずりあい駐車場の確保に努めます。

【ゆずりあい駐車場の登録数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
登録数	4,930箇所	4,980箇所	5,030箇所	5,080箇所

(3) 災害時における要配慮者の支援

災害時における要配慮者の円滑な避難支援を進めるとともに、避難所における災害関連死等を防ぐため、防災と福祉の連携を強化し、避難のための実効性の高い個別避難計画の策定や福祉避難所の整備を進めます。

【個別避難計画に基づく訓練実施市町数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
訓練実施市町数	22市町	28市町	35市町	41市町

※計画の実効性を高めるため、計画の見直しや訓練の実施等の助言を継続的に行う。

【福祉避難所数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
福祉避難所数(累計)	1,114箇所	1,136箇所	1,158箇所	1,180箇所

(4) 県立障害児者リハビリテーションセンターの運営

県内の脳性まひ等の肢体不自由のある方が、身近な地域で子どもから大人まで一貫したリハビリを受けられるよう、県立障害児者リハビリテーションセンター（愛称：あまりハ）を開設しています。

医師による診断・治療や理学療法士、作業療法士等によるリハビリテーションを実施するほか、地域の訪問看護ステーションとの連携体制の構築等に取り組んでいます。

さらに、県内の障害関連施設や特別支援学校等への巡回相談・指導を実施します。

(5) 精神科初期救急医療体制の充実

緊急入院の必要性はないが、早期に医療につなげることにより重症化を防ぐことのできる患者に対応する初期救急医療体制を充実します。

【初期救急（輪番制）実施圏域】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
初期救急（輪番制）実施圏域	7圏域	7圏域	7圏域	7圏域

(6) 精神障害者継続支援体制（チーム）の整備

措置入院者等の重篤な精神障害者に対し、退院後も必要な医療や支援が途切れることがないよう、関係機関が情報を共有し、継続的に支援する体制を整備します。

【精神障害者継続支援チームによる支援の継続】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
精神障害者継続支援チームの設置	12チーム	12チーム	12チーム	12チーム
地域生活が安定した精神障害者数	21人	23人	23人	23人

【精神障害者地域協議会等の開催回数】

	R5年度 実績見込	R6年度 見込	R7年度 見込	R8年度 計画目標
精神障害者地域協議会	12回	12回	12回	12回
行政・警察・医療連絡会議	12回	12回	12回	12回
地域移行・地域定着連絡会議	12回	12回	12回	12回

(7) 入院者訪問支援事業

精神科病院の入院患者の孤独感や自尊心低下の解消などの権利擁護を目的として、家族がいない市町長同意による医療保護入院者を中心に入院患者を訪問する入院者訪問支援事業（令和6年4月精神保健福祉法改正により位置付け）について、令和6年度はモデル的に実施し、令和7年度以降の本格実施に取り組みます。

第 6 章

障害保健福祉圏域計画

1 神戸 障害保健福祉圏域

(1) 圏域の概要と主な成果目標

構成市町 1市
面積 557.05km²
人口 1,501,678人
(令和5年4月1日現在)

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	80,190人	80,407人	78,621人	75,402人
知的障害者	12,176人	14,167人	16,505人	18,340人
精神障害者	12,816人	15,690人	17,873人	20,674人
計	105,182人	110,264人	112,999人	114,416人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数 (※1)	—	78人
②施設入所者数 (※2)	1,291人	1,291人
③地域生活支援拠点等の整備	1市域	1市域
④福祉施設から一般就労への移行者数 (※3)	255人	392人
⑤児童発達支援センターの設置	1市域	1市域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1カ所以上 (1市町域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1市域	1市域
⑧基幹相談支援センターの設置	1市域	1市域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	1市域	1市域

※1 基準時 (R4年度末) からR8年度末までの累計

※2 R8年度目標未設定のため、R4年度実績を記載

※3 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	73,259時間 3,970人分	48.79 2.64	81,545時間 4,717人分	54.30 3.14	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	64,544時間 235人分	42.98 0.16	75,461時間 238人分	50.25 0.16	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	11,225時間 538人分	7.47 0.36	12,912時間 618人分	8.60 0.41	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	3,225時間 100人分	2.15 0.07	6,109時間 140人分	4.07 0.09	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	5,965人日 724人分	3.97 0.48	6,640人日 899人分	4.42 0.60	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	242人日 47人分	0.16 0.03	315人日 63人分	0.21 0.04	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	66,254人日 3,489人分	44.12 2.32	71,082人日 3,713人分	47.34 2.47	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	800人日 45人分	0.53 0.03	839人日 48人分	0.56 0.03	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	1,826人日 129人分	1.22 0.09	2,964人日 199人分	1.97 0.13	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			162人分	0.11	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	7,708人日 465人分	5.13 0.31	7,919人日 504人分	5.27 0.34	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	18,720人日 986人分	12.47 0.66	21,509人日 1,150人分	14.32 0.77	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	89,087人日 5,234人分	59.32 3.49	119,511人日 6,764人分	79.58 4.50	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	186人分	0.12	237人分	0.16	0.14
自立生活援助 [人/月]	16人分	0.01	30人分	0.02	0.02
共同生活援助 [人/月]	1,303人分	0.87	1,988人分	1.32	1.27
計画相談支援 [人/月]	704人分	0.47	939人分	0.63	1.84
地域移行支援 [人/月]	10人分	0.01	14人分	0.01	0.02
地域定着支援 [人/月]	72人分	0.05	95人分	0.06	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	18,873人日 1,884人分	12.57 1.25	22,609人日 2,455人分	15.06 1.63	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	18人日 3人分	0.01 0.00			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	54,686人日 4,293人分	36.42 2.86	71,649人日 5,908人分	47.71 3.93	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	420人日 247人分	0.28 0.16	853人日 501人分	0.57 0.33	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	2人日 1人分	0.00 0.00	2人日 1人分	0.00 0.00	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	75人分	0.05	105人分	0.07	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	1市	—	1市	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	1市	—	1市	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	19箇所 8,546人	0.01 5.69	19箇所 8,936人	0.01 5.95	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	1市	—	1市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	1市	—	1市	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	0市 0人	— 0.00	0市町 0人	— 0.00	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	135人	0.09	147人	0.10	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	1市	—	1市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	5,100件	3.40	5,412件	3.60	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	14人	0.01	14人	0.01	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	35,864件	23.88	36,390件	24.23	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	230人	0.15	255人	0.17	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	740,174時間 3,005人	492.90 2.00	893,127時間 3,586人	594.75 2.39	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	18箇所 739人	0.01 0.49	17箇所 777人	0.01 0.52	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町村内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	10箇所 25人	0.01 0.02	9箇所 28人	0.01 0.02	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	5箇所 4,700人	0.00 3.13	5箇所 4,000人	0.00 2.66	0.00 0.74
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	3箇所	—	3箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	51人	0.03	55人	0.04	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	8人	0.01	10人	0.01	0.00
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	15件	0.01	24件	0.02	0.00
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	940件	0.63	1,390件	0.93	0.35

(3) 神戸圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 計画相談支援の充実

相談支援専門員・相談支援事業所が不足しているため、計画相談支援の利用が伸びていないとの意見があり、まずは数の確保により利用者が相談しやすい体制を整えることが必要となる。神戸市が実施している補助制度を活用した人材確保・定着の促進や、事務書類の簡素化などによる負担軽減が求められている。

イ 重度障害のある人などを支援するサービスの充実

重度障害のある人、医療的ケアが必要な人、強度行動障害のある人が利用できる生活介護や短期入所、重症心身障害児・医療的ケア児を適切に支援する放課後等デイサービスなどが不足しているとの意見がある。人材の確保や育成に対する支援が求められている。

ウ 地域移行のさらなる推進

地域移行においては、それぞれの障害や家族の状況に応じた住まいの確保や自立にあたっての地域資源の充実が求められている。特にグループホームについては、神戸市全体の定員数は増加しているものの、市街地立地が少ないことや、重度の障害のある人や強度行動障害のある人に対応可能なグループホームの不足についての意見がある。日中支援型グループホームや、それぞれの障害特性に対応可能なグループホームが求められている。

エ 災害・感染症対策

全国各地で災害が多発しており、医療的ケアが必要な人、重度心身障害のある人について、個別避難計画を策定するとともに、福祉避難所などの確保・充実が求められている。

感染症対策については、今後新たな感染症が発生した際に、新型コロナウイルス感染症対策の経験則を生かした対応をとることが重要になる。

また、障害のある人や介護者である家族が感染した場合に適切なサポート体制を確保するとともに、事業者への速やかな支援が可能となるように、対策を講じ備えておくことも求められている。

(4) 神戸圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 相談支援の充実

相談支援人材確保のため、補助制度を活用した人材確保・定着の促進を図り計画相談支援員を確保するとともに、ひとつの事業所への計画相談支援員の複数人配置の促進に向けた周知を図る。また計画相談支援に関わる相談支援専門員の資質の向上を図るため、基幹相談支援センターによる相談支援事業所向け研修の実施、自立支援協議会の運営部会などを活用した関係機関の連携を図る。

補助制度により相談支援専門員の増加が見込まれることから、第7期でも計画相談利用者が増加する見込み量を設定する。神戸市においては計画相談支援が少ないことが課題となっているため、第7期においても独自指標を設け、相談支援事業所の体制強化に取り組む。

イ 重度障害のある人などを支援するサービスの充実

重度訪問介護は第6期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、第7期においても増加する見込み量を設定する。

また、地域の重症心身障害児者や医療的ケア児者を支援する機関（福祉サービス事業所など）への後方支援として、必要な情報提供・研修の実施あるいはそれら支援機関の職員などからの問合せや相談に対応し、適宜助言などを行うことで、地域における支援サービスの促進・質の向上を図る。

ウ 地域移行のさらなる推進

共同生活援助については、第6期において利用が増加傾向にあり、地域移行をさらに進めていくにあたって必要なサービスであることから、第7期においても増加する見込み量を設定する。見込み量の確保にあたり、グループホームについて全体の定員数に加え、重度障害者の受け入れを推進するため、日中サービス支援型グループホームの定員数に関して独自指標を定める。あわせて、市街地立地における整備を推進する。

グループホームの整備改修については神戸市単独の改修助成制度を設け整備を促進している。

また、障害者等が安心して自立した生活を継続できるよう、地域のネットワークづくりを行う「障害者見守り支援員」を障害者地域生活支援拠点に配置している。

エ 災害・感染症対策

災害時においても適切な医療の提供や障害福祉サービスを提供できるよう事前の備えとして、災害時に安心して避難生活を送れるように福祉避難所や福祉避難スペースの充実などを図るとともに、災害時の個別避難計画の策定を独自指標とする。

2 阪神 障害保健福祉圏域（阪神南地域）

（１）圏域の概要と主な成果目標

構成市町 3市
面積 169.14km²
人口 1,031,815人
(令和5年4月1日現在)

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	42,689人	42,344人	41,833人	39,968人
知的障害者	7,532人	8,775人	10,111人	11,579人
精神障害者	6,449人	7,670人	9,889人	10,855人
計	56,670人	58,789人	61,833人	62,402人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数（※1）	—	30人
②施設入所者数	663人	635人
③地域生活支援拠点等の整備	3市域	3市域
④福祉施設から一般就労への移行者数（※2）	150人	196人
⑤児童発達支援センターの設置	3市域	3市域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1カ所以上 (3市域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1市域	3市域
⑧基幹相談支援センターの設置	3市域	3市域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	3市域	3市域

※1 基準時（R4年度末）からR8年度末までの累計

※2 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	46,592時間 2,626人分	45.16 2.55	48,237時間 2,680人分	46.75 2.60	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	76,718時間 245人分	74.35 0.24	98,834時間 267人分	95.79 0.26	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	9,266時間 310人分	8.98 0.30	10,507時間 323人分	10.18 0.31	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	1,117時間 55人分	1.08 0.05	1,325時間 67人分	1.28 0.06	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	4,013人日 783人分	3.89 0.76	3,852人日 786人分	3.73 0.76	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	171人日 42人分	0.17 0.04	160人日 46人分	0.16 0.04	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	39,697人日 2,046人分	38.47 1.98	43,050人日 2,158人分	41.72 2.09	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	212人日 13人分	0.21 0.01	231人日 18人分	0.22 0.02	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	2,996人日 194人分	2.90 0.19	2,673人日 174人分	2.59 0.17	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			26人分	0.03	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	4,432人日 274人分	4.30 0.27	5,728人日 348人分	5.55 0.34	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	14,776人日 748人分	14.32 0.72	19,667人日 1,000人分	19.06 0.97	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	39,245人日 2,359人分	38.03 2.29	49,352人日 2,839人分	47.83 2.75	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	94人分	0.09	147人分	0.14	0.14
自立生活援助 [人/月]	8人分	0.01	19人分	0.02	0.02
共同生活援助 [人/月]	837人分	0.81	1,123人分	1.09	1.27
計画相談支援 [人/月]	1,037人分	1.01	1,309人分	1.27	1.84
地域移行支援 [人/月]	24人分	0.02	22人分	0.02	0.02
地域定着支援 [人/月]	29人分	0.03	34人分	0.03	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	13,887人日 1,561人分	13.46 1.51	18,211人日 1,946人分	17.65 1.89	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	164人日 22人分	0.16 0.02			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	37,540人日 3,436人分	36.38 3.33	45,389人日 3,992人分	43.99 3.87	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	258人日 212人分	0.25 0.21	468人日 367人分	0.45 0.36	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	49人日 9人分	0.05 0.01	77人日 13人分	0.07 0.01	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	507人分	0.49	626人分	0.61	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	3市	—	3市	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	3市	—	3市	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	13箇所 3,930人	0.01 3.81	13箇所 4,493人	0.01 4.35	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	3市	—	3市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	3市	—	3市	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	0市 0人	— 0.00	1市 0人	— 0.00	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	78人	0.08	92人	0.09	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	1市	—	1市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	3,501件	3.39	3,878件	3.76	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	5人	0.00	7人	0.01	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	23,554件	22.83	26,683件	25.86	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	88人	0.09	74人	0.07	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	504,603時間 2,424人	489.04 2.35	572,657時間 2,589人	555.00 2.51	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	36箇所 536人	0.03 0.52	39箇所 595人	0.04 0.58	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町村内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	25箇所 52人	0.02 0.05	28箇所 53人	0.03 0.05	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	/	—	/	—	—
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	7箇所	—	7箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	53人	0.05	74人	0.07	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	3人	0.00	4人	0.00	0.00
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	0件	0.00	0件	0.00	0.00
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	75件	0.07	200件	0.19	0.35

(3) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 圏域の特徴

(ア) 圏域の人口的な特徴

本圏域においては、西宮市は南部に人口が偏っているが、他市は比較的分散している。また、高齢化率（令和5年2月1日現在）は、各市で差があるが、西宮市（24.4%）は県内で最も低く、圏域としては26.4%で、県平均（29.3%）よりも低くなっている。障害者手帳所持者数（令和4年度末）は3障害合計で62,402人、圏域人口の6.0%となっている。近年、福祉制度（サービス）利用、自立支援医療（精神通院医療）受給等のため、知的障害者手帳所持者及び精神障害者手帳所持者が増加傾向にある。

(イ) 圏域の福祉サービス提供基盤の特徴

量的ニーズに応える障害福祉サービス事業所も一定数存在しており、利用者にとっては比較的、事業者を選択・確保しやすい環境にある。また、医療機関も、近隣の神戸市や大阪市を含めると数多くあり、それぞれの状況に応じたりハビリテーションを受けやすい環境にある。

しかし、障害者支援施設から地域生活への移行には、その推進体制強化が求められており、相談支援事業所や指定事業所、地域の資源と連携することにより、地域生活支援拠点の地域移行推進機能を強化するなど地域生活への移行の取組を推進していくことが必要となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、短期入所（医療型）の利用者は減少しているため、相談支援事業所や指定事業所を通じて、適切にサービスにつなげられる取組が必要である。

イ 障害福祉サービス等の現状と課題

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

居宅介護、重度訪問介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、児童発達支援

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、施設入所支援、計画相談支援、障害児相談支援

(ウ) よくある相談内容

障害者の就労に係るサービスについては他圏域と比較すると豊富であるが、事業所の支援力の差異が表出されることがある。支援課題（サービス内容に利用者を合わせる、環境調整、アセスメント不足、目標の不明確など）については意欲的に前向きに取り組んでいるのかを分析することが必要と考えている。

福祉施設から一般就労への移行者については、短期で退職や休職に至ってしまうケースもあるため、退職・休職理由の分析と退職等に至った障害者のフォローアップができていないのか、特に就労継続支援A型事業所の支援内容について、PDCAサイクルでフォローワークと連携しながら明確になるように精査する必要がある。

居宅介護はサービス量と比較すると利用者数が圧倒的に多いことが提供体制の不足となっているが、グループホームの運営や暮らしといった質の低下、利用者に合わない運営規則等について、県に指導権限がある施設には適切な指導を行うとともに、重度障害者を受け入れないグループホームには受け入れ体制の整備を働きかけていくことが必要

と考えている。

(4) 圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 圏域としての対策

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

居宅介護、重度訪問介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、児童発達支援の供給量は他の圏域に比べて多くなっているが、入所施設からの地域生活への移行の推進により、阪神南圏域内での地域生活者の増加が想定されるため、さらなる量的拡大に努める。身近な地域でサービス提供が行われるよう、引き続き体制整備に取り組みとともに、地域の自立支援協議会等を通じて、地域の課題を抽出・共有し、課題解決に向けた業者間の連携等の取組を促進して、サービスの質の向上に努める。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、施設入所支援、計画相談支援、障害児相談支援の供給量は、他圏域と比較して少ない状況にある。また、事業者の地域偏在などでサービスの提供が難しいものについては、近隣市の協力を得てニーズに対応している。

障害者数の増加等によるニーズに対応するには事業者が少ない状況にあり、自立支援協議会等関係者で事業実施に係る課題・問題点等を協議しつつ、事業者の更なる拡充や参入促進を図り、体制整備に努める。

(ウ) よくある相談内容に対する考え方

施設入所、短期入所、グループホームや生活を支える居宅介護サービスのニーズは高いが、ヘルパー不足でありヘルパーの定着率が他分野と比較すると低い。特に重度訪問介護において、事業所の増加とヘルパーの定着率と支援力を高めるため、ヘルパー等支援者がプライドと意欲をもてる体制と教育システムの構築に努める。施設入所、短期入所については、阪神南圏域の不足を阪神北圏域、他府県で補うことが見られるため事案の経緯や理由等実態の調査に努める。医療的ケアの必要な子どもや成人の支援については、教育・医療・福祉の連携と、行政と民間が意識してインクルーシブ社会（共生社会）を構築する必要がある。身近な社会資源と医療機関の両輪で、安心できる暮らしを送るために、特に喀痰吸引を確実にできる支援者の育成に努める。

イ 圏域における特徴的な取り組み

(ア) 障害者の就労支援

障害者支援施設において、障害者の社会参加や就労という目的で製造している商品である「授産製品」の販売会等を実施することによって、障害者の就労意欲の向上を図るとともに、県民の障害者に対する理解を深める。

(イ) 精神障害者の地域移行・地域定着への取り組み

精神障害による長期入院患者が、圏域内どの居住市であっても、円滑に地域移行できるよう、3市の関係機関連携の下、阪神南圏域精神障害者地域移行・地域定着支援事業協議会（平成28年度設置）において、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活を継続するための体制づくりを進めている。

3 阪神 障害保健福祉圏域（阪神北地域）

（１）圏域の概要と主な成果目標

構成市町 4市1町
 面積 480.89km²
 人口 704,303人
 （令和5年4月1日現在）

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	25,837人	26,563人	27,093人	26,694人
知的障害者	4,835人	5,876人	6,801人	7,954人
精神障害者	3,789人	4,561人	5,851人	6,432人
計	34,461人	37,000人	39,745人	41,080人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数（※1）	—	33人
②施設入所者数	539人	503人
③地域生活支援拠点等の整備	5市町域	5市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数（※2）	97人	147人
⑤児童発達支援センターの設置	4市町域	5市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1カ所以上 (4市町域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	3市町域	5市町域
⑧基幹相談支援センターの設置	3市町域	5市町域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	3市町域	5市町域

※1 基準時（R4年度末）からR8年度末までの累計

※2 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	17,169時間 1,008人分	24.38 1.43	19,191時間 1,167人分	27.25 1.66	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	32,616時間 171人分	46.31 0.24	36,637時間 193人分	52.02 0.27	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	3,447時間 143人分	4.89 0.20	4,234時間 168人分	6.01 0.24	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	2,235時間 100人分	3.17 0.14	3,102時間 123人分	4.40 0.17	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	3,166人日 525人分	4.50 0.75	3,605人日 596人分	5.12 0.85	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	118人日 26人分	0.17 0.04	163人日 36人分	0.23 0.05	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	28,691人日 1,489人分	40.74 2.11	30,742人日 1,566人分	43.65 2.22	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	172人日 11人分	0.24 0.02	295人日 17人分	0.42 0.02	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	973人日 59人分	1.38 0.08	1,145人日 69人分	1.63 0.10	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			88人分	0.12	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	3,329人日 204人分	4.73 0.29	4,402人日 271人分	6.25 0.38	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	9,739人日 495人分	13.83 0.70	13,783人日 697人分	19.57 0.99	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	25,756人日 1,599人分	36.57 2.27	32,861人日 1,900人分	46.66 2.70	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	87人分	0.12	116人分	0.16	0.14
自立生活援助 [人/月]	1人分	0.00	7人分	0.01	0.02
共同生活援助 [人/月]	742人分	1.05	923人分	1.31	1.27
計画相談支援 [人/月]	1,454人分	2.06	1,886人分	2.68	1.84
地域移行支援 [人/月]	12人分	0.02	22人分	0.03	0.02
地域定着支援 [人/月]	12人分	0.02	17人分	0.02	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	13,227人日 1,564人分	18.78 2.22	16,461人日 1,878人分	23.37 2.67	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	4人日 1人分	0.01 0.00			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	25,841 人日 2,829 人分	36.69 4.02	32,860 人日 3,639 人分	46.66 5.17	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	74 人日 64 人分	0.11 0.09	111 人日 98 人分	0.16 0.14	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	6 人日 4 人分	0.01 0.01	28 人日 8 人分	0.04 0.01	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	751 人分	1.07	865 人分	1.23	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	5市町	—	5市町	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	5市町	—	5市町	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	19箇所 8,272人	0.03 11.74	20箇所 9,422人	0.03 13.38	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	3市町	—	5市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	5市町	—	5市町	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	2市町 7人	— 0.01	3市町 9人	— 0.01	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	51人	0.07	59人	0.08	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	1市町	—	2市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	4,002件	5.68	4,463件	6.34	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	8人	0.01	10人	0.01	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	15,254件	21.66	15,854件	22.51	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	211人	0.30	266人	0.38	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	153,824時間 1,139人	218.41 1.62	165,828時間 1,234人	235.45 1.75	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	17箇所 291人	0.02 0.41	17箇所 286人	0.02 0.41	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町村内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	27箇所 38人	0.04 0.05	28箇所 39人	0.04 0.06	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	/	—	/	—	—
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—

(3) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 圏域の特徴

(ア) 圏域の人口的な特徴

高度経済成長期以降に急激な人口増加があったが、その後緩やかな人口減少に転じ、現在は県総人口の13.1%を占めている。高齢化率（令和5年2月1日現在）は29.2%と、県平均（29.3%）より若干低いものの、市町間で差が生じている。

(イ) 圏域の福祉サービス提供基盤の特徴

本圏域は、身体障害者手帳所持者数は減少が見られるが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は県下でも高い伸び率となっており、今後も障害福祉サービス利用者の増加が見込まれる。しかし、圏域内の事業所数が十分とは言えず、また、北部は山間部が多く、施設等は南部に集中しているため、居住地域や圏域を超えてサービスを利用せざるを得ない状況がある。加えて、今後は障害者の高齢化・重度化を見据えた相談支援体制やサービス提供体制の整備が課題となっている。

イ 障害福祉サービスの現状と課題

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

重度訪問介護、行動援護、短期入所（福祉型・医療型）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、共同生活援助、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護、同行援護、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（B型）、保育所等訪問支援

(ウ) よくある相談内容

ひきこもり当事者・家族への支援体制や、緊急時における短期入所（医療的ケア児含む。）に関する相談が増加している。また、グループホームに関しても相談件数の増加に対しサービス提供事業者数の不足及び希望に沿ったサービスの不足が著しい。近年は、精神障害者の地域移行や医療的ケア児・者及び重度知的障害者の地域生活及びインクルーシブ教育や不登校児に関する相談など、相談内容が複雑化・多様化するなど、単独の支援機関では対応が難しい事例も多く、他の機関との連携や包括的な支援体制の構築が課題となっている。

(4) 圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 圏域としての対策

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

短期入所は、福祉型、医療型ともに利用者数は県平均を上回っているものの、特に福祉型においては利用希望者が増加傾向にあり、空きがなく利用できないケースも生じていることから、サービス充実の要望も多い。地域生活支援拠点の整備や機能強化と並行して、短期入所を活用した緊急時受入体制の確保にも取り組む。また、放課後等デイサービスは他圏域と比較しても、利用者、事業所数ともに増加傾向にあるが、今後は支援

内容の適正化や質の向上に取り組む必要がある。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

自立訓練（機能訓練）については、事業所が少なく、対応できるリハビリテーション専門職が限定されていることもあり、サービス利用者数が少ない。サービス提供事業所の増加への働きかけや制度周知を積極的に行う必要がある。

就労継続支援（B型）で利用者数が県平均を下回っており、就労移行支援や一般就労への移行促進を図るためにも、利用者個々の特性に応じた支援体制の構築など、B型事業所の機能強化を図る。

(ウ) よくある相談内容に対する考え方

相談内容が多種多様となり、これまでと同様の公的サービスだけでは十分に対応できないことから、相談者の属性・世代に関わらず、包括的に相談を受け止め医療や教育機関との連携や適切なサービスに繋げていく必要がある。今後は、相談支援体制を充実・強化するために、中核的な役割を担う基幹相談支援センターによる、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援及び自立支援協議会運営を通じた「地域づくり」等の取組の推進や、相談支援事業所をはじめとする関係機関の役割分担とネットワーク構築、加えて、公的なサービスだけでなく、近隣や地域団体等の活動などのインフォーマルサービスの活用なども含めた多面的な支援体制の構築を推進していく必要がある。また、サービス提供事業所不足に対応するためにも、各基幹が連携を取り市町を超えた連携も重要となってくる。

イ 圏域における特徴的な取り組み

(ア) 各種連絡会の開催

圏域コーディネーターが中心となり、圏域内の委託事業所の相談支援専門員・相談員や行政を対象とした連絡会を定期的で開催し、障害福祉実施計画の進捗状況や圏域課題等について情報共有・意見交換を行うことで、圏域内の相談支援体制の充実・強化を図っている。

(イ) 障害者の就労支援

市町や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関との連携の下、障害者の就労を考えるシンポジウムを開催する。今後は、更なる就職先の開拓を進めるとともに、ジョブコーチなどを活用した職場定着を進める。

また、宝塚健康福祉事務所庁舎や管内大型商業施設等において、圏域内の障害者就労支援施設で製造している自主製品を販売する「“きらっと☆オンリーワン” ショップ」を開設することで、自主製品の販路拡大を図るとともに、県民の障害者に対する理解を深める。

(ウ) 精神障害者の地域移行・地域定着への取組

当圏域には精神科病院が5病院あり、精神障害者の長期入院患者の割合が6割を超えており、地域移行・地域定着支援については実利用者数が少ない状況にある。精神科病院、各市町及び相談支援事業所等の関係機関が連携して地域移行・地域定着に取り組めるよう健康福祉事務所が支援し、体制づくりに取り組んでいる。

4 東播磨 障害保健福祉圏域

(1) 圏域の概要と主な成果目標

構成市町 3市2町
 面積 266.33km²
 人口 711,447人
 (令和5年4月1日現在)

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	27,013人	26,452人	25,996人	25,247人
知的障害者	5,157人	6,010人	6,987人	8,138人
精神障害者	3,973人	4,729人	6,060人	6,607人
計	36,143人	37,191人	39,043人	39,992人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数 (※1)	—	36人
②施設入所者数	566人	537人
③地域生活支援拠点等の整備	2市町域	5市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数 (※2)	92人	110人
⑤児童発達支援センターの設置	3市町域	5市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1カ所以上 (3市町域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1市町域	5市町域
⑧基幹相談支援センターの設置	5市町域	5市町域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	3市町域	5市町域

※1 基準時 (R4年度末) からR8年度末までの累計

※2 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	20,068時間 1,204人分	28.21 1.69	23,211時間 1,391人分	32.63 1.96	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	7,977時間 43人分	11.21 0.06	9,566時間 49人分	13.45 0.07	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	3,655時間 186人分	5.14 0.26	4,121時間 207人分	5.79 0.29	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	93時間 3人分	0.13 0.00	136時間 7人分	0.19 0.01	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	1,610人日 357人分	2.26 0.50	1,982人日 453人分	2.79 0.64	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	55人日 14人分	0.08 0.02	91人日 25人分	0.13 0.04	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	27,830人日 1,388人分	39.12 1.95	28,613人日 1,429人分	40.22 2.01	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	521人日 31人分	0.73 0.04	737人日 44人分	1.04 0.06	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	580人日 34人分	0.82 0.05	787人日 45人分	1.11 0.06	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			32人分	0.04	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	3,317人日 187人分	4.66 0.26	3,537人日 208人分	4.97 0.29	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	13,583人日 679人分	19.09 0.95	16,359人日 808人分	22.99 1.14	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	44,546人日 2,569人分	62.61 3.61	54,162人日 3,157人分	76.13 4.44	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	64人分	0.09	89人分	0.13	0.14
自立生活援助 [人/月]	11人分	0.02	19人分	0.03	0.02
共同生活援助 [人/月]	640人分	0.90	852人分	1.20	1.27
計画相談支援 [人/月]	1,727人分	2.43	2,049人分	2.88	1.84
地域移行支援 [人/月]	1人分	0.00	7人分	0.01	0.02
地域定着支援 [人/月]	5人分	0.01	11人分	0.02	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	9,108人日 994人分	12.80 1.40	12,080人日 1,309人分	16.98 1.84	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	270人日 42人分	0.38 0.06			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	26,861人日 2,468人分	37.76 3.47	35,520人日 3,250人分	49.93 4.57	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	83人日 68人分	0.12 0.10	120人日 99人分	0.17 0.14	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	4人日 1人分	0.01 0.00	21人日 2人分	0.03 0.00	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	916人分	1.29	1,231人分	1.73	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	4市町	—	5市町	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	5市町	—	5市町	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	7箇所 5,557人	0.01 7.81	7箇所 5,711人	0.01 8.03	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	5市町	—	5市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	5市町	—	5市町	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	0市町 0人	— 0.00	0市町 0人	— 0.00	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	59人	0.08	81人	0.11	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	3市町	—	5市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	2,298件	3.23	2,319件	3.26	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	9人	0.01	8人	0.01	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	17,699件	24.88	19,213件	27.01	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	87人	0.12	88人	0.12	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	91,062時間 879人	128.00 1.24	100,585時間 940人	141.38 1.32	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	18箇所 375人	0.03 0.53	17箇所 353人	0.02 0.50	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	13箇所 39人	0.02 0.05	13箇所 41人	0.02 0.06	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	/	—	/	—	—
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	0箇所	—	0箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	21人	0.03	30人	0.04	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	0人	0.00	3人	0.00	0.00
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	2件	0.00	2件	0.00	0.00
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	150件	0.21	150件	0.21	0.35

(3) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 圏域の特徴

(ア) 圏域の人口的な特徴

明石市と加古川市、高砂市、播磨町の各市町の沿岸部に比較的人口が偏っており、2022(令和4)年の人口千人あたりの出生数は全県を1.1人上回り、死亡数は0.8人下回っている。また、2023(令和5)年2月現在の高齢化率も県平均を1.3ポイント下回っている。

(イ) 圏域の福祉サービス提供基盤の特徴

人口分布に比例して障害福祉サービスが分布している。全県と比較して低かったサービス量も全県平均より伸び率が高くなっているものもあり、徐々に増加傾向にある。

一方、訪問系、日中活動系、居住系サービスの中には、全県平均より低いものもある。

地域生活支援拠点の整備については、5つの機能のうち「相談」については、3市2町すべてに基幹相談センターが設置され、平時や緊急時の相談に対応ができるが、夜間や土日祝日の相談には対応できないセンターも多く課題である。また相談以外の機能は、各市町において必要性の共有は図られているが、設置については進捗が遅れている。

イ 障害福祉サービスの現状と課題

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（A型・B型）、計画相談、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等訪問系サービス、短期入所（福祉型・医療型）、自立訓練（生活訓練）、共同生活援助

(ウ) よくある相談内容

短期入所が利用したい時に利用できない。行動障害のある人や、医療的ケアの必要な人、いわゆる「動ける医ケア児」は、受け入れが難しい。

短期入所（医療型）も対象が児童のみ、医療的ケアの必要な人の受け入れができる施設は、対象が成人のみとなっており、圧倒的に他圏域に依存している。

また、医療的ケア等が必要な人や行動障害のある人の受け入れ可能な生活介護が不足しており、特に今後、学校を卒業する人に対する生活介護等の数が不足する。

居宅介護等訪問系サービスのうち、重度訪問介護が圧倒的に不足している。

地域生活支援事業の中の移動支援事業について、土曜日・日曜日のヘルパーが圧倒的に足りない。

学生や児童の保護者等、相談機関につながるできない場合も多い。

(4) 圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 圏域としての対策

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

①自立訓練（機能訓練）については、事業所数は他圏域と比べても多くはないが、神戸などの事業所を利用しているため、サービス量が実態としては多くなっている。需要があるサービスであるため、事業所の新規整備が必要である。

②就労継続支援（A型・B型）は、事業所数も増えており、延べ利用者数、実利用者数

も増加しており、就労移行等からの一般就労の実績は、他圏域より多い。

令和6年4月から施行される働きながら福祉サービスを利用できる制度も活用し安心して働き続けることができる体制を整える。

- ③児童発達支援については、人口千人あたりの実利用者数は全県平均より多い。東播磨圏域には重度心身障害児者施設がなく、医療型児童発達支援も明石市にしかないが、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れできる放課後等デイサービスや生活介護事業所が他圏域よりも多くなっており、それらの事業所が受け入れしている状況である。周産期医療の中核エリアとして多くのニーズに対応するためにも、重度心身障害児者が利用できる事業所等の圏域内での整備を進める必要がある。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

- ①居宅介護等訪問系サービス事業所については、事業所の新規開拓のほか、介護保険の訪問介護事業所に対する障害者への対象拡大、身体障害対象の事業所に対して精神障害への対象拡大など働きかけを行う。
- ②短期入所（福祉型）及び共同生活援助については、事業者の資金面などの問題があることや地域によっては障害のある人の受け入れに理解が得られないことが考えられることから、障害者の理解の部分については、各市町における障害者の理解促進事業の活用により障害者への理解を進めていく。また、親が存命中から利用することで、親なきあとの高齢化・重度化により柔軟な対応が可能となることから、事業所の新規開拓等を進めていく。
- ③自立訓練（生活訓練）については、病院・入所施設等からの移行期の事業所で利用者は限定的であるが、地域移行を進める上で必要なサービスであり、事業所の整備を進めていく。

(ウ) よくある相談内容に対する考え方

短期入所（福祉型）の整備を進めるとともに、医療的ケアが必要な人の受け入れが可能な事業所等（医療型や夜間看護師配置の可能な福祉型）の圏域内での整備を進める。

また、支援において、より専門性の必要な人の受け入れができる生活介護や重度訪問介護の整備が必要であり、いずれも人材不足等が大きな課題であることから、人材の育成を進めることが必要である。

教育委員会や学校とも連携し、相談機関の周知に努める。

イ 圏域における特徴的な取り組み

(ア) サービス提供量が少ない分野での取り組み

市町の自立支援協議会に専門部会を設置し、関係機関との連携強化や、障害福祉分野の課題分析とその解決に向けて積極的に取り組んでいる。また、市町域を越えて、現状や課題等の情報を交換する東播磨圏域3市2町自立支援協議会連絡会を開催している。

健康福祉事務所においても、精神障害のある人に係る新規入院患者の早期地域移行や長期入院患者の地域移行・地域定着が円滑に行われるよう、精神科病院への支援や関係機関との連携強化に取り組んでおり、精神障害者を地域で支える体制の構築に務める。

(イ) 北播磨圏域との調整

自立支援協議会や播磨教育事務所を中心に、医療的ケア支援に関する事業所に関する情報交換や、福祉と教育の連携における「トライアングルプロジェクト」の推奨に関して両圏域で一緒に会議等を開催して支援者での連携の取り組みが進んでいるが、引き続き、東播磨、北播磨それぞれが不足している障害福祉サービスを相互に利用・提供できる体制の整備に努める。

5 北播磨 障害保健福祉圏域

(1) 圏域の概要と主な成果目標

構成市町 5市1町
面積 895.61km²
人口 256,382人
(令和5年4月1日現在)

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	12,036人	11,510人	11,061人	10,356人
知的障害者	2,206人	2,459人	2,695人	2,991人
精神障害者	1,275人	1,507人	1,916人	2,014人
計	15,517人	15,476人	15,672人	15,361人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数 (※1)	—	22人
②施設入所者数	345人	323人
③地域生活支援拠点等の整備	1市町域	6市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数 (※2)	28人	43人
⑤児童発達支援センターの設置	3市町域	6市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1カ所以上 (4市町域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	2市町域	6市町域
⑧基幹相談支援センターの設置	3市町域	6市町域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	5市町域	6市町域

※1 基準時 (R4年度末) からR8年度末までの累計

※2 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	3,961時間 349人分	15.45 1.36	5,082時間 352人分	19.82 1.37	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	297時間 6人分	1.16 0.02	622時間 8人分	2.43 0.03	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	490時間 40人分	1.91 0.16	508時間 41人分	1.98 0.16	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	101時間 4人分	0.39 0.02	315時間 11人分	1.23 0.04	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	1,397人日 222人分	5.45 0.87	960人日 181人分	3.74 0.71	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	88人日 22人分	0.34 0.09	81人日 18人分	0.32 0.07	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	12,670人日 761人分	49.42 2.97	14,909人日 801人分	58.15 3.12	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	184人日 14人分	0.72 0.05	296人日 15人分	1.15 0.06	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	256人日 20人分	1.00 0.08	362人日 21人分	1.41 0.08	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			24人分	0.09	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	390人日 33人分	1.52 0.13	839人日 50人分	3.27 0.20	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	3,783人日 244人分	14.76 0.95	4,943人日 262人分	19.28 1.02	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	13,144人日 910人分	51.27 3.55	15,731人日 961人分	61.36 3.75	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	24人分	0.09	29人分	0.11	0.14
自立生活援助 [人/月]	4人分	0.02	7人分	0.03	0.02
共同生活援助 [人/月]	283人分	1.10	324人分	1.26	1.27
計画相談支援 [人/月]	1,058人分	4.13	695人分	2.71	1.84
地域移行支援 [人/月]	1人分	0.00	9人分	0.04	0.02
地域定着支援 [人/月]	0人分	0.00	5人分	0.02	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	1,998人日 269人分	7.79 1.05	1,809人日 301人分	7.06 1.17	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	173人日 31人分	0.67 0.12			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	9,018人日 627人分	35.17 2.45	7,921人日 718人分	30.90 2.80	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	829人日 128人分	3.23 0.50	165人日 100人分	0.64 0.39	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	0人日 0人分	0.00 0.00	1人日 1人分	0.00 0.00	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	450人分	1.76	262人分	1.02	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	6市町	—	6市町	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	6市町	—	6市町	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	6箇所 4,191人	0.02 16.35	6箇所 9,281人	0.02 36.20	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	3市町	—	6市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	6市町	—	6市町	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	3市町 0人	—	3市町 0人	—	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	9人	0.04	30人	0.12	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	0市町	—	2市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	1,027件	4.01	1,155件	4.50	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	8人	0.03	10人	0.04	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	7,145件	27.87	9,073件	35.39	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	60人	0.23	88人	0.34	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	11,147時間 160人	43.48 0.62	13,785時間 171人	53.77 0.67	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	6箇所 75人	0.02 0.29	8箇所 95人	0.03 0.37	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町村内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	6箇所 23人	0.02 0.09	7箇所 8人	0.03 0.03	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	/	—	/	—	—
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—

(3) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 圏域の特徴

(ア) 圏域の人口的な特徴

本圏域における人口については、三木市(73,035人)、小野市(46,705人)の順に多く、多可町(18,296人)が少ないが、その他の市はほぼ同程度の人口(約4万人)である。近年、人口減少の傾向にあり、高齢化率は33.4%で、全県の29.3%を上回っている。また、圏域内における介護保険の要介護(要支援を含む)認定者数は、令和5年1月末で15,904人となっており、65歳以上高齢者人口の18.5%を占めている。

(イ) 圏域の福祉サービス提供基盤の特徴

圏域全体としては、障害福祉サービスが各市町の人口が集中している地域を中心に分布されている。居住系サービスについては、人口千人あたりの事業所数が全県の平均を上回っているが、分布が偏っている。また訪問系サービス事業所数は県下で最も低く、今後、新規事業者の参入促進を図るほか、既設事業所における人材確保等、サービスの充実に努める必要がある。

イ 障害福祉サービスの現状と課題

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

- ・日中活動系サービス(短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練)、就労継続支援B型)
- ・児童福祉(医療型児童発達支援、障害児相談支援)

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

- ・訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護)
- ・日中活動系サービス(就労移行支援)
- ・児童福祉(児童発達支援、放課後等デイサービス)

(ウ) よくある相談内容

- ・当事者や介護者である両親等の高齢化等に伴う施設入所利用や、親なきあとの支援に関する相談
- ・介護者の休息等のために利用できる短期入所のサービスについての相談
- ・ニーズに対して、相談支援事業所や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などが不足していることについての相談

(4) 圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 圏域としての対策

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

日中活動系サービスについては、人口千人あたりの事業所数は全県平均を上回っているが、就労移行支援や就労定着支援の実利用者数では県平均を下回っている。このため、自立支援協議会との連携とともに、広くサービスの周知に努める。

医療型児童発達支援は、人口千人あたりの利用者数は県下で最も多い圏域となってい

るが、利用は一部の市町に限定されているため、今後圏域内において、サービス提供体制の充実に努め、利用対象者の拡大をより一層図っていく必要がある。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

訪問系サービスについては、令和4年度までの実績においては、事業所数は目標を上回っているが、人口千人あたりの事業所数は県平均を下回っている。また、利用者数は目標に達しておらず、人口千人あたりのサービス量では県下で最も低い状況である。訪問系サービスは、在宅生活を送るうえで身近で重要なサービスであることから、既存の介護保険サービス事業者に対し障害福祉サービスへの参入の働きかけを行うとともに、人材不足・サービス不足の解消に向けた施策の検討を行う。

児童福祉については、医療型児童発達支援と障害児相談支援を除いて、人口千人あたりの利用者数が県平均より低いサービスが多い。このうち放課後等デイサービスについては、不足する他のサービスの代わりに放課後等デイサービスを利用するケースや、定員に空きがなく利用待ちのケースがあるなど需要は高く、一部の自治体では新規開設に係る補助制度を導入するなどの対策を行っている。

精神障害者の地域移行・地域定着支援については、精神科病院、市町、健康福祉事務所等で構成する連絡会議を圏域開催し、地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組んでいく。

(ウ) よくある相談内容に対する考え方

様々な相談に対しては、主に基幹相談支援センターにおける専門的・総合的な相談支援や、地域の相談支援事業所への助言等を通じて、丁寧で適切な支援に努め、利用者の不安解消を図る。

イ 圏域における特徴的な取り組み

(ア) サービス提供量が少ない分野での取り組み

- ・居宅介護事業サービスの人材確保が必要であり、介護保険の訪問介護事業所に対し、介護ヘルパーによる障害者介護への対象拡大を促すために、ケアマネージャーと相談支援専門員間での情報提供・情報共有を行っている。
- ・グループホーム（共同生活援助）の新規開設に向け、市独自の補助金を創設し、施設整備を促進している。
- ・就労移行支援事業所が圏域に1つしかなく、1事業所が圏域全てをカバーすることは困難であるため、障害者就業・生活支援センターが役割を一部担う等、独自の方式をとっている。

(イ) 東播磨圏域との調整

東播磨南北道路の開通により、北播磨圏域内で不足している障害福祉サービスについて、東播磨圏域にある事業所を利用しやすくなった。そのため、相互に障害福祉サービスを利用・提供できる体制の整備に向け、合同研修の実施や相互の意見交換の場を設けるなど、東播磨圏域との連携の推進に取り組んでいる。

6 播磨姫路 障害保健福祉圏域(中播磨地域)

(1) 圏域の概要と主な成果目標

構成市町 1市3町
面積 865.25km²
人口 562,614人
(令和5年4月1日現在)

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	24,295人	24,408人	23,497人	21,199人
知的障害者	4,182人	4,921人	5,659人	6,599人
精神障害者	2,949人	3,509人	4,268人	4,683人
計	31,426人	32,838人	33,424人	32,481人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数 (※1)	—	37人
②施設入所者数	654人	622人
③地域生活支援拠点等の整備	3市町域	4市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数 (※2)	58人	91人
⑤児童発達支援センターの設置	1市町域	4市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1カ所以上 (1市町域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0市町域	4市町域
⑧基幹相談支援センターの設置	4市町域	4市町域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	1市町域	4市町域

※1 基準時 (R4年度末) からR8年度末までの累計

※2 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	12,427時間 815人分	22.09 1.45	13,290時間 853人分	23.62 1.52	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	10,086時間 52人分	17.93 0.09	11,949時間 57人分	21.24 0.10	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	1,999時間 110人分	3.55 0.20	2,137時間 116人分	3.80 0.21	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	618時間 25人分	1.10 0.04	920時間 37人分	1.64 0.07	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	1,432人日 257人分	2.55 0.46	1,687人日 352人分	3.00 0.63	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	73人日 15人分	0.13 0.03	114人日 23人分	0.20 0.04	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	28,258人日 1,415人分	50.23 2.52	29,186人日 1,458人分	51.88 2.59	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	245人日 13人分	0.44 0.02	255人日 14人分	0.45 0.02	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	396人日 21人分	0.70 0.04	409人日 21人分	0.73 0.04	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			12人分	0.02	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	1,893人日 105人分	3.36 0.19	2,791人日 155人分	4.96 0.28	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	5,356人日 273人分	9.52 0.49	6,975人日 350人分	12.40 0.62	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	23,364人日 1,305人分	41.53 2.32	26,456人日 1,481人分	47.02 2.63	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	44人分	0.08	74人分	0.13	0.14
自立生活援助 [人/月]	0人分	0.00	5人分	0.01	0.02
共同生活援助 [人/月]	465人分	0.83	607人分	1.08	1.27
計画相談支援 [人/月]	980人分	1.74	1,147人分	2.04	1.84
地域移行支援 [人/月]	2人分	0.00	6人分	0.01	0.02
地域定着支援 [人/月]	2人分	0.00	6人分	0.01	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	3,737人日 400人分	6.64 0.71	4,970人日 532人分	8.83 0.95	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	0人日 0人分	0.00 0.00			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	13,705人日 1,380人分	24.36 2.45	20,200人日 1,698人分	35.90 3.02	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	299人日 107人分	0.53 0.19	441人日 160人分	0.78 0.28	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	16人日 5人分	0.03 0.01	37人日 9人分	0.07 0.02	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	295人分	0.52	349人分	0.62	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	4市町	—	4市町	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	4市町	—	4市町	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	11箇所 7,430人	0.02 13.21	12箇所 7,733人	0.02 13.74	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	4市町	—	4市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	4市町	—	4市町	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	2市町 0人	—	2市町 2人	— 0.00	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	4人	0.01	7人	0.01	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	0市町	—	0市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	1,223件	2.17	1,530件	2.72	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	1人	0.00	3人	0.01	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	14,672件	26.08	14,469件	25.72	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	53人	0.09	37人	0.07	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	53,247時間 3,992人	94.64 7.10	58,499時間 4,361人	103.98 7.75	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	5箇所 204人	0.01 0.36	10箇所 300人	0.02 0.53	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町村内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	0箇所 0人	0.00 0.00	0箇所 0人	0.00 0.00	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	/	—	/	—	—
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	2箇所	—	2箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	16人	0.03	16人	0.03	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	1人	0.00	1人	0.00	0.00
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	0件	0	0件	0.00	0.00
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	120件	0.21	120件	0.21	0.35

(3) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 圏域の特徴

(ア) 圏域の人口的な特徴

中播磨圏域は、県総人口の 10.4%を占めているが、圏域内人口の 92.9%が中核市である姫路市に集中している。高齢化率は 27.9%（令和 5 年 2 月 1 日現在）で、県平均（29.3%）より若干低いが、圏域内で大きな差が生じており、特に神河町、市川町では 39%を超えている。

(イ) 圏域の福祉サービス提供基盤の特徴

圏域全体において、人口集中地区とそれ以外の地区では、社会資源の量などの地域格差が大きい。居住地から離れた事業所を利用せざるを得ないケースでは、自宅からの移動に時間がかかり、家族の負担も大きい。

イ 障害福祉サービスの現状と課題

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

生活介護、計画相談支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害者相談支援、日常生活用具給付等

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等、短期入所（福祉型）、自立訓練、就労系サービス、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援、手話通訳者・要約筆記者派遣

(ウ) よくある相談内容

介護者の高齢化や親なきあとの生活、成年後見制度、障害者自身の高齢化について不安を抱えるケースが増えている。

また、相談支援専門員の不足により計画相談のニーズに対応できず、セルフプランで対応するケースや、ヘルパー等の不足により中～重度の人のグループホームへの入居に対するニーズに対応できないケースがある。

神崎郡内に医療的ケア児や重症心身障害児が利用できる事業所がなく、郡外サービスを利用するにも送迎対応できる事業所が少ない。

(4) 圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 圏域としての対策

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

生活介護、保育所等訪問支援とともに、圏域全体で徐々に整備が進んできたものの、姫路市中心部への集中など、依然地域格差が大きく、遠距離での通所を行わざるを得ない場合が多い。特に郡部では、更なる体制整備や通所手段の確保が必要である。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

就労全般のサービスについては、障害者の社会参加の基本となることから近隣の企業等の積極的な協力を求めること等により、地域に応じた適正な数量にすることが必要である。

(ウ) よくある相談内容に対する考え方

親なきあとや高齢化後も障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの更なる充実を図る必要がある。

また、相談支援専門員やヘルパー等の増加、ニーズに応じたグループホームの整備、基幹相談支援センターとの更なる連携強化など、更なる体制整備が必要である。相談支援専門員の確保に向けては、安定した運営ができるよう市町と協力して、更なる検討が必要である。

医療的ケア児の支援について、保育所や幼稚園、学校、事業所を結ぶコーディネーターの配置や医療的ケアの技術を持った看護師の確保及び研修の更なる充実が必要である。

イ 圏域における特徴的な取り組み

(ア) サービス提供量が少ない分野での取り組み

社会福祉施設等施設整備費補助に係る優先度を高くすることで、参入事業者への開設支援を行っている。

また、障害者就業の支援等を目的として、令和3年4月1日から連携コミュニティバスの運行を行っている。

(イ) 東播磨圏域・北播磨圏域・西播磨圏域等との調整

平成29年度に、中播磨圏域において医療型障害児入所施設・療養介護が開設し、医療的ケアの必要な障害者への対応が可能となり、西播磨圏域をはじめとする県内各圏域から受け入れている。

また、自立訓練（機能訓練）に関しては、西播磨圏域と神戸市内の事業所を利用する機会が多く、その都度調整しながら進めている。

7 播磨姫路 障害保健福祉圏域(西播磨地域)

(1) 圏域の概要と主な成果目標

構成市町 4市3町
 面積 1,566.97km²
 人口 237,943人
 (令和5年4月1日現在)

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	11,034人	10,686人	10,107人	9,396人
知的障害者	2,371人	2,609人	2,792人	3,068人
精神障害者	1,055人	1,222人	1,544人	1,631人
計	14,460人	14,517人	14,443人	14,095人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数 (※1)	—	18人
②施設入所者数	544人	521人
③地域生活支援拠点等の整備	7市町域	7市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数 (※2)	27人	42人
⑤児童発達支援センターの設置	7市町域	7市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1カ所以上 (2市町域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	3市町域	7市町域
⑧基幹相談支援センターの設置	5市町域	7市町域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	3市町域	7市町域

※1 基準時 (R4年度末) からR8年度末までの累計

※2 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	4,489時間 272人分	18.87 1.14	5,000時間 291人分	21.01 1.22	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	1,365時間 7人分	5.74 0.03	1,596時間 9人分	6.71 0.04	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	926時間 41人分	3.89 0.17	1,070時間 49人分	4.50 0.21	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	135時間 8人分	0.57 0.03	192時間 10人分	0.81 0.04	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	768人日 79人分	3.23 0.33	929人日 104人分	3.90 0.44	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	27人日 6人分	0.11 0.03	40人日 9人分	0.17 0.04	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	18,516人日 906人分	77.82 3.81	19,068人日 912人分	80.14 3.83	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	159人日 8人分	0.67 0.03	174人日 9人分	0.73 0.04	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	46人日 4人分	0.19 0.02	87人日 5人分	0.37 0.02	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			29人分	0.12	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	905人日 49人分	3.80 0.21	1,002人日 57人分	4.21 0.24	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	4,292人日 215人分	18.04 0.90	4,689人日 231人分	19.71 0.97	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	12,602人日 742人分	52.96 3.12	13,414人日 781人分	56.37 3.28	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	23人分	0.10	29人分	0.12	0.14
自立生活援助 [人/月]	0人分	0.00	2人分	0.01	0.02
共同生活援助 [人/月]	320人分	1.34	365人分	1.53	1.27
計画相談支援 [人/月]	576人分	2.42	634人分	2.66	1.84
地域移行支援 [人/月]	2人分	0.01	4人分	0.02	0.02
地域定着支援 [人/月]	1人分	0.00	2人分	0.01	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	2,307人日 445人分	9.70 1.87	2,526人日 508人分	10.62 2.13	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	0人日 0人分	0.00 0.00			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	6,047人日 934人分	25.41 3.93	6,893人日 1,068人分	28.97 4.49	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	175人日 48人分	0.74 0.20	164人日 59人分	0.69 0.25	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	21人日 4人分	0.09 0.02	81人日 7人分	0.34 0.03	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	297人分	1.25	334人分	1.40	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	5市町	—	7市町	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	6市町	—	7市町	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	9箇所 699人	0.04 2.94	9箇所 812人	0.04 3.41	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	5市町	—	7市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	5市町	—	7市町	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	1市町 0人	— 0.00	4市町 3人	— 0.01	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	9人	0.04	12人	0.05	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	0市町	—	4市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	1,002件	4.21	1,155件	4.85	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	4人	0.02	7人	0.03	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	5,493件	23.09	5,675件	23.85	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	30人	0.13	37人	0.16	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	12,817時間 138人	53.87 0.58	18,129時間 167人	76.19 0.70	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	9箇所 215人	0.04 0.90	9箇所 243人	0.04 1.02	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町村内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	5箇所 12人	0.02 0.05	6箇所 13人	0.03 0.05	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	/	—	/	—	—
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—

(3) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 圏域の特徴

(ア) 圏域の人口的な特徴

県総人口に占める割合は4.4%であり、広大な中山間地域を抱える宍粟市、上郡町及び佐用町の人口減少率が高い傾向にある。また、いわゆる年齢3区分でみると、老年人口の増加傾向が顕著である。

(イ) 圏域の福祉サービス提供基盤の特徴

サービス提供事業所に地域的な偏りがあり、中山間地域を中心に事業所が少なく、サービスを十分に受けられない状況にある。また、広域であることに加え、公共交通機関の整備が十分でないため、移動・送迎面で提供する側・受ける側ともに大きな負担となっている。

イ 障害福祉サービスの現状と課題

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

生活介護、計画相談支援、障害児相談支援

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、地域定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス

(ウ) よくある相談内容

介護者の高齢化等に伴う親なきあとを含めた将来の生活に関する相談や医療的ケア等が必要な人、重症心身障害者児への支援等の相談、就業系の相談がある。複数課題を抱える困難なケースが増えている。

(4) 圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 圏域としての対策

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

計画相談支援・障害児相談支援のサービス量が多いが、相談支援専門員の一人配置や兼務の事業所が多く、相談支援専門員の負担がかなり大きい。圏域協議会相談支援部会やフォローアップ研修等により、事業所間の情報共有・関係構築の場を提供し、圏域全体の相談支援サービスの充実につなげる。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護などの訪問系サービスが少なく、待機者が増加している。また、就労定着支援事業所や訪問型ジョブコーチが無く、就労移行支援事業所も少ない。さらに、医療的ケアの社会資源が限られており、市町や圏域を越えてサービスを利用しなければならない状況である。事業所の新規参入及び地域生活支援拠点等の機能拡充に向け、圏域協議会市町部会等を活用し、市町間の情報共有の場を提供する。

障害児通所支援サービスは、ニーズの急増により新規利用希望者の受け入れが難しい状況である。サービス確保のため、各市町での取組や事業所・教育機関等との連携事例の共有、課題検討等を行ない、支援体制の底上げを図る。

(ウ) よくある相談内容に対する考え方

地域生活支援拠点の整備・充実や、基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター等とのさらなる連携強化を図る。

また、生活介護や共同生活援助、短期入所の受け入れ体制の強化のため、介護保険施設・医療機関との連携・体制構築を目指す。

イ 圏域における特徴的な取り組み

(ア) 障害児・者のための地域支援体制の確立

圏域自立支援協議会では、本会のほかに市町部会、相談支援部会、療育に関する情報交換会等の各部会を定期開催し、顔の見える関係を構築している。

今後は、参加事業所の増加や要望等を考慮し、市町自立支援協議会との連携や役割整理を進める。圏域協議会としては、圏域内の社会資源や人材等の把握に努め、圏域全体の課題検討や情報共有の場として機能していく。

(イ) 中播磨圏域を中心とした他圏域との連携

本圏域は、居宅介護や医療的ケア等を中心に社会資源が不足しており、地域の特性上、新規事業所の参入や拡充が進みづらい。隣接する中播磨圏域を中心に、圏域を越えたサービス利用者もあるため、必要に応じて連携・調整を図る。

8 但馬 障害保健福祉圏域

(1) 圏域の概要と主な成果目標

構成市町 3市2町
 面積 2,133.30km²
 人口 150,797人
 (令和5年4月1日現在)

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	9,305人	8,623人	8,029人	7,496人
知的障害者	1,663人	1,814人	1,977人	2,065人
精神障害者	707人	777人	964人	973人
計	11,675人	11,214人	10,970人	10,534人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数 (※1)	—	26人
②施設入所者数	359人	346人
③地域生活支援拠点等の整備	1市町域	5市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数 (※2)	21人	36人
⑤児童発達支援センターの設置	3市町域	5市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1カ所以上 (1市町域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0市町域	5市町域
⑧基幹相談支援センターの設置	5市町域	5市町域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	5市町域	5市町域

※1 基準時 (R4年度末) からR8年度末までの累計

※2 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	2,014時間 198人分	13.36 1.31	2,180時間 229人分	14.46 1.52	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	1,533時間 28人分	10.17 0.19	1,591時間 41人分	10.55 0.27	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	323時間 40人分	2.14 0.27	300時間 40人分	1.99 0.27	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	190時間 14人分	1.26 0.09	168時間 14人分	1.11 0.09	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	980人日 157人分	6.50 1.04	1,170人日 212人分	7.76 1.41	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	21人日 6人分	0.14 0.04	31人日 15人分	0.21 0.10	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	11,878人日 592人分	78.77 3.93	12,609人日 635人分	83.62 4.21	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	61人日 4人分	0.40 0.03	105人日 6人分	0.70 0.04	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	64人日 5人分	0.42 0.03	133人日 9人分	0.88 0.06	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			11人分	0.07	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	288人日 24人分	1.91 0.16	423人日 32人分	2.81 0.21	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	362人日 25人分	2.40 0.17	401人日 28人分	2.66 0.19	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	11,337人日 657人分	75.45 4.36	11,973人日 697人分	79.40 4.62	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	9人分	0.06	11人分	0.07	0.14
自立生活援助 [人/月]	1人分	0.01	4人分	0.03	0.02
共同生活援助 [人/月]	283人分	1.88	305人分	2.02	1.27
計画相談支援 [人/月]	413人分	2.74	509人分	3.38	1.84
地域移行支援 [人/月]	8人分	0.05	11人分	0.07	0.02
地域定着支援 [人/月]	35人分	0.23	43人分	0.29	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	657人日 206人分	4.36 1.37	751人日 215人分	4.98 1.43	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	8人日 1人分	0.05 0.01			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	2,755人日 366人分	18.27 2.43	3,395人日 429人分	22.51 2.84	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	27人日 25人分	0.18 0.17	37人日 30人分	0.25 0.20	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	0人日 0人分	0.00 0.00	0人日 0人分	0.00 0.00	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	127人分	0.84	183人分	1.21	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	3市町	—	5市町	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	4市町	—	5市町	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	22箇所 790人	0.15 5.24	22箇所 985人	0.15 6.53	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	5市町	—	5市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	5市町	—	5市町	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	0市町 0人	— —	1市町 1人	— 0.01	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	5人	0.03	6人	0.04	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	2市町	—	3市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	581件	3.85	586件	3.89	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	2人	0.01	3人	0.02	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	4,752件	31.51	4,894件	32.45	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	32人	0.21	37人	0.25	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	3,695時間 118人	24.50 0.78	4,082時間 134人	27.07 0.89	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	12箇所 120人	0.08 0.80	12箇所 140人	0.08 0.93	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町村内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	8箇所 13人	0.05 0.09	8箇所 16人	0.05 0.11	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	/	—	/	—	—
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—

(3) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 圏域の特徴

(ア) 圏域の人口的な特徴

圏域の人口は県全体の約 3%にとどまる。人口推移は昭和 25 年をピークに減少し続け、高齢化率は 38%と全県平均 29.3%を大きく上回り、過疎高齢化が進んでいる。出生数は減少しているが合計特殊出生率は 1.63(R2 国勢調査)であり、全県 1.39 を上回っている。少子高齢化や若年層の流出等により生産年齢人口は減少している。

(イ) 圏域の福祉サービス提供基盤の特徴

人口減少と過疎高齢化が進み、福祉人材の不足が始まっている。近年、障害者の自立を支えるサービスは少しずつ充実しているが、多くの当事者は家族と同居し、親が高齢になり支援できなくなると施設へ入所する傾向がある。人口の多い豊岡市にサービス提供事業所が集中するなどサービス量の地域偏在があるものの、各市町が障害者自立支援協議会で地域課題を検討し、当事者ニーズに応じたサービスの基盤整備に努めている。広大な面積で山間部も多く、交通アクセスが不便であり、就労支援を含めた社会資源の利用において移動手手段の確保が課題である。

イ 障害福祉サービスの現状と課題

(ア) 他圏域と比較して多いサービス (参考：人口千人当たりの数値を全県と比較 (R5 年度見込))

短期入所、生活介護、就労継続支援 B 型、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、日常生活用具給付等事業

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス (参考：人口千人当たりの数値を全県と比較 (R5 年度見込))

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、自立訓練 (生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、移動支援事業

(ウ) よくある相談内容 (方法：市町等関係機関へ意見聴取)

居宅介護や短期入所、共同生活援助、就労に関すること、交通機関の不便さによる移動支援、医療的ケア児が利用可能な放課後等デイサービスや短期入所の利用、親なきあとの成年後見制度利用、複合的な課題を抱える世帯への支援

(4) 圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 圏域としての対策

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

短期入所は、医療的ケア児等が週末夜間も含めて利用できる体制確保に努める。生活介護は、入浴サービスが利用できる体制確保など事業所の役割の整理について検討する。就労継続支援 B 型は、利用者の就労への意欲喚起ならびにステップアップを目指した支援の充実が必要である。共同生活援助は、サテライト型の設置や自立生活援助、地域定着支援を効果的に活用した循環型の支援体制づくり、グループホームからアパートへの移行者が利用できる家賃補助等の創設に向けた検討など、サービスの拡充を目指す。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護は、障害・高齢分野ともに人材不足の課題がある。現行サービス量の維持に努め、地域共生を目指した日常生活上の困りごとの相互支援ができる体制づくりを目指す。重度訪問介護の利用率 (実利用者数) は他圏域と比べて高いが、事業所数は変化な

く人材不足の課題がある。事業所ならびに介護人材の確保に努めるとともに、自立支援の充実にむけて本人家族への制度の周知や支援者を含めた意識改革が必要である。児童福祉は、医療的ケア児の支援体制強化に向けてのコーディネーターの設置や障害児支援の体制について協議が必要である。

(ウ) よくある相談内容に対する考え方

居宅介護、共同生活援助、就労支援、児童福祉に関しては上記のとおり。過疎高齢化、担い手不足のすすむ当圏域は、高齢者、障害者、児童などの縦割りを超えた「皆が支え、支えられる共生社会の実現」が喫緊の課題である。課題を抱える世帯や、相談者等の属性、分野を問わない包括的な支援体制を目指す必要がある。

イ 圏域における特徴的な取り組み

(ア) 精神障害者地域移行・地域定着の推進

精神病院への長期入院者が多い当圏域では、医療機関、市町、相談支援事業所の合意を得て、平成 26 年度からピアサポートの視点を取入れた精神障害者の地域移行・地域定着支援を重点的に取り組んでいる。毎月の協議の場で個別支援だけでなく地域課題についても検討し、それを市町自立支援協議会と連動しながら進めた結果、精神障害者が利用できるサービス（共同生活援助、就労継続支援 B 型、相談支援事業所、精神科訪問看護等）が増加した。主な課題は、残された長期入院患者への退院支援、退院先の確保へ向けて満床状態の共同生活援助を循環させるしくみづくり、施設からの地域移行の推進であり、引き続き協議の場で対策を検討する。

(イ) 相談支援事業の体制強化と活性化

限られた人材の中で質の高い相談支援を展開する体制づくりをめざし、障害者等相談支援コーディネーター事業による圏域コーディネーターが中心となり、研修や交流会、事例検討を用いて、市町間の連携や支援者支援（スーパービジョン）に視点をおいた人材育成をすすめている。また、相談支援の充実の一環として、精神障害当事者を一部の相談支援事業所が雇用し、ピアサポートを取入れた相談支援を展開している。今後も人材育成や当事者ならびにソーシャルワークの視点を取入れた相談支援体制を強化する。

(ウ) 地域共生社会の実現にむけた基盤づくりの推進

少子高齢過疎化による介護人材不足の問題に直面している当圏域は、現行サービス提供量の確保に努めるべく障害と高齢部門が効果的に連携することが必要であり、介護保険総合事業の活用による障害者の能力を活用する取り組みが一部の市町で始まっている。今後は、課題を抱える世帯や相談等の属性・分野を問わない包括的な支援体制の構築、地域住民等による地域福祉の推進につながる仕組みづくり、ならびに当事者同士の支援（ピアサポート）の思想の広がりや定着、拡大を目指す。

(エ) 障害者就労支援の推進

「就労移行支援」「就労定着支援」等のサービスは地域偏在があり、利用希望者のニーズに十分対応できていない。但馬障害者就業・生活支援センターと各市町基幹相談支援センター等の関係機関が連携し、定着支援を含めた切れ目のない支援体制についてフロー図を作成するなど、就労に係る支援機関のつながり方を整理した。障害者就労を行う支援者の意識改革、障害者の働く場の確保、利用者の意欲喚起を引き続き行い、切れ目のない支援体制の確立に向けて取組む必要がある。また、希望者がサービスを利用できるよう、市町の実情に応じた移動支援に関する制度の充実が必要である。

9 丹波 障害保健福祉圏域

(1) 圏域の概要と主な成果目標

構成市町 2市
 面積 870.80km²
 人口 97,982人
 (令和5年4月1日現在)

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	5,972人	5,839人	5,170人	4,763人
知的障害者	910人	1,036人	1,241人	1,307人
精神障害者	625人	728人	896人	894人
計	7,507人	7,603人	7,307人	6,964人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数 (※1)	—	6人
②施設入所者数	131人	126人
③地域生活支援拠点等の整備	1市域	2市域
④福祉施設から一般就労への移行者数 (※2)	10人	22人
⑤児童発達支援センターの設置	2市域	2市域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1カ所以上 (1市域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1市域	2市域
⑧基幹相談支援センターの設置	2市域	2市域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	0市域	2市域

※1 基準時 (R4年度末) からR8年度末までの累計

※2 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	2,926時間 172人分	29.86 1.76	3,129時間 173人分	31.93 1.77	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	3,309時間 9人分	33.77 0.09	3,358時間 10人分	34.27 0.10	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	209時間 18人分	2.13 0.18	219時間 20人分	2.24 0.20	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	673時間 27人分	6.87 0.28	827時間 34人分	8.44 0.35	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	519人日 96人分	5.30 0.98	555人日 105人分	5.66 1.07	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	26人日 6人分	0.27 0.06	31人日 7人分	0.32 0.07	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	5,051人日 268人分	51.55 2.74	5,143人日 277人分	52.49 2.83	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	40人日 2人分	0.41 0.02	55人日 3人分	0.56 0.03	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	4人日 1人分	0.04 0.01	24人日 2人分	0.24 0.02	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			30人分	0.31	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	243人日 15人分	2.48 0.15	283人日 16人分	2.89 0.16	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	1,242人日 64人分	12.68 0.65	1,378人日 78人分	14.06 0.80	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	5,802人日 341人分	59.21 3.48	6,129人日 364人分	62.55 3.71	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	12人分	0.12	12人分	0.12	0.14
自立生活援助 [人/月]	1人分	0.01	2人分	0.02	0.02
共同生活援助 [人/月]	137人分	1.40	143人分	1.46	1.27
計画相談支援 [人/月]	337人分	3.44	369人分	3.77	1.84
地域移行支援 [人/月]	0人分	0.00	3人分	0.03	0.02
地域定着支援 [人/月]	9人分	0.09	12人分	0.12	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	485人日 135人分	4.95 1.38	607人日 162人分	6.20 1.65	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	0人日 0人分	0 0			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	1,779人日 368人分	18.16 3.76	2,045人日 406人分	20.87 4.14	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	34人日 18人分	0.35 0.18	42人日 23人分	0.43 0.23	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	0人日 0人分	0 0	5人日 1人分	0.05 0.01	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	130人分	1.33	160人分	1.63	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	2市	—	2市	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	2市	—	2市	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	4箇所 240人	0.04 2.45	4箇所 255人	0.04 2.60	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	2市	—	2市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	2市	—	2市	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	0市 0人	—	1市 1人	— 0.01	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	20人	0.20	28人	0.29	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	1市	—	2市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	425件	4.34	440件	4.49	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	2人	0.02	2人	0.02	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	2,521件	25.73	2,645件	26.99	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	53人	0.54	65人	0.66	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	16,085時間 434人	164.16 4.43	16,088時間 443人	164.19 4.52	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	8箇所 80人	0.08 0.82	8箇所 89人	0.08 0.91	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町村内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	3箇所 6人	0.03 0.06	3箇所 6人	0.03 0.06	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	/	—	/	—	—
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—

(3) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 圏域の特徴

(ア) 圏域の人口的な特徴

総人口は減少しているが、65歳以上の高齢者人口は増加し（高齢化率 36.3%）、世帯の小規模化や高齢者世帯・高齢単身世帯の増加が、今後も予測される。

障害者手帳所持者数は、身体障害者が約7割で最も多い。総数は減少しているが、知的障害者・精神障害者については増加傾向にある。

(イ) 圏域の福祉サービス提供基盤の特徴

山間部で公共交通機関が乏しく、サービス利用に際して移動手段の確保が必要である。圏域を越えて隣接市町のサービスの利用が多く、圏域内の相互利用は少ない。

イ 障害福祉サービスの現状と課題

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

短期入所（福祉型・医療型）、生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、地域移行支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

(ウ) よくある相談内容

- ・地域移行・地域定着支援における支援者のスキルアップと体制整備
- ・就労移行支援・就労定着支援の相談支援体制整備
- ・障害児支援の提供体制の整備
- ・障害福祉施設や事業所の（介護）人材不足
- ・強度行動障害者への病院・施設での対応

(4) 圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 圏域としての対策

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

短期入所の人口千人当たりの利用実績は全県よりも多いが、大半が空床利用型のため必要時に空きが無い場合がある。共同生活援助の利用実績も全県よりも多いが、重度者に対応できる事業所は少なく、圏域外の利用も多い。地域移行・地域定着の取組の中で課題解決に向けた方策を検討する。

就労継続支援B型は、事業所数が増加し、人口千人当たりの利用実績も全県を上回っている。地域の特性を生かした「農福連携」の取り組みも行われている。

計画相談支援は、相談件数が増加し、相談支援専門員の負担が増大している。管内2市ともに基幹相談支援センターを整備済みであり、センターを中心に、地域の課題解決に向けた体制づくりに取り組む。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等は、サービス利用実績は増加しているが、人口千人当たりの利用実績は全県よりも少ない。人材の確保が課題である。

放課後等デイサービス等の児童福祉サービスの利用実績は全県を下回っているが、支援の質の向上やインクルージョンの推進に取り組む。

就労継続支援A型は、人口千人当たりの利用実績は県を下回っているが、2市とも新規事業所が開設し、一般就労希望者への支援が拡大している。

(ウ) よくある相談内容に対する考え方

地域移行・地域定着については、利用者の意思決定を適切に支援しつつ、障害要因について共通理解を図り、課題解決に向けて具体的方策を検討する。また、障害特性を考慮した支援ができるよう、職員等の資質向上に取り組む。

就労移行・定着支援については、障害者就業・生活支援センターを中心に、雇用・福祉の両分野における地域の支援機関の連携を強化する。また、移動手段の確保や、在宅勤務等多様な働き方の推進についての検討も必要である。

障害児支援については、管内2市とも児童発達支援センターを設置するなど支援の充実を図っており、住民や関係機関への支援制度の周知にも注力する。

介護人材について、市や関係機関と連携し、育成や確保に努める。

強度行動障害者への対応については、支援者のスキルアップを図るとともに、適切な医療の提供について、関係機関と共有する。

イ 圏域における特徴的な取り組み

(ア) 精神障害者の地域移行・地域定着の取り組み

精神科病院の入院患者への支援を中心に取り組んできており、引き続き、地域の理解促進に取り組むとともに、隣接地域とも調整を図る。また、在宅の療養患者や引きこもり者等も視野に入れ、支援について関係機関と協議していく。

支援者についてもスキルアップを図り、ピアサポーター養成研修を受講した当事者の活用についても、関係機関と協議を行う。

(イ) 地域生活支援の充実

管内1市は地域生活支援拠点等を整備済みで、1市も整備に向けた取り組みを進めている。整備後は、運用について検証し、緊急対応プランの実働性を高める。

(ウ) 障害児支援の充実

医療的ケア児支援について、管内2市で協議の場やコーディネーター配置などの体制整備が進んでおり、さらなる支援の充実を図る。

(エ) 災害時支援の取り組み

災害時に安全に避難し、安心して避難生活を送ることができるよう、地域住民や関係機関が連携し、個別避難計画の作成や避難訓練の実施等に取り組む。

10 淡路 障害保健福祉圏域

(1) 圏域の概要と主な成果目標

構成市町 3市
面積 595.63km²
人口 123,444人
(令和5年4月1日現在)

【障害者手帳所持者数】

	第3期計画 H25年度末	第4期計画 H28年度末	第5期計画 R元年度末	第6期計画 R4年度末
身体障害者	7,277人	6,962人	6,676人	6,136人
知的障害者	1,176人	1,307人	1,355人	1,444人
精神障害者	689人	747人	882人	851人
計	9,142人	9,016人	8,913人	8,431人

【主な成果目標】

	基準時 (R4年度)	目標 (R8年度)
①福祉施設から地域生活への移行者数 (※1)	—	12人
②施設入所者数	196人	184人
③地域生活支援拠点等の整備	3市域	3市域
④福祉施設から一般就労への移行者数 (※2)	11人	14人
⑤児童発達支援センターの設置	0市域	3市域
⑥重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に無し (0市域)	圏域に1カ所以上
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	3市域	3市域
⑧基幹相談支援センターの設置	3市域	3市域
⑨障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	2市域	3市域

※1 基準時 (R4年度末) からR8年度末までの累計

※2 基準時はR3年度

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

【指定障害福祉サービス等の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護 [時間/月] [人/月]	2,589時間 194人分	20.97 1.57	2,867時間 210人分	23.23 1.70	37.88 2.24
重度訪問介護 [時間/月] [人/月]	540時間 3人分	4.37 0.02	660時間 6人分	5.35 0.05	44.67 0.16
同行援護 [時間/月] [人/月]	561時間 38人分	4.54 0.31	593時間 37人分	4.80 0.30	6.81 0.30
行動援護 [時間/月] [人/月]	9時間 2人分	0.07 0.02	37時間 5人分	0.30 0.04	2.44 0.08
短期入所(福祉型) [人日/月] [人/月]	244人日 34人分	1.98 0.28	319人日 44人分	2.58 0.36	4.03 0.69
短期入所(医療型) [人日/月] [人/月]	37人日 6人分	0.30 0.05	52人日 7人分	0.42 0.06	0.20 0.05
生活介護 [人日/月] [人/月]	7,623人日 416人分	61.75 3.37	8,156人日 445人分	66.07 3.60	48.82 2.49
自立訓練(機能訓練) [人日/月] [人/月]	129人日 6人分	1.05 0.05	134人日 7人分	1.09 0.06	0.58 0.03
自立訓練(生活訓練) [人日/月] [人/月]	485人日 38人分	3.93 0.31	484人日 38人分	3.92 0.31	1.69 0.11
就労選択支援 [人/月]			14人分	0.11	0.08
就労移行支援 [人日/月] [人/月]	257人日 20人分	2.08 0.16	241人日 20人分	1.95 0.16	5.05 0.31
就労継続支援A型 [人日/月] [人/月]	445人日 25人分	3.60 0.20	621人日 36人分	5.03 0.29	16.79 0.86
就労継続支援B型 [人日/月] [人/月]	6,051人日 385人分	49.02 3.12	6,500人日 412人分	52.66 3.34	62.49 3.60
就労定着支援 [人/月]	13人分	0.11	19人分	0.15	0.14
自立生活援助 [人/月]	4人分	0.03	5人分	0.04	0.02
共同生活援助 [人/月]	187人分	1.51	215人分	1.74	1.27
計画相談支援 [人/月]	332人分	2.69	365人分	2.96	1.84
地域移行支援 [人/月]	3人分	0.02	6人分	0.05	0.02
地域定着支援 [人/月]	11人分	0.09	15人分	0.12	0.04
児童発達支援 [人日/月] [人/月]	324人日 89人分	2.62 0.72	372人日 104人分	3.01 0.84	14.95 1.75
医療型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	0人日 0人分	0.00 0.00			

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり量	R8年度見込	千人あたり量	千人あたり量
放課後等デイサービス [人日/月] [人/月]	2,241人日 273人分	18.15 2.21	2,714人日 341人分	21.99 2.76	42.50 3.99
保育所等訪問支援 [人日/月] [人/月]	6人日 6人分	0.05 0.05	14人日 14人分	0.11 0.11	0.45 0.27
居宅訪問型児童発達支援 [人日/月] [人/月]	0人日 0人分	0.00 0.00	0人日 0人分	0.00 0.00	0.05 0.01
障害児相談支援 [人/月]	115人分	0.93	151人分	1.22	0.79

【市町地域生活支援事業の見込量】

	第6期計画		第7期計画		全県
	R5年度見込	千人あたり	R8年度見込	千人あたり	千人あたり
理解促進研修・啓発 [実施市町数]	3市	—	3市	—	—
自発的活動支援 [実施市町数]	3市	—	3市	—	—
障害者相談支援 [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	10箇所 828人	0.08 6.71	10箇所 875人	0.08 7.09	0.02 9.02
基幹相談支援センター [設置市町数]	3市	—	3市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化 [実施市町数]	3市	—	3市	—	—
住居入居等支援 [実施市町数、実利用者数(人/年)]	0市 0人	— 0.00	0市 0人	— 0.00	— 0.00
成年後見制度利用支援 [実利用者数(人/年)]	5人	0.04	5人	0.04	0.09
成年後見制度法人後見支援 [実施市町数]	1市	—	1市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	695件	5.63	769件	6.23	4.04
手話通訳者設置 [実設置見込者数(人/年)]	10人	0.08	10人	0.08	0.01
日常生活用具給付等 [給付等見込件数(件/年)]	3,201件	25.93	3,283件	26.60	25.69
手話奉仕員養成研修 [修了者数(人/年)]	35人	0.28	39人	0.32	0.18
移動支援事業 [延利用時間数(時間/年)、実利用者数(人/年)]	3,628時間 70人	29.39 0.57	3,943時間 81人	31.94 0.66	343.36 2.55
地域活動支援センター(自市町内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	5箇所 249人	0.04 2.02	6箇所 290人	0.05 2.35	0.03 0.59
地域活動支援センター(他市町村内) [実施箇所数、実利用人数(人/年)]	3箇所 69人	0.02 0.56	3箇所 69人	0.02 0.56	0.02 0.05
発達障害者支援センター [実施箇所数、実利用者数(人/年)]	/	—	/	—	—
障害児等療育支援事業 [実施箇所数]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 [修了者数(人/年)]	/	—	/	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 [実利用件数(件/年)]	/	—	/	—	—

(3) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題

ア 圏域の特徴

(ア) 圏域の人口的な特徴

圏域の人口は約 12 万 3 千人で、圏域内の 3 市はそれぞれ 4 万人台前半でほぼ均等に分布しており、県全体の人口に占める割合は約 2.3% である。令和 5 年 2 月 1 日現在の高齢化率は 38.2% で、県全体の 29.3% を大きく上回り、県下で最も高齢化率が高い。今後も人口減少が進むことが予想されている。

(イ) 圏域の福祉サービス提供基盤の特徴

3 市共同で「淡路障害者自立支援協議会」や「基幹相談支援センター連絡会」を開催し、圏域内の障害福祉サービスの格差解消に向けた協力、連携を図っている。圏域では、淡路圏域健康福祉推進協議会介護・福祉部会を圏域自立支援協議会と位置付けているのに加え、精神分野では淡路圏域精神障害者地域支援協議会（行政・警察・医療連絡会議等）、淡路障害者生活支援センターが開催する淡路精神障害者地域移行推進会議等があり、関係機関の連携推進を図っている。

イ 障害福祉サービスの現状と課題

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

生活介護、就労継続支援（B 型）、共同生活援助、計画相談支援

年齢やサービス種別に関わらず「意思決定支援」の伴走として「丁寧な相談支援」の提供を推奨しており、計画相談に関しては今後も利用希望の増加が見込まれる。共同生活援助は「日中サービス支援型」等の実践を通し、高齢重度化にも対応できる手厚い支援の共通理解が進みつつある。生活介護は利用者が増加しているものの利用調整が困難な場合も多くなっており、地域生活の継続や地域移行の推進に向け、共同生活援助と同様、今後も需要が増加してくるものと思われる。就労継続支援 B 型は利用者の選択の幅が広がっているものの、事業所の地域偏在等による集中と定員割れが生じている。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

重度訪問介護、短期入所、就労継続支援（A 型）、放課後等デイサービス

圏域内に重度訪問介護を提供できる事業所がない。短期入所についても圏域内に医療型事業所がなく全般的に移動が課題となっており、福祉型は児童や重度高齢者において利用調整が困難となっている。就労継続支援 A 型事業所は 1 カ所で、利用は少しずつ増えている。放課後等デイサービスも事業所は増加しているが、支援を必要とする児童の高いニーズへの対応が課題である。医療的ケアが必要な人や重度障害者への支援が弱く、家族の負担が増大している。

(ウ) よくある相談内容

重度障害者が利用できる生活介護が少なく、訪問入浴の事業所の圏域からの撤退に伴い、特に入浴サービスに関する相談が増加している。また利用者、家族の高齢化に伴い、「親なきあと」も含めた将来の生活に関する相談や、経済面の不安についての相談が増えている。

(4) 圏域における対策と特徴的な取り組み

ア 圏域としての対策

(ア) 他圏域と比較して多いサービス

より一層質の高い安定したサービスの提供を積極的に進めていくとともに、地域ニーズの把握に努め、利用希望に見合ったサービス提供の実施と供給量の確保が必要である。利用者の高齢化、障害の重度化に対応可能な支援内容や体制の見直しが不可欠であり、医療や介護分野との連携を強化し、共生型サービスの新規参入の促進や安定したサービスが提供できるヘルパー等の人材確保、育成を図っていく。また、住み慣れた地域で暮らし続けたいという希望に応える日中サービス支援型グループホーム事業所の増加も求められる。

(イ) 他圏域と比較して少ないサービス

圏域内にサービスを提供できる事業所がない重度訪問介護、自立訓練（機能訓練）、短期入所（医療型）、医療型児童発達支援については、専門的医療機関との連携を強化し、圏域外の事業所の潤滑な利用を支え、必要なサービスの確保に努めると同時に、圏域内に新規事業所参入の働きかけを進める必要がある。就労定着支援や新たにスタートする就労選択支援の周知を図ることや、事業所間での課題共有や圏域内の福祉、労働、教育等の分野の連携をさらに進め、本人の希望する多様な働き方を応援していく必要がある。

(ウ) よくある相談内容に対する考え方

本人の障害の重度化や高齢化に加え、家族の高齢化も進んでおり、家族の負担や本人の不安の軽減を図るためにも、両者への傾聴や正しい情報提供により「緊急短期入所」の制度の周知・活用を促す。また、地域の生活実態の把握に努め、医療や介護保険等他分野からの参入や協働も進める必要がある。各事業所には養成研修への参加を促し、専門性の高い支援者の育成を図る。

イ 圏域における特徴的な取り組み

(ア) 医療的ケア児等の支援体制

医療機関との連携により、必要なタイミングでの情報提供や早期からの支援開始を提供できるように、各市配置の医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療、保健、保育、教育等の関係機関との連携を深め、多分野にまたがる医療的ケア児支援体制づくりを推進する。

(イ) 相談支援体制の構築

全てのケースへの相談支援の継続のために、相談支援事業所の増加が強く求められており、今後は新たな人材の育成が課題である。地域生活支援拠点及び各市基幹相談支援センターと各事業所が連携し、相談支援専門員の定着を図りつつ、地域の課題やニーズを理解し応えられる質の高い相談支援を実施できる体制づくりを進める必要がある。

さらに地域包括支援センターをはじめ他分野機関との連携を強化し、多種多様な相談に対応できる重層的な相談支援体制の構築を目指す。

第 7 章

參考資料

1 兵庫県障害福祉審議会条例

○兵庫県障害福祉審議会条例

(昭和46年3月25日条例第25号)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、兵庫県障害福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、障害者基本法第36条第1項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項に規定する市町の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する審査請求の事件を取り扱うこと。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第97条第1項に規定する市町の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する審査請求の事件を取り扱うこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）
 - (4) 障害者の保健、医療又は福祉に関する事業に従事する者
- 2 前項第1号、第3号及び第4号の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員及び特別委員の互選によって定める。

5 部会長の職務及びその代理並びに部会の会議については、第5条第3項及び第4項並びに前条の規定を準用する。

6 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について、委員及び特別委員を助ける。

(審査請求の審議会への諮問)

第9条 知事は、第2条第2号及び第3号に規定する審査請求（以下「審査請求」という。）があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 知事が障害者の保健又は福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。

(医師等の報酬)

第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第103条第2項（児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により医師等に支給する報酬の額は、診断その他の調査をするに当たり必要とする技能の程度又はこれに要する時間等を考慮して、知事が決定する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

2 兵庫県障害福祉審議会委員名簿

氏名	役職名等	備考
浅野 達藏	一般社団法人兵庫県精神神経科診療所協会会長	
足立 一志	兵庫県社会就労センター協議会会長	
石井 登志郎	兵庫県市長会	
稲次 一彦	兵庫県教育次長	オブザーバー
井上 三枝子	公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会理事長	
植戸 貴子	神戸女子大学健康福祉学部教授	特別委員
岡田 洋一	公募委員	
岡林 孝直	一般社団法人兵庫県医師会副会長	
沖汐 守彦	兵庫県町村会理事	
尾山 健司	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会常務理事	
蒲原 綾子	公募委員	
北岡 祐子	一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会会長	
木村 佳史	公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会理事長	
工藤 涼二	兵庫県人権擁護委員連合会会長	
久保 秀男	公募委員	
組橋 匠	神戸地方法務局人権擁護課長	オブザーバー
正心 徹	特定非営利活動法人兵庫セルフセンター理事長	
関根 由紀	神戸大学大学院法学研究科教授	
高井 敏子	加古川障害者就業・生活支援センター所長	
田中 究	兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長	オブザーバー
田中 裕子	兵庫県経営者協会副会長	
谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部教授	会長
玉木 幸則	一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事	
野村 恭代	大阪公立大学都市科学・防災研究センター/大学院現代システム科学研究科教授	
橋本 健志	兵庫県精神保健福祉協会会長	
日高 幸哉	兵庫労働局職業安定部長	オブザーバー
広野 ゆい	特定非営利活動法人発達障害をもつ大人の会代表	
深井 光浩	一般社団法人兵庫県精神科病院協会会長	
藤田 行敏	公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会副会長	
前田 辰幸	兵庫県難病団体連絡協議会副代表理事	
松尾 智美	兵庫県議会議員	
松岡 健	神戸新聞社論説委員	
松端 信茂	一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会会長	
松原 一郎	関西大学名誉教授	
宮田 広善	姫路聖マリア病院重度障害総合支援センター長	
森 有美	兵庫県弁護士会	特別委員

(令和6年3月現在、五十音順)

3 参考法規

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（平成17年11月 7 日号外法律第123号）

（都道府県障害福祉計画）

- 第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
 - 4 都道府県は、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 5 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
 - 6 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
 - 8 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しよう

とする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

10 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ③ 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 都道府県は、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑤ 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑥ 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑦ 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑧ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- ⑨ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二十三 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。